

し  
め  
い  
し

— 最終報 —

## はじめに

しめいし（注連石）は、神社の参拝口などにおいて、ここから神域であることを示すための注連縄（しめなわ）を掛ける一対の石柱であり、その起源は意外に新しく、十九世紀始めである。

本書は注連石を一つの小さな文化と見立てて、発祥、広まりの経路、広まりのための環境などについてまとめようとしたものである。

江戸時代末期、注連石が広まっていた地域の社会の一部を、副次的にでも紹介できればと考えている。

### 【おことわり】

▼ 注連石は、注連柱、注連掛石、注連ぐい、標柱とも称されている。「注連」を「しめ」とひらがな表記する場合もあるが、ひらがなの多い文章の中では「注連」の方が目に入りやすい。後述のように、すでに天保十年の注連石寄進記念碑のなかで「注連石」と明記されていることを尊重し、本書では特別なものを除き「注連石」を用います。

▼ 全国十万とも言われる神社のうち、調査した社は二千社余りであり、未調査の中には本書の結論を左右する社があるかも知れません。

▼ 注連石の表面のいろいろな状態もあり、読み取った文字に間違いがあるかも知れません。

▼ 神社名は本称でないものが多数あります。地名表示も合併前の表示が数多くあります。

▼ 本文中の図・表・写真は区別なく、「図-1-1」などと表して、第一章の一節の中の三番目のものであることを示します。

# 目次

はじめに

## 第一章 掛ける、吊るす、張り渡す

一、江戸名所図会より	1
二、いろいろな柱	6
三、注連石は己を語る	27
四、注連石の形式	30
五、建立数における時代ごとの特色	36
六、狛犬が先か注連石が早いか	38
七、注連石の今後	40

## 第二章 注連石文化の発祥と伝搬

一、注連石の地域別分布	43
二、本社と分詞社における注連石	49
三、岡山南部の丸柱形式	50
四、瀬戸内地域における時代別分布（角柱系）	52
五、海路伝い（角柱系）	53
六、陸路伝い（角柱系）	57

七、縁故情報	63
八、石材と石大工	61
九、祈願文の流れ	59

第三章 注連石に刻された人々

一、大肝煎 浮穴丑之丞俊富	68
二、浜旦那 松浦総次郎真章、財間庫三郎通悟	77
三、椋浦廻船主	83
四、大鍛冶屋 善兵衛	90
五、河野水軍の末裔 清水九右衛門家	94
六、富商 宅間屋利兵衛、深見利兵衛正廣	99
七、浜庄屋 中村三平	104

第四章 小文化の広まり

一、注連石文化を支えた地方の人々	109
二、注連石の広まった地方の文化	120

おわりに	123
謝辞	124
巻末資料	125

# 第一章 掛ける、吊す、張り渡す

## 一、江戸名所図会より

現在、神社の注連縄は本殿のほか拝殿や随神門、鳥居などを活用して展張されているところが多い。旧来、注連縄はどのようにして掛け、吊るし、張り渡されてきたのだろうか。国立国会図書館・近代デジタル化資料の中の天保五（一八三四）年発刊『江戸名所図会』から、神社の注連縄の展張の様子がわかるものを三十二社、三十五例を拾い出した（図1-1-1の千代田区三崎町の三崎稻荷社ほか二社が二つの方式を併用している。）

ここでは、これらを図1-1-1のように分類した。

- I 鳥居に掛ける 十九社（下図のⅠ）
- II 門などに吊す 十二社（下図のⅡ-1、Ⅱ-2）
- III 社殿前に吊す 二社（下図のⅢ）
- IV 一对の竹竿に張り渡す 一社（下図のⅣ）
- V 一对の植木に張り渡す 一社（下図のⅤ）

Iの鳥居を使う形式は過半数を占め、現在においても一般的な形式である。

IIの門などに吊す場合には二つの形式があり、七社は随神門などの屋根付きの門の中に吊しているII-1型が、残りの五社は冠木門に掛けるII-2型である。

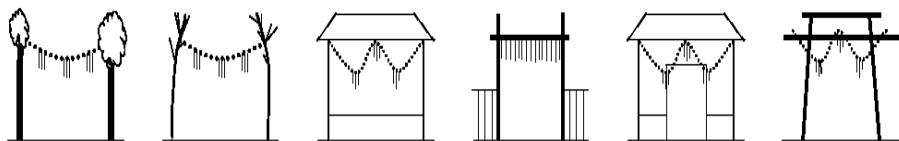


図 1-1-1 注連縄の展張模式図(右からⅠ、Ⅱ-1、Ⅱ-2、Ⅲ、…)

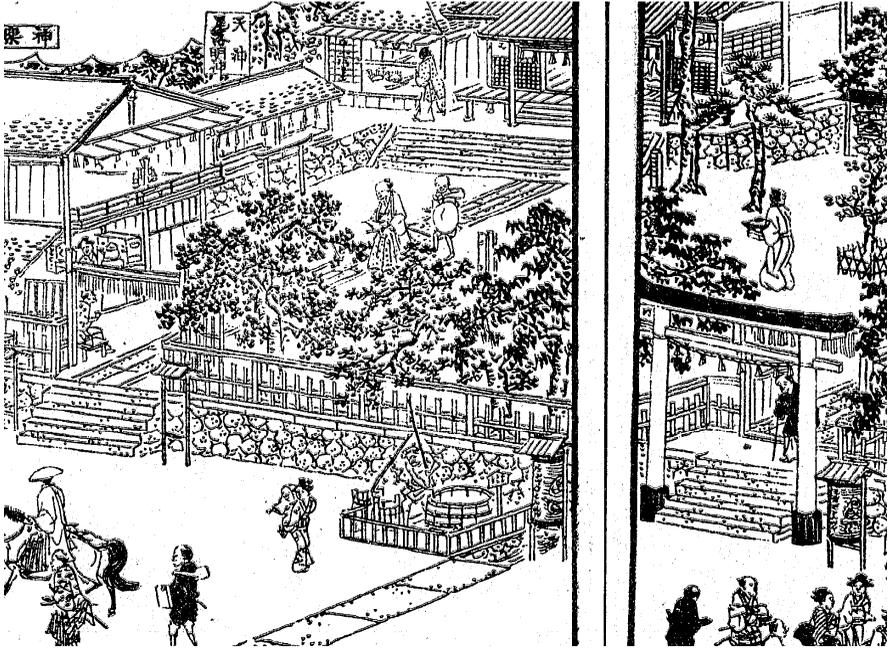


図 1-1-2 「江戸名所図会」より三崎稲荷社

三崎稲荷の絵の右の鳥居の場合は七五三形式の注連縄を掛けている。鳥居の笠木の下にも注連縄が見えるが、後側に冠木門らしき門があつてこれにも掛かっているようにも見える。左の冠木門らしき門の場合は前垂れ形式の注連縄を門の横梁に取り付けた形に観察される（鳥居や門については巻末資料二を参照。）

Ⅲの形はⅠと同じく簡単な方法であるためか、現在でも多くの神社で踏襲されている。

残る形式は、ⅣとⅤだが、Ⅳは現在でも地鎮祭などでごく一般的になっており、鳥居の源ではないかという説もある。Ⅴは背の高い植木を利用して注連縄を張り渡す。巨大な夫婦杉として残っているものは、これの名残だろうか。

図 1-1-3 の上図はⅣ形式の「府中市の府中六所宮」、下図はⅤ形式の「多摩市の一宮大明神社」の注連縄の飾り方で、いずれも前出の『江戸名所図会』による。両社ともすでに立派な鳥居が建立されていることが図上に見え、この地域では鳥居に注連縄を掛けるものではなかったとも考えられる。

江戸名所図会の三十五例のうち、注連縄を鳥

図 1-1-3「江戸名所図会」より府中六所宮(上)と一宮大明神社(下)



居に掛けていたのは過半数の十九社であつたが、逆に鳥居があるのに鳥居にかけていなかった社は十二社あり、江戸では必ずしも注連縄は鳥居に掛けるものではなかったことがわかる。

古くからの習わしにおいては、IからV以外の注連縄の飾り方がある。三重県志摩市の国府神社では、境内に注連縄を張り巡らすために、先端部が擬宝珠の形状をした柱を間隔を置いて建て、柱の上部に細い注連縄をくくり付けていた。

しかし、江戸期の名所図絵・図会には意外に注連縄を掛けた神社が少ない。もちろん図絵等には描かれていない神社で注連縄が掛けられていたことはあり得る。

- ・都名所図会（安永九） 約三十社中、注連縄を掛けた社はない。
- ・大和名所図会（寛政三） 約五社中、注連縄を掛けた社はない。
- ・撰津名所図絵（寛政六） 約三十社中、注連縄を掛けた社は御津八幡宮（Ⅰ形式）のみ。
- ・和泉名所図絵（寛政七） 約十社中、注連縄を掛けた社は堺神明社（Ⅰ形式）のみ。
- ・伊勢参宮名所図会（寛政九） 約十五社中、注連縄を掛けた社はない。
- ・播州名所巡覧図絵（享和三） 約二十社中、注連縄を掛けた社はない。
- ・筑前名所図会（文政四） 約四十社中、注連縄を掛けた社はない。
- ・江戸名所図会（天保三） 百六十二社中、注連縄を掛けた社は三十二社
- ・金毘羅参詣名所図会（弘化三） 十二社中、注連縄を掛けた社は一社（注連石、後述の図1-2-2）
- ・浪華の賑い（嘉永四） 約五社中、注連縄を掛けた社は天満天神（Ⅰ形式）のみ。

注連縄自体はすでに『倭漢三才図絵』（正徳三、一七一三年）でも紹介されており、これら名所図絵等が作成された当時には各所で掛けられていても不思議ではない。前出の名所図絵等で描かれた地域においては、注連縄を掛ける習わしは天保頃に江戸から本格的になったと言えるかも知れない。

現在見られる、この注連縄はどのような方式で奉られているのだろうか。おそらくⅣやⅤ形式のみはごく一部であろうが、大半はやはり鳥居に掛けるのだろうか、それとも、江戸とは異なった様相になっているのだろうか。

西日本、特に瀬戸内では図1-1-4にある「注連石」に張り渡す形式がもっぱら採られている。この注連石が本調査の対象である。

図 1-1-4 注連石のある神社。右下入り口より、鳥居、狛犬、灯籠、注連石、左に漱石、拝殿(奥の本殿は写真では見えない。) このほかに、石標、百度石、石桶などが設置されている神社も多い。これらの位置関係は統一されていない。神社手前左側高台より撮影。



## 二、いろいろな柱

現在までの調査で得られた知見でもって、まずは注連石の様式について考えるが、注連石に似た構造物も幅広く含め考察する。

注連石には柱の側面に種々の文字、文、絵紋が刻まれているのが一般的である。このうち、表側（神社に向かって参拝者側）に刻まれている文を「祈願文」と表現することとする。宣揚文とする先例もあるが、本書の後半で取り扱う江戸期の注連石では、「盛んなさまを世の中にはつきり示し表すこと（広辞苑）」という意味の「宣揚文」はふさわしくないためである。注連石のなかには建立年月、寄進者名、詠歌などを表面に記したものもあるが、この研究ではすべて「祈願文」に含めた。

また、玉垣の要素柱のうち他の柱より高くなっている端柱を「玉垣の親柱」と呼ぶこととする。

### (1) 【石津神社】堺市堺区石津

建立は宝暦十三（一七六三）年癸未九月。祈願文は（神社に向かって、以下同じ）右柱表が「大坂華表講中」、左柱の表は無地。なお石津神社で現存するうち最も古い石造物は正徳元（一七一）年の灯笼である。本殿や拝殿の木造建築物は、往々にして戦火や失火などにより焼失することがあるが、これら石造物は人為的破壊や地震による倒壊があっても少なくとも焼失はしない。すなわち、当該神社の各整備段階のあらかたの時期を示してくれる。

この柱は、高さ二メートル程度の一对の石製の丸柱の上に、鋼材を継ぎ足して注連縄を張っていたもので、石津神社本社ではなく、脇宮の天満宮と野見宿禰社の社前にある。さらに、境内の南側参道口には地上高さ約1.5メートル付近で折れた石製丸柱一对が建っており、これには「文政十一年戊子十二

月」とのみ記され、「文政」の文字のすぐ上で折れている。

はたしてこれらは注連石として建立されたもののだろうか。

継ぎ足した（現代の）鋼材がなければ、注連縄を張り渡したその下を潜るには、両方とも低すぎる。表面に彫られた「大坂華表講中」は寄進者であろうが、「華表」は鳥居を指すことから、「大坂華表講中」はもつぱら鳥居を寄進する講であろう。それであれば、この石柱は鳥居の一部であると考えるのが自然であろう。もちろん「大坂華表講」が注連石を寄進してもおかしくはない。

岡山県倉敷市児島の田の口港に立派な鳥居が再建されている。この鳥居は讃岐の金毘羅さんと倉敷由加山と両方に向けた鳥居であると言われている。弘化三（一八四六）年に発刊された『金毘羅参詣名所図会』にも、「浜辺に金毘羅瑜伽両神の鳥居あり」と記され、下村の浦の船着きの中央に灯籠とともにこの鳥居の絵が描かれている。また、嘉永六（一八五三）年の安藤広重『六十余州名所図会 備前 田の口海浜瑜賀山鳥居』（図 1-2-1）でも紹介されている、当時全国でも名のある鳥居であった。

前置きが長くなったが、現在あるこの鳥居の寄進者が石津神社と同じ名前の「大坂華表講中」である。正確に書けば、金比羅さん（海）側に「大坂華表講中」、由加さん（山）側に「大坂鳥居講中」と、



図 1-2-1 安藤広重の瑜賀山鳥居(国立国会図書館デジタル化資料)

いずれも鳥居に向かつて右の脚に刻まれており、両面の左側には「再建」とともに寄進者の名が記されている。この鳥居の再建時期は明治維新前後らしい。

石津神社の注連石に戻るが、宝暦十三年から約三十年後の寛政七（一七九五）年に発行された『和泉名所図絵』の巻二には現在の石津神社と思われる「上石津社」の境内図があり、末社はあるが注連石は描かれていない。現在ある鳥居の付近に当時も鳥居が建立されていたことはわかる。これだけの情報だが、想像するに「大坂華表講中」としては鳥居を寄進し、由加（瑜伽）さんと同様に右脚表に「大坂華表講中」と彫文したのであり、後年、その鳥居の脚が折損したので、誰かが脇宮に注連縄を吊るすための注連石に改造したのであろう。残念ながら、石津神社の末社の前にある石柱は注連石ではない。なお、南側参道の折損した文政十一年の柱も鳥居の脚の下半部であらう。

この石津神社の柱と同様に折損した鳥居の脚を注連石として活用している例は多いが、不思議と本社ではなく脇宮などの注連石として建てられているのがほとんどである。また鳥居はないが注連石がある場合もある。活用例の代表としては、姫路市の恵美酒宮天満神社の御旅所（あるいは太鼓台かも知れない）のおおよそ直径一尺二寸、高さ一丈ほどの立派な注連石である。柱表面が風化していて読みづらい寄進年であるが、天和期（二六八一年以降）のものらしい。そして、この本社の鳥居は平成二年、注連石は大正四年、灯籠は天和期から十数年後の元禄十一（一六九八）年の寄進である。御旅所にあるこの注連石には、巻きつけた注連縄がずり落ちないように上端部に溝加工されているが、その加工跡は新しい。その他に倉敷市玉島乙島の戸島神社の脇宮岩殿神社（享保五）、倉敷市児島小川町の小川神社の脇宮金比羅社（文政元）などがあるが、これらの柱はいずれも円柱であり、高さは低く、（折れたであろう）上端面の加工が粗末である。

成り立ちの判断が難しいのは、瀬戸内市長船の鞆負（ゆきえ）神社の立派な注連石である。柱の現在の姿は、高さ三・三メートル程度の柱の上部が円筒状（直径約二十六センチメートル）で、下部一・二メートルが六角柱状であり、祈願文は円筒部に「奉・献」と刻されている。この上部円筒、下部六角柱の



図 1-2-2 靱負神社の鳥居(写真奥)と注連石(手前)

注連石は珍しく、岡山市内にも二、三例しかない。  
 下部の六角部の五面を使い、「享保六年八月建立」、「願主 長船吉兵衛亮□」、「長船□兵衛□仲」、「明治十八年八月再建」、「再建 長船喜久春」と順良く刻文されている。左柱にも再建者の名前が刻されている。

靱負神社の現在ある鳥居(貫の下から地上までの高さ三・三メートル、脚部の直径約三十五センチメートル)の寄進は明治八年であり、灯籠(とうろう)は寛政九年のものが最も古い。神社の境内整備では鳥居が早く、次いで灯籠、狛犬(こまいぬ)や注連石はかなりの後となるのが一般的である。

しかし、この注連石の円筒部には、注連縄を括り付けるための木栓のようなものが取り付けられている以外、何の加工もなく、加工跡も見られない。これが古く壊れた鳥居の両脚部とすると、これに貫や笠木を組み上げると、不思議なことに現在ある鳥居と同じ高さとなるもの、現在ある鳥居に比べ両脚が細く釣り合いの悪い鳥居となってしまう。

しかし、これ以上の情報はなく、靱負神社の石造物の寄進建立年を次のように結論付けた。

- ①享保六(一七二一)年八月、鳥居建立。願主は、長船吉兵衛亮□、長船□兵衛□仲。
- ②寛政九(一七九七)年、灯籠寄進(現存する。)
- ③明治八(一八七五)年、鳥居再建(現存、①から百五十余年ののち)

④明治十八年八月、注連石建立（この時、①の古い鳥居の脚を注連石に転用し、「享保六年八月建立」「願主・・・」にならない、「明治十八年八月再建」、「再建 長船喜久春」を加筆・刻文した。淡路島の（石材を引つ張り上げるにも相当の労苦が必要な）高倉山の頂上にある高倉神社（現在、鳥居はない）など、古い鳥居の注連石への転用例は探せばかなりの数になるのではないだろうか。

(2) 【由加神社】 倉敷市・岡山市

前出の倉敷市の由加神社について、

① 前出の『金毘羅参詣名所図会』（弘化三、一八四六）には一対の柱のようなものに注連縄を掛けた絵が描かれている。（図1-2-3）

② 昭和三年発行の『児島郡神社史』には「注連柱 高十貳尺 圓形花崗岩 境内 建設年月不詳」の調査結果が記されている。

③ 現在、脇宮二社の前に高さ2.5メートルほどの表面がきれいに成形された円柱があり、新しい金具をつけ注連縄が張られている。裏面の地上すれすれの所に彫文があり、「文化四季龍集丁卯五月吉辰」、「願主 □木(左) 岸本(中)



図 1-2-3 瑜伽山蓮臺寺本社瑜伽大権現の注連石  
(絵の中央よりすこし右手前)

尾崎(右)」と記されている。

これら三つの情報は一つに収れんするのだろうか。そうだとすれば現存する注連石の中で最も古いものとなる。例えこれが後に移設・再建されたものであっても、『金毘羅参詣名所図会』において描かれているように弘化三年以前に円形柱の注連石らしきものが存在していたことは間違いないだろう。

この由加山は現在でも神仏混交の状態で、大まかに言って、境内全体の中央部に四角の由加神社の施設があり、この両側に蓮台寺の施設が点在している。右側の蓮台寺には文化十四年建立の御影堂があつて、その前にある玉垣の親柱ならびに小柱に「豫州今治城下本町二丁目 深見利平」とある。ご丁寧にも彼は、明治の初めに建立された蓮台寺奥の院にも玉垣も寄進している。第三章で詳述するが、「深見利平」は弘化四年に今治市伯方町木浦神社、慶応元年に由加神社に相對する讃岐の金比羅さんに角柱形式の注連石を寄進している。何故この「深見利平」は両宮参りの片方に注連石を、もう片方に玉垣を寄進したのであろうか。さらに、「深見利平」は、この文化四季の丸柱形式の注連石の存在をどのように見ていたのであろうか。

もう一つ、寛延三(二七五〇)年岡山藩主池田治政がこの倉敷由加山の瑜伽大権現を分祠したという由加神社が岡山市内にあり、ここにも天保七年六月建立の円柱形の注連石がある。この社では、鳥居と灯籠は天保四年、本社と同じ備前焼だろうか天保十二年のすばらしい狛犬が居る。倉敷の本社の注連石に遅れること三十年、鳥居・灯籠の整備の三年後に注連柱が建立されていたこととなる。そして、本社と同様に祈願文がなく、寄進者名だろうか側面に「丹波氏」とのみある(巻末資料の「寄進者の人物情報」参照)。

岡山ではしめ縄を展張するこれら丸柱一対をしめ鳥居と呼ぶということを聞いた。笠木や貫のある鳥居では神輿が通りになるのに不便であるからこのような形式が発想されたという。

山口県周防大島町の志駄岸八幡神社の鳥居(寛永十四年)は、制作後神輿の通りが困難とわかり、本来地中に根入れする柱脚の一部分を地上に出し、高さを稼いだ構造としている。このような工夫がさ

れたものもあるのに、鳥居の最も重要な構成要素である貫と笠木を取り外したものを「しめ鳥居」と称する」という発想は単純すぎる。

後年のものになるが、岡山市鮎浦の素盞鳴神社の注連石（文久二年、図「しめ」）には「奉寄附 注連石一基 郡邑福来」と刻まれている。丸柱といえども文久当時は注連石として寄進したことは明白である。

なぜ丸柱を選んだのかはまだ判らない。現在までの調査では、丸柱の注連石はこの由加神社に始まり、江戸期には倉敷を中心に四十四社、明治十五年までの間に十社、その後現在まで建立年の不詳なものを含めて数社で終わってしまっている。

丸柱形式の注連石の分布等については、第二章で詳述する。

### (3) 【大神神社】奈良県桜井市三輪町

建立時期は不明、白木の柱で無地（祈願文等の記載無し）。

白木の柱一対であるが、いつ頃からの風習なのだろうか。柱自体は白木のままで古いものではない。柱には他に何の情報もない。

大神神社の大鳥居（高さ32メートル余、柱間23メートル、金属製）が建立された翌年の昭和六十二年に発行された『大神神社大鳥居建立記念誌』（文献一の一）の中の絵図のうち、室町時代の絵図は勿論、文政十三年の絵図においても、有名な三輪



図 1-2-4 大神神社の白木づくりの注連柱

鳥居(三ツ鳥居)はあるものの注連柱は描かれていない。

この書中にある、近畿大の櫻井敏雄氏の『自然神道の空間構成』編によれば、「大神神社の北方にある桧原神社には、戦後のものであるが西面して原始的な鳥居が立てられている。すなわち、二本の円柱を掘立柱として、その間に注連縄を張った形式である。これは記紀の天石窟の段に現れる常磐木(真賢木)に注連縄(尻久米縄)を張る習俗と類似する。」と記されている。この記事によれば、桧原神社にある一對の木柱は注連縄と併せ原始的な鳥居であり、記載当時、大神神社にはなかったということである。調査した範囲では、奈良県における注連柱は木製がこの三輪地区に大神神社、桧原神社を含め四社現存するのみである。その外では、長野県長和町長久保の藤尾神社にも木製注連柱がある。この木製注連柱が何時から始まったのかは分からない。

本調査では、注連柱のほとんどを占める石柱製を対象とする。後述のように、注連石文化はその広まりの背景に江戸期における石材産業の発展を伴っているからである。

#### (4) 【高輪神社】東京都品川区高輪二丁目

建立は文政十丁夷(亥ではない、一八二七)年七月、祈願文はなく、右左柱とも無地である。これも本社ではなく境内の太子宮にある。参道側に「御府内石工拾参組總若者中 建之」とあり、全体は石堀の入り口部に門柱を組み合わせたものようであり、石堀の内側には見事な絵が彫られている(「蒙求」にある周処三害の故事に題材を取ったレリーフとか)。前出の天保四年の『江戸名所図会』巻三に現在の太子宮である太子堂・稲荷社・庚申堂の境内図があり、下部が石組みの立派な玉垣が見える。現在の状況と非常によく似た一對の柱もあるが、注連縄を展張したところが描かれていないのが残念である。現在の柱を詳細に見ると、両方の内側(人が通行する側)にほぞ穴を埋めた跡と金具が残っており、門扉柱として使われていたことは明らかである。

的に参拝しているとのことであり、「御府内石工拾参組總若者中」が玉垣などの寄進をしていること、は、江戸末期にはこの習わしがあつたということにな

図1-2-5の上図のように現在は注連縄が展張されているが、江戸名所図会と併せ考えると、これは門柱と考えるべきであろう。

なお、太子宮に祀られている聖徳太子は、日本の匠の祖であるとして大工などの職人が太子講を組織し、定期

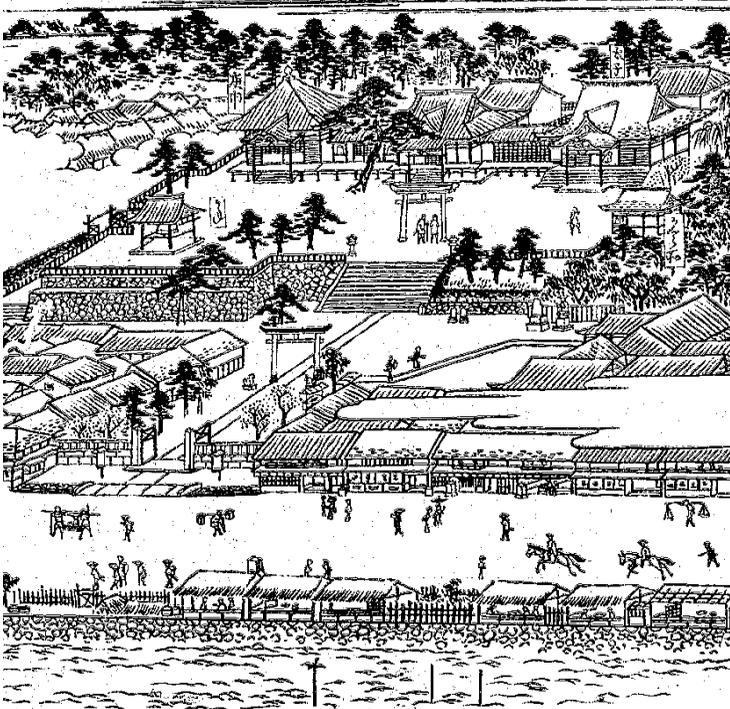


図 1-2-5 高輪神社の太子宮(名所図絵と現在)

る。

同じ旧東海道沿いの荏原神社には、建立年は不明だが二組の石柱がある。一つは、石組みの上に木製の玉垣が造られており、その親柱となっている。石柱の表面には何の文字も彫られていない。石の色や仕上げの丁寧さから見て比較的新しいものようである。社殿の横からこの玉垣門に来る道に、もう一对の石柱があり、これは前のより古そうであるが、こちらは門として使われたのか、上端から四分の一程度下がったところに四角な穴を埋めた跡があり、内側に門扉を取り付けていた金具も見える。玉垣の親柱の方は注連縄を展張するためのものであるが、もう一对の柱はやはり門柱として整理すべきであろう。

(5) 【諏訪大社上社本宮】 諏訪市中州

安政三(一八五六)年建立。これも「しめ鳥居」といわれる。鳥居の仲間であるとされるが、冠木門にもよく似て立派な貫が通っている。長野地方では塩尻市小野の小野神社などにも見られ、何れも本殿に至る主道上ではなく、脇口に立っている。門に注連縄を掛けることは、この門からは神域であり清浄であって、頭(こうべ)を下げてお通りすべきことを示している。鳥居の目的も全く同じである。しめ鳥居というものの、注連縄を掛けた冠木門(図1-1-1)のⅡ-2型である。冠木門の代表例は例えば新居関の門(安政二年)であり、これに注連縄を掛ければ鳥居になるというのも、なんとも奇異な感がする。



図 1-2-6 諏訪大社上社本宮のしめ鳥居

根岸栄隆の『鳥居の研究』（文献一の二）では、

「・鳥居は古代の門であり、笠木と横木(貫)を持つ。

・神社の門は必ずしも鳥居のみに限られていない。樓門(ろうもん)もあり注連柱のこともある」としている。すなわち一般的に門には、鳥居、注連縄をかけた注連柱、樓門、貫は持つが笠木はない冠木門などがあるということである。

(6) 【住吉神社】尾道市土堂二丁目

建立は文政三(一八〇六)年庚辰六月、祈願文なし、裏側には「奉寄進講中」「文政三年庚辰六月吉日」とある。

住吉神社は寛保元(一七四一)年の尾道住吉浜の築造完成時に、築造を進めてきた奉行の平山角左衛門尚住が浄土寺(本堂と多宝塔は現国宝)境内にあった住吉神社を現在の住吉浜に移して港の守護神としたものである。

『尾道小史』（文献一の三）によると、当時の尾道は寛文十一(一六七二)年河村瑞軒の北日本を起点とする西廻り航路の開拓によって、昔からの鉄類、酒類、石材の供給地点に加え、復航の際に積み込む煙草、塩、畳表、錨(いかり)などの交易地点であったほか、金刀比羅詣りという崇敬的行事が尾道港の重要性を高めた。さらに、

「元禄の頃以来異常の発達をした尾道は、享保の末、元文の初めに至るや、いろいろの方面において町政の統一をはからねばならぬ時期となった。即ち港の中心は西に動いて、薬師堂浜以西の整理築調の余儀ない近況にあったし、各問屋営業に対する行政的統制の必要も生じた。これは徳川以降急激な発達を遂げた各商業都市の等しき傾向であった。こうした情況のもとに、新しく奉行の命を受けて赴任したのが平山角左衛門である。平山奉行来任の要務は、単に住吉濱築調ということばかりでなく、町政の本

格的憲法を制定するにあつた。元文五（一七四〇）年、御先手物頭の平山角左衛門は、尾道町御奉行の兼役を命ぜられ二月十六日広島発海路尾道に赴任した。着任の翌寛保元年三月六日、今の中濱通以南の地に長九拾二間、沖手へ七間の築出工事にとりかかった。工事は僅かに二ヶ月余の短時日を要し、五月十日頃に完成した。そしてこの地を新しく住吉町と名付けた。工事費二十八貫八百十四匁、新地売り払い金額六十六貫五十四匁、差引二十四貫四十匁の利益（なぜか、売り払い金から単純に工事費を引いたのでは二十四貫四十匁にならない。）である。港繁昌の大策である上に、大儲けをしたというので藩公は殊の外の喜びであつた。」

この住吉神社には平山角左衛門の霊もまつられている。

住吉神社では三組の柱があり、この文政三年の柱①、明治九年の柱②、残り一組は最初の文政三年のもの複製品③であり新しいものである。現在の神殿は、東向きに建てられており、明治九年のもの②（東向き）と複製品③（北向き）は玉垣の親柱兼門柱として現在も使われている。文政三年の柱①は社殿の南側にあつて、南の海向きに建てられている。明治三十一年頃の写真等を見ると、当時この社は海側に向いて鎮座しており、文政三年の柱①の間から海に出られるようになっていた。

本来の文政三年の柱①には門扉金具五個がくつついたまま残っており、取り付け高さも位置も左右対称と観察される。またほぞ穴を埋めた跡が数個あるが、折損部を修理した片方

図 1-2-7 住吉神社の柱①(手前に笠木が置かれている)



の柱には横梁(よこはり)を差し掛けるための斜めに掘り込まれたほぞ穴が残っている。満身創痕の柱であるが、先端は四角錐(しかくすい)のようにきれいに加工されている。さらに何故かこの柱の手前の地面には鳥居の笠木・島木が寝かしてある。

この柱は何のための柱だろうか。門扉金具と思われるものについては、いつ頃の材料のものかは組成分析すればわかる。しかし、この柱がもともと注連石として神に捧げられたものであれば、まだその機能を果たしているものに対して、ほぞ穴を穿(う)がったり、そこに金具を取り付け他用途に兼用するというようなことはしないであろう。

倒壊した鳥居を丸柱の注連石などに再活用した例は前述のように数多くあり、これは、一旦神の持ち物になったものの、使命を果たし得ることができなくなっただものの取り扱いとしては十分納得できる。この社の他の二柱②③の現在の使われ方が門扉柱であり、①に門扉金具五個がくつついたまま残っていることから単純に門扉柱とすることもできる。またほぞ穴に注目すれば、この住吉神社には鳥居がなく、笠木のみが地上に横たわっていることから、勧請元の堺の住吉大社の鳥居(角鳥居)と似た角鳥居が過去にあつて、この鳥居の折損した角脚の部分を利用したものであると考えるのが最も合理的である。

ただし、この文政三年のものからは重要な情報をいただいた。柱には、「石工棟梁 山根源四郎藤原傳篤作」とある。山根源四郎(藤原傳篤を付ける場合もあり、山根屋源四郎と称している場合もある)は尾道の石工として名をはせ、文化から慶應年間に広島・岡山・愛媛で狛犬を中心に数多くの作品を残している。この山根源四郎ら石工については後で詳述する。

(7) 【三島神社】今治市玉川町法界寺遊舟

建立は文政三(一八二〇)辰年九月、祈願文は右柱表「天下泰平」、左柱表「国家安全」。

狭い山裾(やますそ)に祀(まつ)られた袖垣付きの注連石であり、図の右端の柱から、さらに右あるい

は奥に続いていた形跡は見られず、(玉垣ではなく)この図通りの形でまとまっている。  
今治市玉川町法界寺地区は、今治城から直線距離にして約七キロメートル東に入った、蒼社川(この地域の総社があつたとして総社川とも言われる)沿いの山里地帯であり、古墳などが数多く残っている地域ではある。

この三島神社から直線距離で六百メートルのところに後述の和霊神社(天保十三年の注連石)があり、さらに石清水八幡神社(ここには文久二年の注連石が二対)がある。また、桜井近辺では網敷天満宮内の風呂明神社(天保九年)があり、今治城内では吹揚神社(文久二年が二基、文久三年が一基)がある。こゝとまつてあることを考えると、この地域は注連石文化発祥に関わるなにか特別な由来を持つ地域でないかと思われる。

図1-2-8では、高縄半島と島嶼部における江戸期の注連石位置およびこの地域の天領、今治藩、松山藩の領域を主な町村名とともに示した。

島嶼部では松山藩領である大三島や岩城島などにおいても、今治藩領の大島、伯方島、弓削島と同様に注連石が寄進されているが、高縄半島側では今治領や天領には



図 1-2-8 三島神社の注連石(袖垣付き)



進した浮穴丑之噺らについては第三章でくわしく紹介したい。

(8) 【大山祇神社】今治市大三島町

玉垣風の長い袖(そで)を持つとともに稚児柱を伴っている注連石は、唯一、今治市大三島に鎮座する大山祇神社にあった。注連石の建立年は、前の三島神社より少し若く文政九年であり、両柱とも内側に「瑞廣前」と刻まれている。現在は残念ながら斎館の前に稚児柱形式のみの形式として移設されている。少なくとも平成十九年十一月には下図のような状態であった。以下、図1-2-10の形式としての説明になる。

稚児柱とは、両部鳥居において、前後に転倒しないように脚に添寄せた小さな柱組を言うが、鳥居の場合、両方の脚を連結する笠木ならびに貫があるため、稚児柱を組み合わせると前後左右に安定した構造となる。注連石の場合は、この居の部分がないため稚児柱を組み合わせると前後には安定だが、内外側には傾き倒れる危険性はまだ残る。大山祇神社の注連石は長い玉垣



図 1-2-10 大山祇神社の稚児柱付き、玉垣形式の注連石  
(平成19年11月当時)

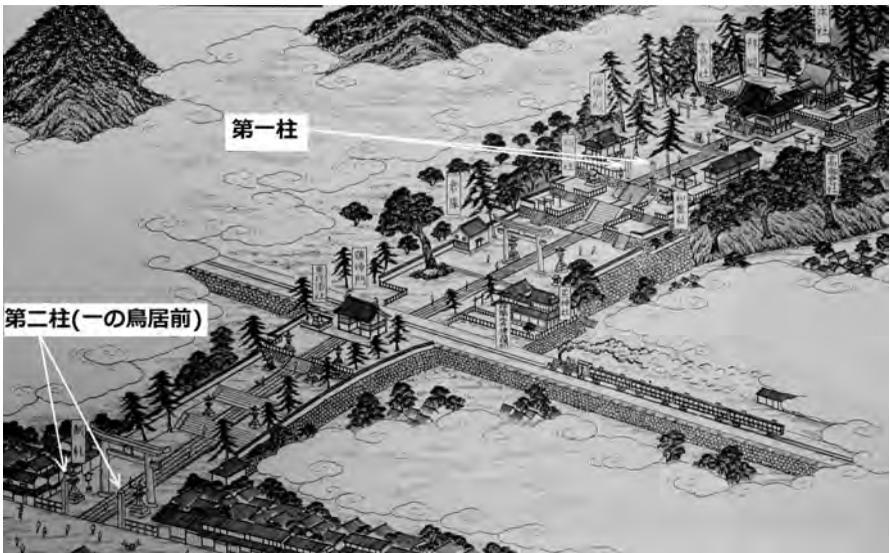
風の袖を持っていた。そして短い稚児柱とこの玉垣が直角に交わって構成され、三方向に安定な構造となっていた。

大山祇神社の玉垣は、参拝口より一段高くなった御棧敷段の境に、注連石から左右に袖を広げたように玉垣が展開し、その両端で垂直につながる生け垣は奥の内社の建物に続いていて神域を守っている。

(9) 【亀山八幡神社】 尾道市西久保

この八幡神社の注連石の第一柱（下図〔文献一〕の四）参照）の右上端の本社から二段下がった入り口にあり）は、両柱の内側に「左右玉垣奉獻 天保四季癸巳正月吉展」と刻されている。寄進者は「橋本氏、亀山氏」であり、この二氏を横に並べて刻してある。当時、尾道で橋本氏、亀山氏と並べてあれば、豪商橋本家・久保町の町年寄、ならびに豪商亀山家・土堂町の町年寄と理解すべきである。この両家の寄進であれば、注連石に続く玉垣全てまとめての寄進だったと考えても問題ない。この玉垣の親柱間に注連縄を張り渡すと、参道幅が広いため注連縄が垂れ下がり、注連縄の下をくぐりにくい。やはり彫文どおり玉垣の親柱ではないかと考えられる。

図 1-2-11 亀山八幡神社全景(明治 43 年当時)



第二柱は一の鳥居前にあり、現姿は玉垣親柱形の注連石である。第一柱と同じように「天保六乙未五月 奉寄進左右玉垣」とあり、現在両側から家並みが迫ってきて大半の玉垣が無くなり、玉垣の親柱と少しの玉垣が残っていて袖垣付き注連石形式のように見える。

さらに、図中には明示されていないが本殿玉垣の前側両隅柱（石柱）には「左右玉垣 惣問屋米干鯉仲買中」（天保六年三月）とある。

(10) 【住吉神社】 呉市豊町、大崎下島御手洗

御手洗は江戸期の瀬戸内海交通の要衝であり、この港の整備に期して建立された住吉神社について、現地にある説明板に次のようにある。

「寛文十二（一六七二）年、河村瑞軒によって開発された西廻り航路は、天然の良港である御手洗港の発展の基盤をつくりました。即ち、東北・北陸から来る北前船が米、ニシン、昆布などを積んで、この港に入るようになったのです。そのため御手洗港は当時、急に活気を呈し、米の御手洗相場がたつていたことからわかるように、瀬戸内海でも屈指の物資の集散地となったのです。文政十二（一八二九）年五月二十六日、隣接する干砂子波止（大防波堤）が完成しました。この波止場の鎮守として住吉神社が勧請され、広島藩勘定奉行、筒井極人の世話で広島藩御用達、大坂の豪商鴻池が堺の住吉神社をそのまま正写したものを寄進したのです。社殿の建立に際しては、一切が寄進によるものですがその主なものをあげると、

御神殿 撰津大坂

鴻池善右衛門

同華表 //

和泉屋作兵衛

岸の姫松 //

海部屋善治

高灯籠 当町

三笠屋忠左衛門

広前高麗狗  
石橋

〃 〃

若胡子屋吉太郎  
鞆田幸七

今田愛兵衛

この外小さな灯籠や玉垣は、大阪商人や全国の間屋連中をはじめ遊女の寄進によるものです。」

地元豊町史掲載の『波止鎮守社住吉大神宮寄進帳』（天保元年、宇津神社蔵）には、右説明板どおり、鴻池善右衛門らが多くの寄進をしていることが詳細に書き留められているなかで、文政十三年の「裏石門」が木谷村の栄屋久蔵と元屋万助により寄進されたとある。

現地の柱には「玉垣」と刻され、この寄進者二名の名前が刻まれている。現在の神社配置では、この柱の位置は神社の裏ではなく、社殿に向かって右側の街道側にある。なお、元屋万助は「裏門石階」も寄進したと記述されている。

木谷村（現在の東広島市安芸津町木谷）の元屋万助は廻船問屋であり、所有の五百石積みの稲若丸が文化二（一八〇五）年岩国から江戸に出港したものの、帰りに

遠州沖で遭難した。乗組員はオランダ船に助けられ、善松など三人はハワイ・マカオ・ジャワなどを經由して三年後帰国している。万助は遭難後も経営を続けたのであろう、慶応三年この御手洗で開かれた勤王志士救援の会議で当時庄屋でもあった万助は、一万両の資金を融資するほどの財力を有していたらしい（文献一の五）。



図 1-2-12 御手洗住吉神社の玉垣

神社の整備順を見てみると、

・神社勧請―文政十二年五月

・鳥居―文政十三年三月

・玉垣―文政十三年四月

・灯籠―天保二年

・高灯籠―天保三年十一月

・狛犬―天保四年八月

となり、当時（灯台代わりとなり）重要視された高灯籠よりも玉垣が早く整備されている。

この住吉神社の柱をどのように区分するかであるが、尾道の住吉神社と同様、境の住吉神社を勧請した社であり、本殿前には大正六年の建立だが注連石が置かれており、この玉垣は創設時から移転されていないと見られ、神社としても「裏門の柱」としての位置づけで記されていることから注連石としては整理しない。

(11) 【弓削神社】今治市上島町弓削

稚児柱付きで最も初期のものは弓削神社にある（下図、弘化二年、祈願文は「奉新建」、「瑞廣前」）。この社は神域が広く、社殿を囲む玉垣はこの注連石のはるか向こう左の海側にあり、海を前に鳥居を中央に置いて両脚に玉垣が接し、左右に広がっている。すなわち玉垣の親柱と鳥居の両脚が兼用になっているような配置である。



図 1-2-13 弓削神社の稚児柱付き注連石

鳥居や玉垣からかなり離れて設置されたこの稚児柱付き注連石は、純然たる注連石として建てられたことがわかる。

(12) 【武田八幡神社】 山梨県韮崎市神山町北宮地

県道202号線上、武田八幡神社の八、九百メートル手前の歩道に、小柄な丸柱の注連石一対が立っている。嘉永六年八月、前神主五位下対馬守藤原朝臣矢崎好貫の建立である。地元の方の話では、「現在八幡のすぐ下にある北宮地の集落は、江戸時代にはこの注連石周辺にあったが、八幡寄りにあった川が氾濫し、集落に大きな被害が出たため現在地に移住した。このため、注連石が現在地に取残された形になっている。なお、地元ではこの注連石を二本の石柱であるゆえ、『にほん』と呼んでいる」とのことであった。社殿と大きく離れた単独柱であり、よく保存されていたものである。

韮崎市史など(文献一の六)によると、寄進者の矢崎好貫は、武田八幡の祀官の家に生まれ、生涯八幡の再興に尽力する傍ら、甲斐・常陸地方の国学者・教育者・歌人として活躍した。嘉永六年(この時七十二歳)の六月、ペリーが浦賀に來航したのを聞き、「亜美理加船渡來歌」でもって素早く反応したらしい。そして八月に注連石建立となった。祈願文はないが建立の目的は明確である。

瀬戸内地方外での江戸期の注連石はこの武田八幡神社のものだけである。矢崎好貫がどこから情報を得ていたか、わからない。



図 1-2-14 武田八幡神社の注連石

### 三、注連石は己を語る

注連石の祈願文の中には己が何のために存在しているかを語っているものがあるのではないだろうか。あるいは、当時寄進者はこの注連石を通じて何を願い、そのための注連石をどのように呼んでいたのだろうか。



図 1-3-1 喜多浦八幡神社の石碑



図 1-3-2 素盞鳴神社の注連石(部分)

今治市伯方町の喜多浦八幡神社では大鳥居と注連石が共に天保十(一八三九)年に建立され、図1-3-1のような記念石を残している。注連石自身に祈願文はなく「無地」であったが、この記念石に刻まれた「注連石」という名称は調査した中で最も初期に名前付けされたものである。

また、前述由加神社の項で引いたように、岡山市鮑浦の素盞鳴神社の注連石(文久二年)には「奉寄附 注連柱一基 郡邑福来」とあり、丸柱形式ではあるが、注連柱であると宣言している(図1-3-2)。

今治市玉川町法界寺の和霊神社の注連石（天保十三年）の祈願文は、「千早振神裳受引微しめ縄」、「長幾多免新也安計能玉垣」。すなわち（正しい読み方かどうかだか）、新しい年に、しめ縄を玉垣に掛けるということは、神も認めてきたように、いにしえより続けてきたものであるという内容であり、後述のように袖垣付き形式である。

同じ今治市上徳の三島神社の注連石（弘化三年）には、「行末も限八志らず（限りは知らず）しめ縄平（に）」、「君□ちと世登ちとせと）祈る神垣」と刻まれている。これから世がどのようになるか心許ないが、神垣にしめ縄を掛け、国の千歳を祈ると読め、この注連石は単独柱であるに関わらず玉垣と一体であるとしている。

喜多浦八幡神社や素盞鳴神社の例がある一方で、このように注連石は玉垣の一部であると記されているものも多い。

一方、当時の資料において注連石はどのように定義され、表現されているだろうか。

『藤井此蔵一生記』（文献一の七）の安政四年の項に、「氏社に七五三柱」という記述があり、現に藤井此蔵の氏神（今治市大三島町井口の）井田八幡神社に「安政三年十二月 左右石垣橋共施主 藤井此蔵豊續」の独立角柱形の注連石が存立している。この井田八幡神社には、すでに天保二年に最初の注連石（これも独立角柱形式）が寄進されており、藤井此蔵はこの現物を知っていたわけで、「七五三柱」という名称は、安政四年当時この地域ではすでに使われていたのであるが、寄進した柱には「左右石垣」とあり、安政頃においても呼び方が一定していなかったことがわかる。

なお、藤井此蔵が寄進した注連石は、日記では安政五年八月十四日に成就している。前年に手配した石が悪かったので買い直したとのこと。したがって、一般に注連石に記載の寄進日は発願・祈願日なのか竣工日なのか明確ではないことに留意する必要がある。

注連石の呼び方を順に整理すると次のようになる。参考に図「[ト](#)」にまとめた注連石の形式を括弧内に記した

- ・天保四年 亀山八幡神社の注連石三対に「玉垣」（玉垣親柱）
- ・天保十年 喜多浦八幡神社の注連石寄進記念石に「注連石」（独立角柱）

- ・天保十三年 法界寺和霊神社の注連石に「玉垣」（袖垣付き）
- ・弘化三年 上徳三島神社の注連石に「神垣」（独立角柱）
- ・弘化四年 木浦三島神社の注連石を「玉垣」（独立角柱）
- ・安政四年 藤井此蔵一生記に、「七五三柱」、現物には「石垣」（独立角柱）

・文久二年 素盞鳴神社の丸柱一対に「注連柱」（独立円柱）  
 これらについて、祈願文内での呼称と現物の図「ト」による形式名の関係を図「ト」に整理した。この範囲では、時代ごとに形式名が移り変わっているわけではないことがわかる。

そのものずばりではないが、注連石の役割を示している祈願文をさらに掲げる。広島県側では、

- ・「奉献 天真柱」、「奉献 地真柱」——三原市沼田東町本市、沼田神社、安政二年

- ・「二柱屹乎表道」、「群黎肃然起敬」——竹原市下野町、下鴨神社、文久二年
- ・「天真柱」、「地真柱」——三原市長谷町、長谷神社、文久三年
- ・「阿米能美波志羅」、「玖邇能美波志羅」（天のみ柱、国のみ柱）——呉市豊浜町大浜、速津佐神社、慶応元年

・「更（くさかんむりに曳）真柱」、「□（同）真柱」——尾道市因島重井町、厳島宮、明治二年  
 愛媛県側では、

図 1-3-3 祈願文内の呼び方と形式名

祈願文内での呼び方	図1-4-1で整理した形式名
「玉垣」	玉垣親柱形
「注連石」	独立角柱
「神垣」	袖垣付き
「七五三柱」	独立円柱
「注連柱」	独立円柱

・「千早振神之美牟漏爾引注」、「連能萬代画天伊者不神葉」——今治市吉海町、田中神社、安政七年  
・「千早振神能己牟漏爾曳しめ農」、「萬代可計天異盤不榭葉」——同玉川町、石清水八幡神社、文久二年  
・「常磐尔志理久米繩乎引渡邊四」、「神迺伊垣能宇智皆清計岐」(ときいわに しりくめなわを ひきわたし、かみの伊垣のうちぞきよけき)——新居浜市外山町、浦渡神社、明治十九年(なお、これは第一章の二の(3)大神神社の項で引いた櫻井敏雄氏の「・・・記紀の天石窟の段に現れる常磐木(真賢木)に注連繩(尻久米繩)を張る習俗」を詠ったものと考えられる)  
・「志理久米繩」、「斐吉嘉潔柱」(しりくめ繩、引き掛け柱)——今治市朝倉下、八幡神社ほか二社、明治三十二年

これらをまとめると、非常におもしろい事に気づく。

広島県側ではそれぞれ表現は異なるものの「柱」に神が宿るがごとく、柱そのものを奉るための祈願文となっている

これに対して、愛媛県側は、しめ繩(志理久米繩)を掛け(あるいは引き渡し)て神に祈る文となっている。掛ける相手は、御室(みむろ)神を安置し奉る室)、玉垣、神垣、常磐である。なぜこのように分かれたのだろうか。

#### 四、注連石の形式

図「一」は、既存の注連石の形式をまとめてみたものであり、「袖垣(そでがき)付き」は主柱の左右に袖垣付きが付属したもの、「稚児柱付き」は、主柱の前後に両部鳥居に付属している稚児柱があるもの、「玉垣親柱形」は、玉垣の親柱が注連石となっているもので、図のように二方向に広がる玉垣の隅柱が

注連石となつてゐるものと、一方向だけの玉垣の端柱が注連石となつてゐるもの（図は省略）がある。この玉垣親柱形は、本来の玉垣なのか注連石なのか判断がつきにくい。「袖垣付き」の袖垣も本来やしるを囲む玉垣をごく小規模にした結果と考えると、「玉垣親柱形」と同じ部類と言える。

尾道の亀山八幡神社も同様だが、松山市中島の忽那島八幡の注連石（天保十一年）は玉垣親柱形であるが、地上高さが一・六メートルしかない。注連石の間隔は三メートル以上あり、しめ縄を展張した場合、はたしてその下を参拝者が通れるか問題である。祈願文は左右柱とも「奉寄進」である。しめ縄を張ったその下を通れないならば、これは玉垣の親柱であつて、「玉垣親柱形」の注連石ではないのではないかという疑問が湧く。

一方、柱の高さが幾らであれば注連石に整理し、それに満たないのであれば玉垣として整理したらよいのか、この基準は判らないし、そもそもこのような高さだけで区別することは理不尽であろう。

「三、注連石は己を語る」で数多くの呼び方が混在していた状況を挙げたが、あえて無理にでも、玉垣の親柱と注連石との区別をすれば、それは何だろうか。

竹原市田万里町市の市恵美須神社の注連石（文久二年、「福祿永世 有餘無窮」）は玉垣親柱形であるが、高さはしめ縄を張ったその下を通ることはできないくらい低い、神域が非常に小さいので玉垣の外から参拝できる。

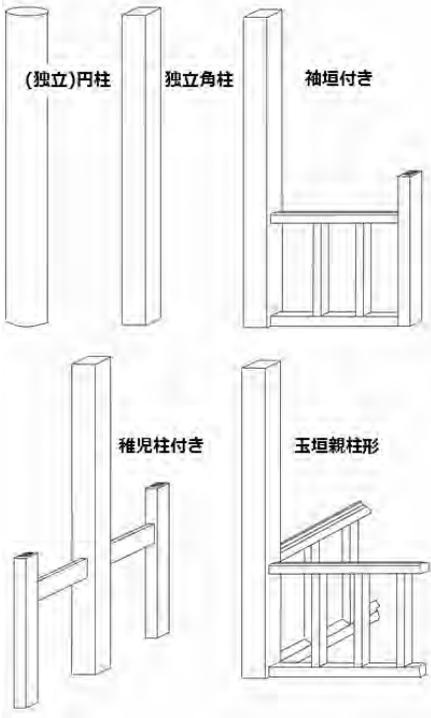


図 1-4-1 注連石の形式



図 1-4-2 竹原市田万里の市恵美酒神社の注連石

本書では、「玉垣親柱形」を幅広く採用することとしたい。すなわち、亀山八幡神社、忽那島八幡も市恵美須神社のものも注連石に整理する

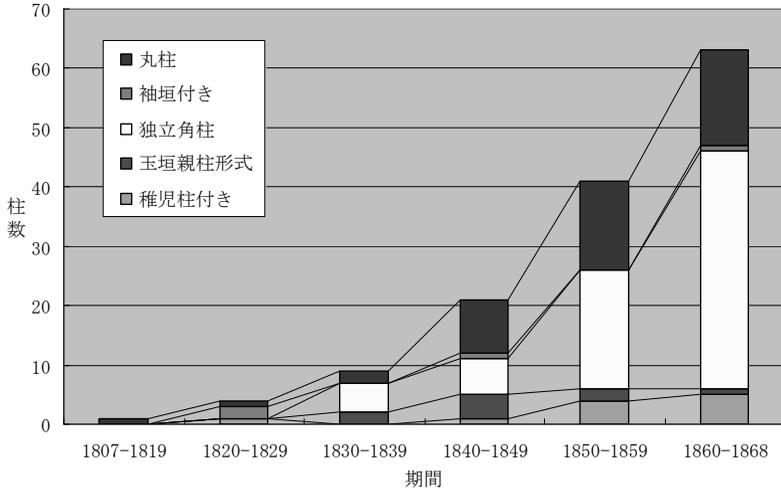
岡山県矢掛町の若宮八幡の注連石（嘉永六年）の祈願文は「奉献」「石壇」とあり、確かに石段の前に立っている。これは石壇寄進の記念石ではないのかという疑問が強いが、現に注連石として用いられているし、左右一対であることから注連石とした。

今まで考察してきたように注連石の厳密な定義はまとめきれない。品川・高輪神社や尾道・御手洗の住吉神社のものも門柱であった。広く見れば寺院にも注連縄を張り渡した石柱がある（例えば瀬戸内市牛窓の本蓮寺＝朝鮮通信使の正使の宿館だった、大正末期。）

しかし、注連石の属性を「神社の表参道にあり、しめ縄を掛けられるようにし、祈願文を持つ一対の石柱とその類型」と割り切ってしまうことも早計のような気がする。今後新しい事実が出てくれば、再度注連石の定義について検討を加えなければならぬこともあるだろう。

図 1-4-3 は、文化四（一八〇七）年から慶応四年までの間、おおよそ十年毎に注連石の形式を図 1-4-1 に従いまとめたものである。文政期までは、独立角柱を除く三形式と丸柱があったが、年代を経るにつれて注連石の寄進数は増え、その増えた大部分の形式は最初になかった独立角柱と丸柱である。丸柱は倉敷を中心とする地域で数を増やしていったが当初の三形式は「形式を残していった」程度であ

図 1-4-3 注連石の形式変遷



る。

ここで、注連石の形式変遷について仮説を立ててみる。

- ・角柱系は、玉垣の親柱に注連縄を張り渡したことから、
- ・丸柱形式は、前出の石津神社のように折損した鳥居の両脚に注連縄を張り渡したことから

それぞれ注連縄を展張する専用の柱として進展した、というのが最も理解しやすい流れではある。

まず角柱系の流れであるが、(すでに設けられていた、あるいは新しく寄進した)玉垣の親柱に注連縄を張り渡した①「玉垣親柱形」から、④の注連縄を展張する専用の柱としての形式を探る過程において、

②「袖垣付き」は、まだ玉垣が整備されていない神社において、既存の「玉垣親柱形」に倣い、玉垣を模した部分を角柱に付随させた

③「稚児柱付き」は、両部鳥居に倣い稚児柱を付随させ、重厚さと地震や台風時の転倒防止をはかったと、説明するのがし易い(文献一の人では、香川県琴平神宮の鳥居について、地震と台風による倒壊例が数多く報告されている)。そして、注連縄展張のための専用柱である④「独立角柱」となっていたのではないだろうか。

しかしこの仮説を完璧にするためには、最も初期の注連石に①「玉垣親柱形」がいくつか見られなければならない



図 1-4-4 向島厳島神社の袖垣付き注連石

が、実際には、法界寺三島神社の②「袖垣付き」から始まり、大山祇神社の③「稚児柱付き」、亀山八幡神社の①「玉垣親柱形」、大三島井田八幡神社の④「独立角柱」の②③①④順となっている。

すなわち、この①から始まり④に進展していったという仮説は捨てなければならぬ。

純然たる玉垣と②「袖垣付き」とは異なる起源のものであることを示しているのが向島厳島神社（図 1-4-4、文政十二年）や今治市市玉川町の石清水八幡神社（図 1-4-5、文久二年）の注連石である。

向島厳島神社の場合は、初めに②「袖垣付き」注連石を寄進し、次いで玉垣の順ではないかと思われる注連石の様式である。袖垣の笠木に当たる部材が鳥居の笠木と同じように端部加工されていて、全体としてまさに着物の袖を広げたように見える（現状は、玉垣とを繋ぐように団子状にモルタルが詰め込まれている。）

石清水八幡の写真では、一見玉垣とその親柱のように見えるが、実は玉垣と注連石は繋がっていない。ご丁寧にも、この社にある文久二年の二柱ともこのように玉垣とは分離した形で建立されている。もちろん、玉垣と注連石の寄進の時期が異なった結果ではないかということも考えられるが、それでも注連石の袖の左端の柱は玉垣と共用する方がきれいに仕上がるのではなからうか（なお、玉垣の寄進年は不明だが石の色は注連石とほぼ同じである。）すなわち、袖垣付き注連石の袖の部分は、玉垣とは別



図 1-4-5 石清水八幡神社の注連石と玉垣

物であることがこの二例から証明された。  
 ③ 「稚児柱付き」については、玉垣の造立との时期的な相互関係等がどの程度のものかを示す例がある。香川県の琴平神宮について、印南敏秀氏による詳細な調査（文献一の人）があり、



図 1-4-6 金比羅さんの注連石と玉垣

天保から慶応期の間に二十四基の玉垣が造立される中において、稚児柱付きの注連石（慶応元年）が並行して建立されていた時期があり、玉垣と注連石は別物として相互補完を認めなかった事実があった。

④ 「独立角柱」と玉垣の関連について今治市伯方町の木浦三島神社を例にとると、いずれも弘化四年四月であり石工も今治城下中谷啓治である。注連石

と玉垣はおのおの独立した形式であるけれども近接して建っている。すなわち、施工している石工(中谷啓治)は、注連石と玉垣の役割は異なると考えていたのであろう。しかし、『伊方木浦の歴史』(伯方島観光協会編)には、「玉垣竣工、石工慶治参申候、下石工三人参申候」とあり、いつ頃の記載か不明だが、まだ注連石と玉垣は一体として、あるいは注連石は玉垣の一部として認識されていたことも事実である。

図1-4-3の期間の後半に見られる③「稚児柱付き」の増加は、一八五四年十二月に安政の南海・東南海地震(マグニチュード八・四)が起きた影響だと考える。「稚児柱付き」は全部で十一社あるが、この地震後に寄進されたものが六社あり、急に復活した様相を見せている。転倒防止効果が十分でない②「袖垣付き」は希な形式に留まった。

注連石の形式分布と変遷は、その地域的(情報)偏在によると考えられないだろうか。

②「袖垣付き」は、五社のうち四社が今治玉川・朝倉地区内(図1-2-7など)、一社が尾道(図1-4-4)である。

③「稚児柱付き」は全部で十一社、大三島(図1-2-9)、弓削島(図1-2-12)、大島、伯方島の今治側四島の六社と今治三社、松山北条、琴平神宮(図1-4-6)の各一社に寄進されている。

①「玉垣親柱形」は、尾道(向島、因島含む)四社、大崎下島、松山中島、大三島の三島四社、竹原一社(図1-4-2)

すなわち三地域(太字は最初に寄進があった箇所)において、それぞれに特色ある注連石形式が考案され寄進され、そして、その寄進情報と形式情報が頻繁に流れていたのではないかと考える。これが筆者が注連石の形式にこだわってきた理由であり、第四章でその様相について詳細に検討する。

## 五、建立数における時代ごとの特色

慶応四年三月の王政復古以降、新政府は数々の布告や通達を発し、八百万(やおよろず)の神々を神道としてまとめ、政治体制の維持に利用して行こうとした。昔から地域のまとまりの象徴や鎮守の神さまとして、大切にされ頼りにされてきた神社にとつては迷惑な状況になった。明治三年には大教宣布の勅が発せられ、「惟神(かんながら)の大道を宣揚すべき」とするとともに、太政官布告により、「全国大小神社について、施設、勸請年記、神位、祭日、社地間数、勅願所、社領現米高、造営方法、撰社・末社、社中職名位階家筋世代、男女人員などの詳細を提出するよう命じている。

このように明治初期には急激に神社経営に光が当てられた経緯があり、この国家神道政策が注連石の建立・寄進に影響を与えていないとは考えられない。またその後も、富国強兵策による海外出兵と戦勝祈願などで注連石の建立・寄進が急増した。

これらの国家政策によるものを排除し、地域における自発的な建立・寄進を検討対象にしなければ、正しい注連石文化の発祥・伝搬の解明はできない。

図 1-5 は、横軸の期間における年平均の注連石建立・寄進数である。今回調査分は全国を対象とし、各神社における最も古い注連石のみを調査したものであるが、

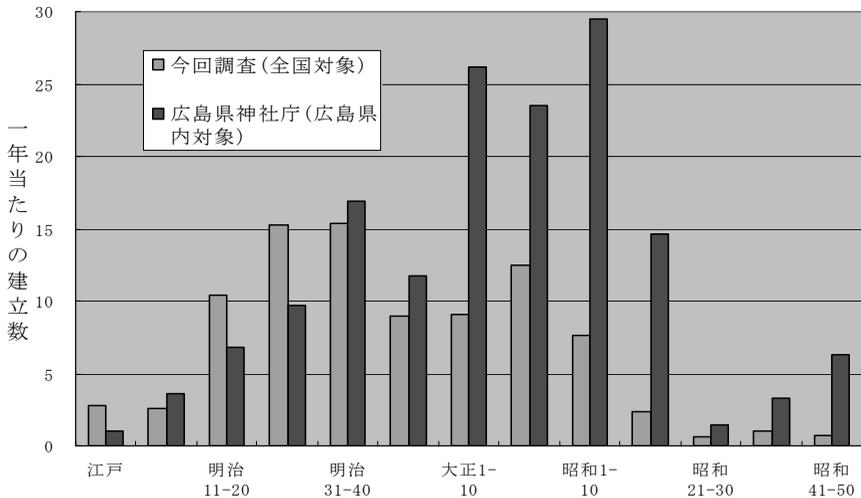


図 1-5 各期間における1年当たりの建立数

広島県神社庁分（文献一の九）は広島県（神社庁）内の神社を対象に、一つの神社に複数の注連石があるものすべてを数えている。

明治十一年の期間から注連石建立・寄進数が増え、明治の後半から昭和の初めまでは新たに導入する神社数がほぼ落ち着いたが、第二柱、第三柱はむしろどんどん増えていったように見える。

この実態は広島県の特有のものかどうか判らない。全国では新規に注連石を建立する神社が増えずに、広島では施設数が増えると言うことは、注連石文化がある一定地域から広がらず、神道崇敬に対する国家的な煽動策などによって（既導入社への）増設があり、戦後はその反動が見られるということだろうか。

これらのことから、注連石文化の発祥はもちろん、伝搬の状況を調べるためにも江戸期のものを考察の中心とする。

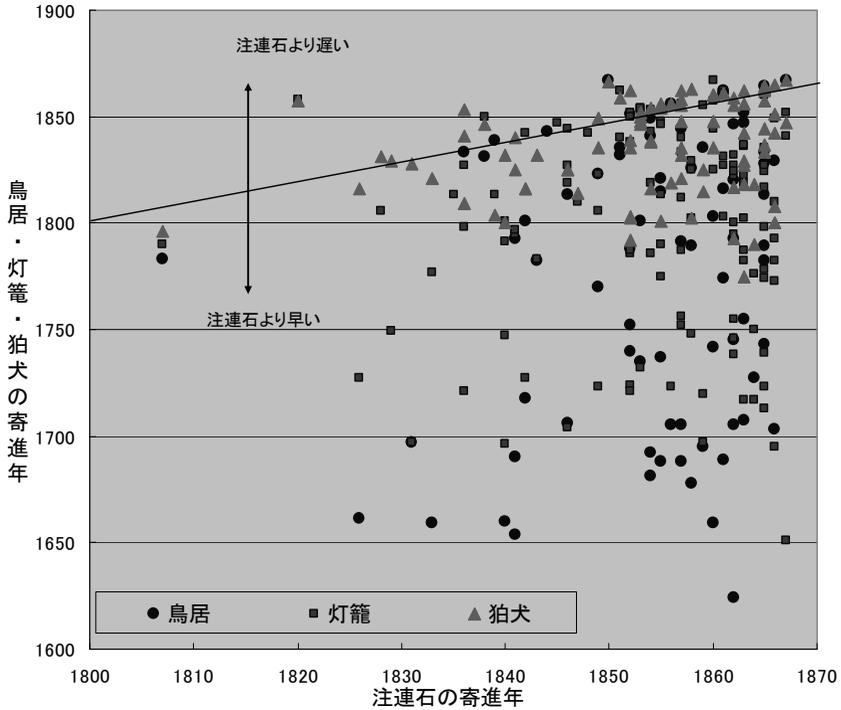
## 六、狛犬が先か注連石が早いか

注連石の建立・寄進は当該神社の整備のどのような時期になされたのであろうか。

図一〇のは、注連石の建立年を指標（横軸）にして、同じ神社の鳥居・灯籠・狛犬の建立年との時間的関係を示したものである。

例えば、文政九（一八二六）年に注連石が建立された大山祇神社では、鳥居は百六十七年前の寛文九（一六六九）年に、灯籠は九十九年前の享保十二（一七二七）年に、また狛犬は十年前の文化十三（一八一六）年に寄進・建立されている。（図中の1800年から1870年までの斜め線は、しめ縄の建立年と同じ年を示す。すなわち、斜め線より上側の施設は注連石より後年度の建立である。）

図 1-6 注連石と鳥居・灯籠・狛犬の建立時期の関連



何基もの鳥居、灯籠、狛犬が寄進されている神社が多く、その中でもっとも古いものの建立年でデータ整理したつもりだが、現地での見落とし、見誤りが相当にあると思われるので、この程度の統計処理が限度である。

この図から概略言えることは、鳥居は灯籠や狛犬、注連石よりも相当早く建立されている。次に建立されたのはぼらつきが多いけれども灯籠であり、その次は狛犬、次が注連石の順である。しかし、狛犬と注連石の建立年は近く、特に注連石の歴史の初め頃には狛犬と同じ頃に建立された例が多い。平均的な値では、一八六〇年代でも、この両者の建立年の差は数年である。

想像するに、本殿、拝殿や鳥居の建立が終わり、神社としての体裁が整い、さらに灯籠の寄進（江戸末期でも通行や作業、さらには危害防止のため、灯りに対する希求は強いものがあり、単なる神社仏閣の祈りのためだけの灯りではなかつ

た)があり、次の神社整備の段階として、狛犬と注連石の寄進という過程を経たのではないだろうか。ただし、このことは、今回調べた注連石のある神社について言えることである。

角柱系の注連石と玉垣との関連を見るのに、この寄進年比較が有効と考えているが、寄進年がわかる玉垣が非常に少ないのが残念である。

## 七、注連石の今後

前出の図1-7を見てもわかるように、戦前の反動のためか注連石の新規の寄進・建立数は近年激減している。神社自体の新設がなくなってきたのかも知れない。寺社建築を担当している技術者の話では、寺院は問題ないが神社は荒廃が心配だという。国や地域、あるいは組織のまとまりと発展を願うという大きな気持ちの人々の中に少なくなってきたのだろうか。

図1-7は、文化四(一八〇七)年を出発点として、その後の注連石数(建立時期がわかる第一柱のみを

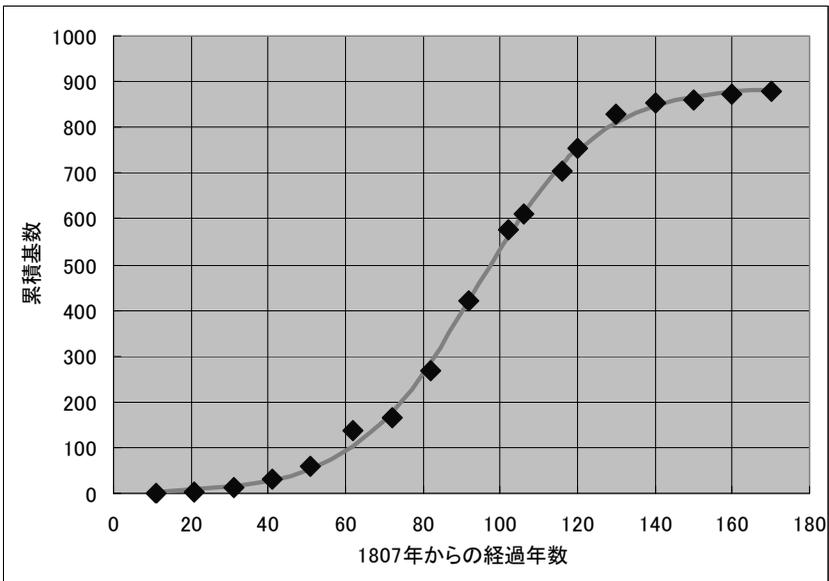


図1-7 成長曲線上の注連石累積基数

対象、八百七十余基）をほぼ十年ごとに累積したものである。

図中の曲線は、一般に成長曲線と称されるもので、例えば家電製品の普及率などは、その導入過程を試験期、発展期、浸透期、安定（飽和）期としてとらえることができ、S字形状の曲線にその過程を具体的に表現できるとして知られている。

文化四年からの累積基数は、不思議なくらい見事に成長曲線上に乗っている。この曲線の特性から本調査の範囲内に限るが、次のようなことがわかる。

加速度的に建立数が増えていた傾向が変化したのは百年程度経過した時点（変曲点、1900年頃）である。日清・日露戦役での戦勝祈願が注連石の寄進を促進させたことは祈願文からもわかる。

百四十年程度経過した頃には、注連石数はほぼ飽和状態、すなわち新たな建立は非常に少ない状況になっている。

## 第一章の参考文献

文献一の一 『大神神社大鳥居建立記念誌』 昭和六十二年、大神神社社務所発行

文献一の二 『鳥居の研究』 昭和十八年二月、根岸栄隆著、岡本正一発行

文献一の三 『尾道小史』 昭和十四年三月、尾道市役所発行

文献一の四 『大日本名所図録―広島県の部』 明治三十四年五月十七日 清水吉康著、大阪大成館発

行、印刷復刻 昭和五十五年四月 芸備郷土誌刊行会

文献一の五 『藝州豊田郡木谷村の記録』 昭和五十一年六月、阪田泰正著・発行

文献一の六 『葦崎市誌』 昭和五十四年一月三十一日、葦崎市誌編集委員会発行

・ウェブページ 『北杜市ふるさと歴史文学資料館 山口素堂資料室』の『葦崎市の歌人 矢

崎好貫武田神社祠官(大村晋氏の故郷)』<https://blogs.yahoo.co.jp/saegusauntai/36460751.html>

文献一の七 『藤井此蔵一生記』 日本庶民生活資料集成 第二卷に収録、一九六九年四月、

編者 宮本常一ほか、発行者 竹村一

文献一の八 『金比羅庶民信仰資料集 第二巻』昭和五十八年四月、金比羅宮社務所発行

文献一の九 『廣島縣の標柱』、平成十六年、広島県神社庁発行

(本書では祈願文の出典、読み方、意味については著者の能力もあり全く充分ではないが、この『廣島縣の標柱』では、広島県内の膨大な数の注連石祈願文について解説がなされているので、祈願文の分析については是非ともこちらを参考としていただきたい)

## 第二章 注連石文化の発祥と伝搬

注連石の地方・地域別分布、時代別分布、形式分布、祈願文の分布などから発祥地域や情報伝搬経路について検討する。あくまでも現地調査した二千社余りの情報に基づくもので、全国数万社と言われる神社のほんの一部であり、また全国を均等に調査したわけではないので、調査結果には不備がある。

特に江戸期の注連石については巻末表の百四十社（後述のように丸柱を除くと九十五社）がすべてであるとするが、新たな情報によつて結論が大きく変わらぬよう引き続き多面的な考察を進める。

### 一、注連石の地域別分布

まずは、建立・寄進の時期に関係なく、調査した全ての注連石についての分布を示す。以下、地図上の「×」が「注連石無し」、「□」が「注連石有り」を表す、ただし、門柱などであっても、注連縄が展張されていたものも「□」とした。

注連石のない社を調査の対象としなかった場合もあり、「注連石なし」が不当に少なくなっている地域があり、注連石有無の比率はあまり意味を持たない。

#### 【北海道・東北・関東地方】

東京には注連石の習わしはないといえる。第一章の「江戸名所図会」のように、天保の江戸では

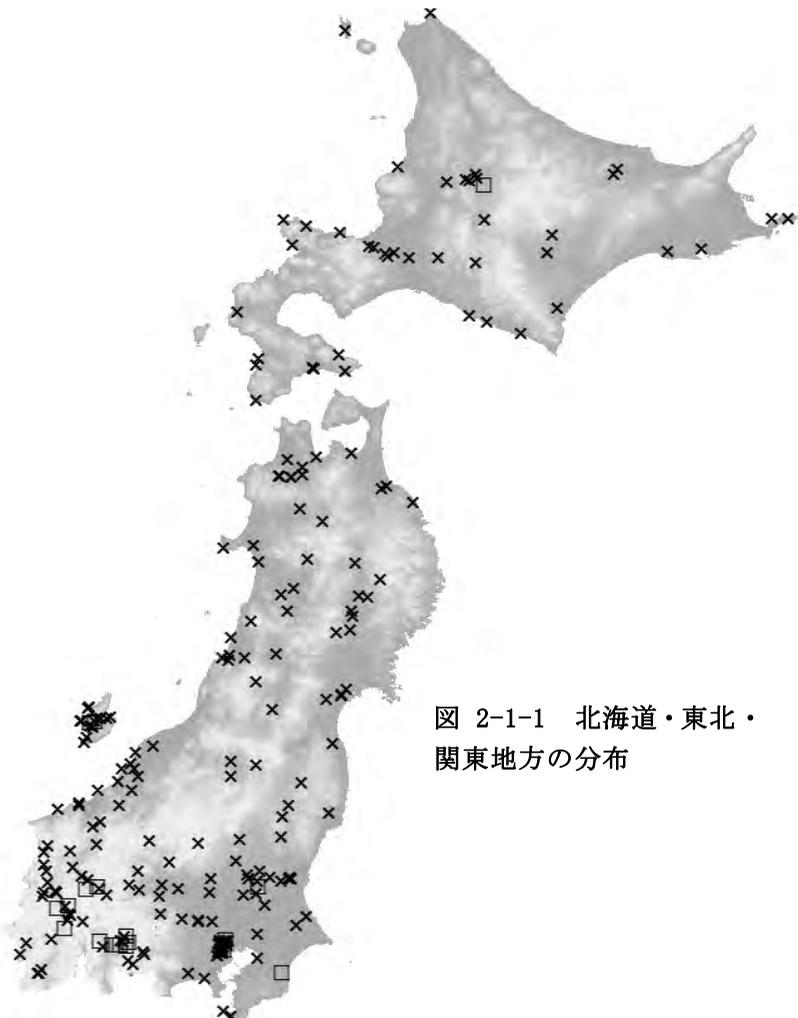


図 2-1-1 北海道・東北・  
関東地方の分布

いろいろな形式でしめ  
縄が張られていた

全国各地の情報が集  
まってくる江戸・東京  
で、しめ縄を展張する  
これら形式が発展して  
いないのは何故だろう  
逆に言えば、情報の有  
無だけで注連石建立に  
至ったわけではないよ  
うな気がする。

『江戸名所図会』の  
三十二社のうち、十九  
社の現況について調べ  
たが、現在、『江戸名所  
図会』ほどの賑わいは  
ない。境内も社も小さ  
くなっているのではな  
いかと思われるのが多  
い。

北海道には注連石が  
数あるのではないかと

考えているが、一社にしか行き当たっていない。というのは、明治六年の屯田兵制度やその後の移民により、地名をも含め内地の文化が北海道に持ち込まれた。例えば地神を祭る五角柱などの石標（五つの面に、天照大神・大己貴命・少彦名命・埴安媛命・倉稻魂命などの諸神名が刻まれている）が富良野近辺で見られ、この習いは淡路島・徳島・香川の屯田兵により持ち込まれたという説がある。（文献二の一）

旭川の南、上川郡東川町の東川神社（灯籠の建立年が明治二十八年であることからこの頃の創建と思われる）には、大正七年の注連石があり、裏面に「香川県仲多度郡高篠村出身 植田和次郎」とあり、彼は田六反余も寄進している。また同じ年月に、山形、香川（東川町への入植は明治28・30年が中心）、愛知、徳島、愛媛、宮城、埼玉、富山、兵庫の方々が共同して狛犬を寄進している。

しかし、江戸期から注連石文化が広まっていた広島県移住者が多かった北広島市の三社ほどを調査したが寄進はなかった。また、二社ほどの金刀比羅神社にも見えなかった。

東北地方を代表する塩竈神社は、航路の安全や豊漁を願う全国からの参拝者があつたと思われるが、ここまで注連石の情報が届いていなかったのだろうか。

甲信越では、山梨県の武田八幡（前出、嘉永六年）、浅間神社（明治22）ほか数社で寄進されているが、広域的ではなかった。長野県では幾つか見つけたが何れも新しい。

北前船の寄港地であつた新潟県佐渡のものは、大正・昭和の寄進であつた。

#### 【中部・北陸・近畿地方】

中部・北陸地方でも注連石はほとんど見あたらぬ。愛知県一宮市花池の大神神社（大正2）、浜松市元魚町の松尾神社（年代不詳）にはある。静岡県磐田市見付の淡海國玉神社には玉垣形式のものが見られる。

近畿では、京都、奈良、大阪にもあるが、兵庫が顕著である。淡路島を含め、瀬戸内海に面している地方に偏っている。兵庫は注連石の多い岡山と接し、淡路島は徳島との結びつきがある。

京都府は舞鶴市時代の朝代神社(大正12)、奈良県は第一章の大原神社や三輪桧原神社、三輪狭井神社、三輪久延彦神社の木柱の注連石がある。

和歌山の熊野三社(本宮大社、那智大社、速玉大社)に注連石はない。

【中国・四国地方】

図2-1-2からわかるように、注連石文化の中心は瀬戸内海周辺であると言っても間違いはない。鳥取、島根、山口、高知には少なく、大部分の注連石は瀬戸内地方にまとまっている。

ただ、初期の倉敷地区では丸柱形式、他地方は玉垣、稚児柱付きを含め角柱であり、この二形式がどのように関連し発展してきたかの分析が必要である。

図 2-1-2 中部・北陸・近畿地方の分布



図 2-1-3 中・四国地方の分布

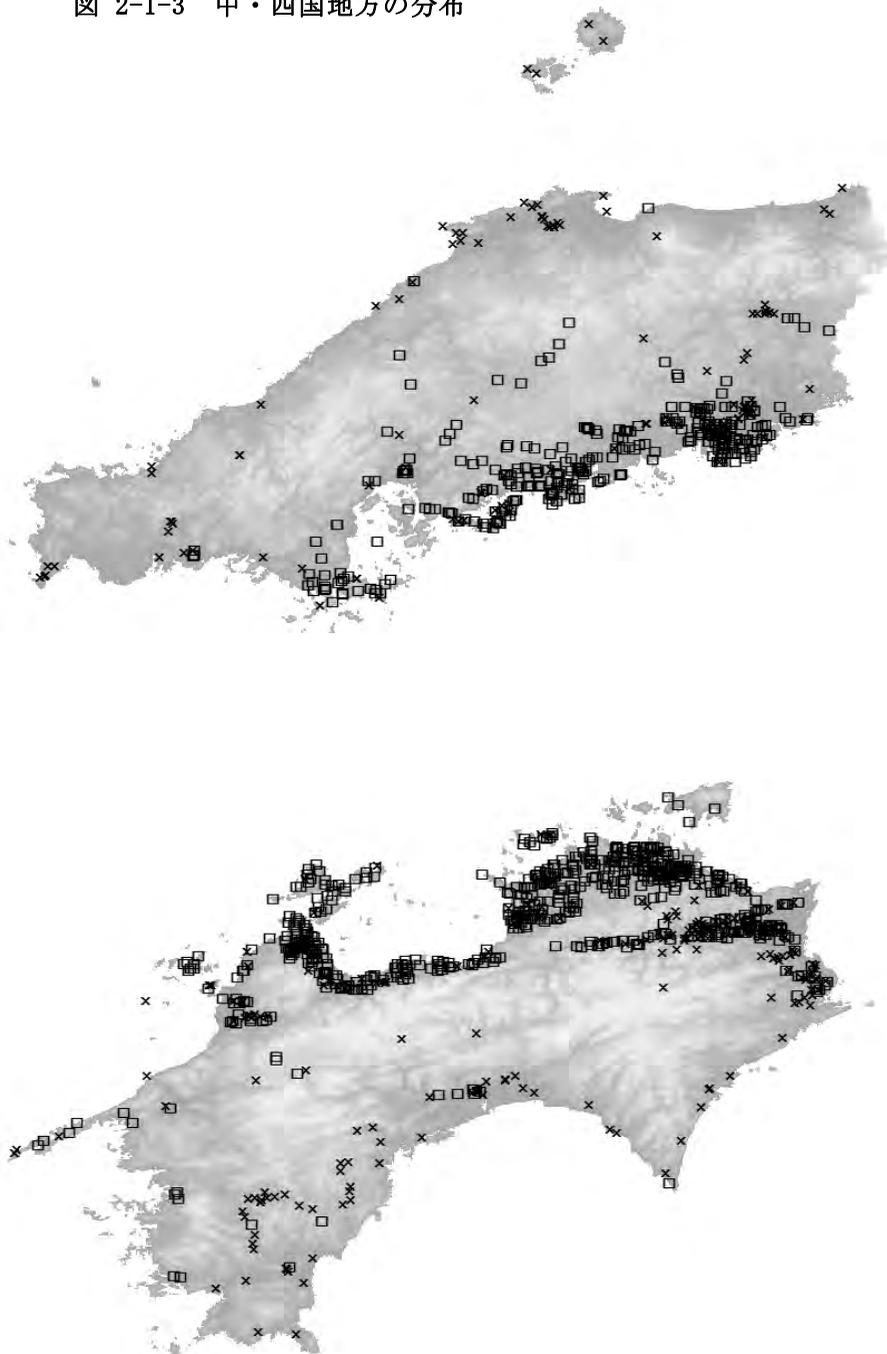
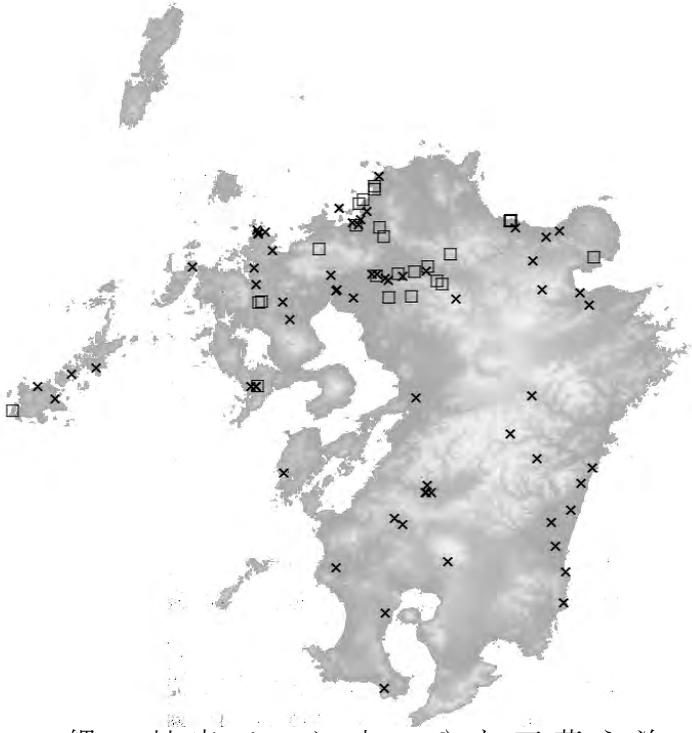


図 2-1-4 九州地方の分布



【九州地方】

九州では福津市宮司の宮地獄神社(明治26)、太宰府天満宮(明治37)などに見えるが、大半にはない。文久三年の七卿落ちによって、鞆の浦や御手洗での注連石文化がこの地域にも伝わっていないかなど期待していたが、今のところ江戸期や明治の初めの注連石は見付けていない。尊王攘夷において東奔西走していた真木和泉が神官を務めた久留米市の水天宮にはあるが、当時のものではない。

五島列島の福江島で五島藩主が崇敬していたという白鳥神社には、大正9年に広島県三原市糸崎の者から寄進された一対がある。

図上には示していないが、屋久島や沖縄・先島諸島では見かけなかった。

## 二、本社と分祀社における注連石

本社と本社の祭神を勧請してまつた分祀社における注連石の有無についてまとめた。

例えば、白山市の白山神社には注連石はなかったが文京区の白山神社には明治末の注連石があった。すなわち、注連石の寄進・建立については、勧請した神社が本社に倣うというのではなく、それぞれの地域の特色を反映した整備と考えられる。

一部であるが、神社系列(系列に間違いがあるかもしれませんが)の状況は次のようになる。太字は注連石のある神社。

八幡宮(京都石清水―未、大分宇佐、鎌倉鶴岡、福岡宗像―なし、倉敷市児島 本庄八幡―文政十二年)  
伊勢(神宮―なし、福山市神村 今伊勢内宮外宮―大正8)

天神(太宰府―なし、今治市桜井 綱敷天満神社天満宮―嘉永五年)

熊野(本宮―なし、速玉―なし、那智―なし、倉敷市林町 熊野―嘉永二年)

諏訪(大社―しめ鳥居、さぬき市乙井 諏訪―明治27)

白山(白山比咩―なし、山口県岩国市横山 白山比咩―大正元)

日吉(大社―なし、大崎上島町原田 日吉―明治6)

春日(大社―なし、善通寺市弘田町 春日―明治17)

住吉(大社―なし、福岡住吉―なし、下関住吉―なし、丸亀市綾歌町 住吉―明治26)

厳島(宮島厳島―明治13、尾道市向島 厳島―文政十一年)

賀茂(別雷―なし、御祖―なし、竹原市東野 賀茂―文久二年)

## 二、岡山南部の丸柱形式

現在の倉敷・玉野市を中心とする地域では丸柱形式の注連石が特色である。文化四(一八〇七)年にその最初のものが建立されているが、その後不思議な経緯を残している。なお、以下では山梨県の武田八幡神社を除く。

丸柱注連石は江戸期において四十四の社に寄進されており、そのうち第二柱(同じ社にある二番目に古い注連石)を有する社が二十二社ある。この二十二社のうち第二柱も同じく丸柱のものが僅か一社(明治十三年)しかなく、残りのすべての第二柱は角柱形式なのである。ということとは、文化四年から始まった丸柱の文化を自らやめてしまったのだろうか。

明治以降新たに建立された第一柱については、丸柱形式のものが十基(全てが明治十九年以前)、大正・昭和が計三基であり、丸柱形式は明治前半にほぼ消滅してしまったと考えられる。

図2-3(◎)は岡山城と倉敷市役所の現位置は、江戸期丸柱形式の四十四社の分布であるが、この地域においては江戸期全ての注連石が丸柱形式であったという訳ではなく、倉敷市藤戸町の廣田神社(■印、天保十二年、

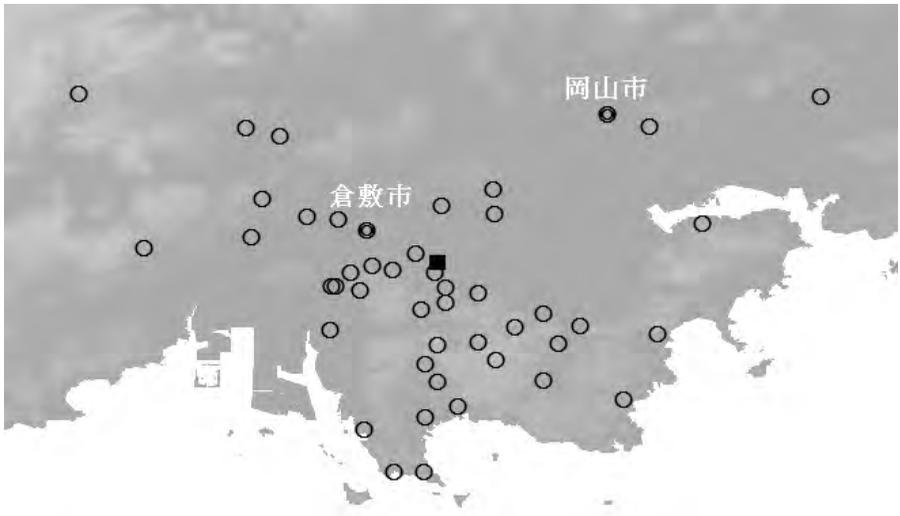


図 2-3 岡山南部の江戸期丸柱形式分布(44 社)

地元庄屋の寄進、巻末資料参照)の社は角柱形式である。まるで丸柱主体の中に敢えて角柱形式を投入したといった感がする。

幕府の天領で代官所が置かれた倉敷は、備中倉敷、美作久世、讃岐塩飽の天領を管轄する拠点であり、また備前岡山藩領の下津井港なども瀬戸内海航路の主要な寄港地として年貢米、物産が集められ富が集積する場所であって各地の情報も集まり、再発信する場所でもあった。

天領倉敷での丸柱の優勢状況が代官所などの支配層の作用によるものであれば、美作久世、讃岐塩飽にも江戸期の丸柱形式注連石があっても不自然ではないと考えたが、いずれの地域にも丸柱形式はなく、江戸期の注連石もない。天領倉敷、備前藩の児島郡の周辺という狭い地域でのわずか八十年弱の流行から考えて、わずかの者の先導だったとも思えるが、これに関しては今のところ何の資料も見いだせていない。

丸柱は加工に手間がかかる、さらに曲面上に刻んだ文字は平面上に刻まれた文字より見えにくい。現実に丸柱形式の祈願文は短く、多くても十数文字であり、例えば詠歌のような三十余字にもなる祈願文はない。丸柱形式の注連石への彫文には特徴があり、次の五つの様式に分類できる。

・左右柱とも無地のもの  
――由加神社など五社

・「奉寄進」「奉献」などと願主名、建立年月などを組み合わせたもの  
――本庄八幡神社(倉敷市児島)など二十六社(過半数)

・「天下泰平」「国家安穩」の祈願文  
――熊野神社(倉敷市林町)など四社

・「順祥安寧」「(建立年月)」のように祈願文が片側にのみあり、他方は建立年月のもの  
――天津神社(倉敷市粒江)など二社

・「一天泰平四海安康」「風雨順時五穀豊登」など両柱に祈願文があるもの  
――西園神社(倉敷市真備町)など二社

これもごく狭い地域での普及の結果とも考えられる。

#### 四、瀬戸内地方における時代別の分布 (角柱系)

全国分布の状況からみて、注連石文化の中心は瀬戸内海周辺であると考えられることから、ここに焦点を当てて、さらに時代別の分布を調べる。

図2-4においては、文政三(一八二〇)年から昭和二十四(一九四九)年までの百三十年間に瀬戸内地方において寄進された八百余りの角柱系の注連石について、寄進年を二十年毎に区切り、新しいほど淡い色なるように色分けして表示している。

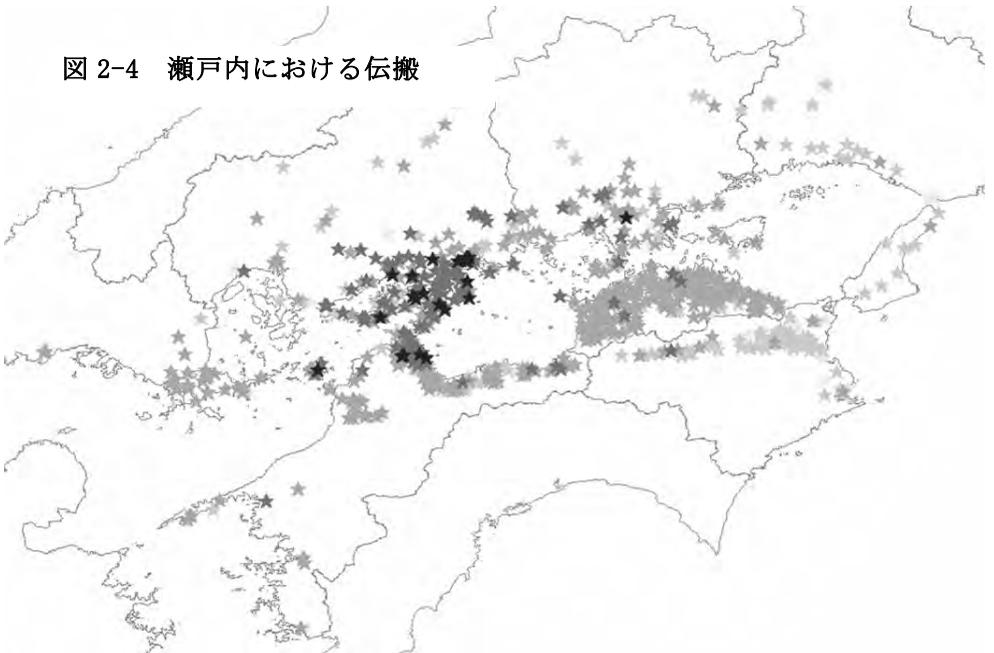
この図からは、角柱系の注連石文化の伝搬過程の大筋をはつきりと読み取ることができる。

すなわち、芸予諸島を挟んで、尾道・三原と今治を含む地域を出発地とし、広島側では内陸部と岡山、山口側へ伝搬している。

四国側では今治から海岸域に沿って東予、香川、さらに徳島、淡路島に順序良くといってもいいほどの広まりが見える。

香川・徳島では丸柱がなく、すべてが角柱系である

図 2-4 瀬戸内における伝搬



ことから、西側からの流れであると結論づけられる。

ただし、今治からの陸伝いだけでなく、直接海を渡った形跡があった。香川県の宅間半島の先端高台に三崎神社が見事に立っている。この神社の注連石(明治七年)の寄進者は「広島県御調郡吉和漁果」である。この神社の下の入り江は「関ノ浦」といわれ、「鎌倉、室町時代には沖を通行する船から通行税をとっていたところで、山口県の上関、中関、下関とともに四大関所と呼ばれ、重要な関所であった。明治、大正、昭和の初期までは漁船が水の補給をしたり潮待ちのための休憩所になっていた」らしい(現地にある香川県の説明板より)。吉和漁果もその由縁から海上安全を願い、注連石を寄進したのではないだろうか。吉和漁果が現在の尾道市正徳町にある吉和漁業であるならば、近くの吉和八幡神社にも天保七年の注連石(寄進者は第三章一の塩田経営者)があり、明治七年注連石の寄進はあって不思議ではない。

これらの広まりが海路伝いか陸路なのか、もう少し分析を深める。

## 五、海路伝い(角柱系)

海路での伝搬経路を見るために、瀬戸内の島々と浦にあって、その地域では最も古い注連石の建立時期をそれぞれの地域の代表として図2-5にまとめた。

図では、文政三年(1820)から古い順に①②③と記号を振っている(①=1820-1829, ②=1830-1842, ③=1843-1859, ④=1860-1882, ⑤=1883-1909, ⑥=1910-1942, ⑦=1943以降、初期の状況を詳しくわかのように、等間隔ではなく、傾斜を付けていることに注意)。

芸予諸島を挟んだ地域の①②③から山陽側と愛媛側に④として広まり各地域に分散しているこ

とがよくわかる。今治以外の愛媛と香川の西部、広島西から山口東部の海岸沿いは次の⑤の時期となっている。すなわち①↓②↓③↓・・・のように隣り合う地域を順に伝わって行く伝導伝達という形でもあるが、①を中心に②、さらには③と領域を広めるような放射伝達というような状況になっているようにも見える。この放射伝達には伝導伝達にくらべ強い情報伝達力が必要であり、この時代、海路交通の発達が必要な水準に達していたと想像される。

陸上交通が馬か徒歩かの時代、大型船を利用して大消費地江戸への廻米や食料・資材の長距離輸送を行う廻船業が栄え、交易が盛んになり、これが地域産業の発展につながっていった。江戸・大坂の規模と派手さには及ぶべくもないが経済・社会の発展に伴い文化面においても活動が活発になっていった地方もあった。

河村瑞賢による東・西廻り航路の開発からおおよそ百年後、日本各地の航路と寄港地・経由地・目印地点などを記した『日本汐路之記』が明和七(一七七〇)年に、また天保期には『日本船路細見記』が出版され、これらにおいては、大坂の港での諸国船の着船場所から始まり、各藩御用船の旗印、時計、方角、潮汐、船針盤などの知識についても解説しており、当時の船頭必携の書物になっていたと言われている。

図 2-5 海路伝搬



瀬戸内海中部を東西に結ぶ航路は中世までは陸地沿いの「地乗り」が主流であり、江戸時代になって芸予諸島の中を割って進む「沖乗り」航路が用いられ始めたとのことであるが、これらは幕府や各藩の公用を含む大型船の航路であって、生活物資の運搬や米・塩・綿・鉄・木材・石など各地の特産物の各地への小売、さらに漁業などによって島々浦々間の船による往来は頻繁になされ、各地の港はかなり整備され活用されていたように、鎖国の中で国内海上交通は簡単には書き表せないほどに発達していた。例えば、神戸大学海事資料館蔵の『従赤馬関至浪華城海上略図』（天保十二年）には数多くの航路が書き込まれている。

文久三年の七卿落ちの際、鞆、糸崎、三田尻、また御手洗や多度津に寄港しているように、雇い船・飛脚船による航海もあり、また、大坂などからの金比羅参りの定期船が瀬戸内海を頻繁に行き交っていた。当時、注連石の情報も海を越えて四方に広まってゆくのになんらの支障はなかったはずである。

注連石とは少し離れるが、全国各地に「江戸廻船中」など江戸期の海運関係者の寄進物（灯籠、鳥居、玉垣、奉納絵馬）が数多く残っている。江戸・大坂から遠い青森県の野辺地八幡宮には「大坂御仕送御用所」（嘉永五年）、徳島県阿南市の塩竈神社では「江戸廻船中」（安永元年）の灯籠などがある。また、当時の瀬戸内航路の中央に位置していた愛媛県岩城島八幡神社の玉垣には、「江州」「播州高砂」「大坂釣鐘町」「今治拝志」「備後尾道」「藝州御手洗」「大坂安治川」「播州灘大石」などからの寄進者名が並ぶ。もちろん、当時全国に名が知られていた大坂堺の住吉大社、讃岐の金毘羅などにも全国から数多くの寄進があった。

即ち、海路のほか後述の飛脚などの陸路手段の発達により情報伝達環境の整備は十分整っていたし、書物などによって広く頒布する術も出来上がっていた。しかし、神社への寄進や（第三章で詳述する中村三平のような）瀬戸内海を越えた嫁取り・婿取りのような特定情報がどのように交換され、個別交渉に至り、うまく縁組み成立に至ったのか、調べてゆけば当時の社会の仕組みの一端が

わかるはずである。

海上交通路での主な拠点ごとに、注連石の建立時期を挙げれば次のようになる(一部は図331)。

長門赤間関(下関) ↓なし(調査社Ⅱ赤間、住吉、亀山、忌宮)

中関(防府市三田尻) ↓明治三十九年(厳島神社)

周防上関(熊毛郡上関) ↓なし(長島天神社)

家室(周防大島) ↓なし(地家室の日吉神社)

津和地・怒和(松山市 津和地・怒和島) ↓大正五年(怒和厳島神社)

蒲刈三之瀬(呉市下蒲刈町) ↓慶応三年(鳩崎神社)

御手洗(呉市 大崎下島) ↓嘉永六年(宇津神社)

忠海(竹原市忠海) ↓天保十三年(忠海八幡)

鼻栗瀬戸(大三島上浦町、伯方島) ↓安政六年(瀬戸八幡)、天保十年(喜多浦八幡)、

岩城(越智郡上島町岩城) ↓慶応二年(岩城八幡)

弓削瀬戸(生名、弓削佐島、弓削、因島) ↓慶応三年(生名八幡)、弘化二年(弓削神社)

尾道 ↓文政十一年(厳島神社)、天保四年(久保八幡)

鞆(福山市鞆)

下津井(倉敷市下津井)

備前牛窓(瀬戸内市牛窓) ↓文政十二年(本庄八幡)

播磨室津(たつの市御津町室津) ↓明治四十一年(牛窓神社)

忠海、御手洗、鼻栗瀬戸、岩城、弓削瀬戸など瀬戸内海中央部の寄港地が早くから注連石を取り

入れているものの、全ての寄港地が注連石を採用している訳ではない。また、早くから注連石が広まっていた今治地区はこれら寄港地の類には入らない。もっと他の普及要因を探さなければならぬ。

## 六、陸路伝い（角柱系）

江戸期の注連石のなかには、例えば、岡山県矢掛町の若宮神社（嘉永六年）や広島県府中市の府中八幡神社（嘉永七年）など、内陸部に建立されているものがある。

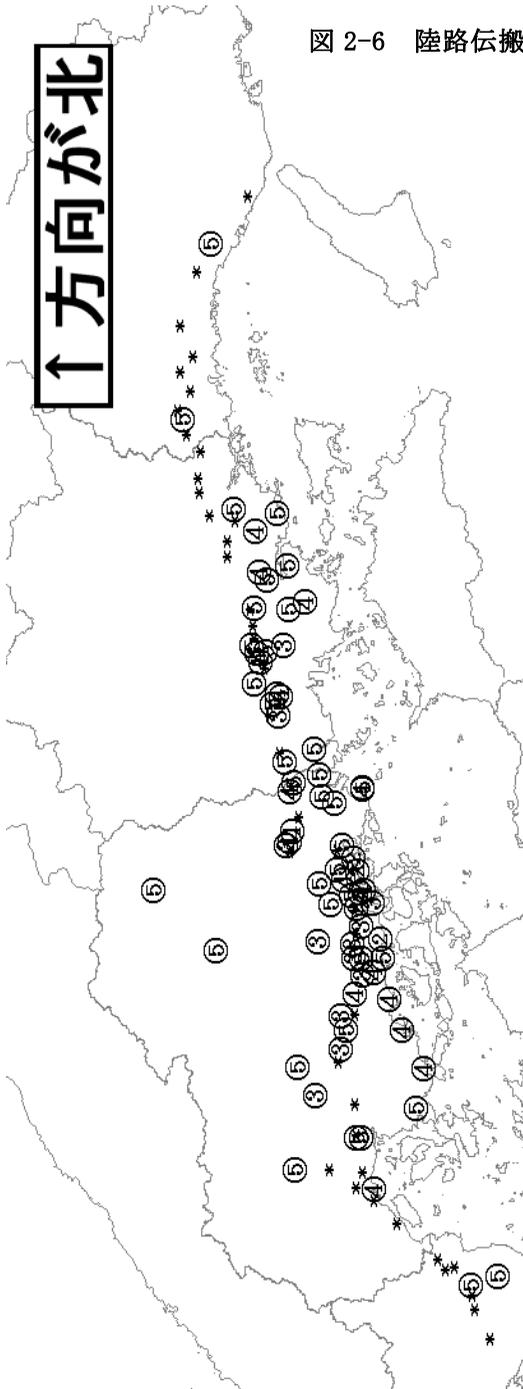
図10の旧山陽道の通過地点（\*印）と近隣に建立されている注連石①②③・・は図10と同様の表記方法を示した。旧山陽道の通過地点は時代により変遷しており、図ではごく大まかな表示とした。この図を見る限り旧山陽道に沿っても情報が伝達されたのであろうが、街道の結節点や宿場町となつて早くから栄えた地域が注連石を受け入れていったと見るのが妥当であろう。

街道を通じての情報伝達といえれば旅人が各宿場に残してゆく情報と同時に飛脚便の脚夫が伝えてゆくものも多いであろう。藤沢晋『近世飛脚考』（文献二の二）によれば、江戸初期には幕府の「継飛脚」、御三家を専用とする「七里飛脚」があり、例えば京都から江戸まで、三日から七日で情報が届けられていた。さらには宿駅の伝馬人足を活用した一般大名の「通駅伝飛脚」、庶民が利用できる「町飛脚」も整備され、この町飛脚は月十回の頻度で送配がなされていたらしい。その後は飛脚商間の競争によつて、定期便ではなく「仕立便」として飛脚は情報通信量の飛躍的増大につながつていった。

下関から京都までの旧山陽道（西国街道）の五十宿駅のうち、注連石のあつた宿駅を挙げると次のようになる。（表記は、下関からの順番、宿駅名（現在の地名）、注連石のある神社名、寄進年）

- 20 廿日市（廿日市市天神） 廿日市天満 元治二年
- 24 本郷（三原市） 本郷橋神社 安政四年
- 25 三原（三原市） 糸崎神社 文久三年
- 26 尾道（尾道市） 久保八幡神社 天保四年

図 2-6 陸路伝搬



- 28 神辺(福山市) 中条八幡神社―万延元年  
 31 矢掛(矢掛町) 矢掛若宮八幡神社―嘉永六年  
 32 川辺(倉敷市真備町) 良御崎神社―嘉永七年

このほかに、旧山陽道に近くあるものが、市恵美須神社(竹原市田万里町―文久二)、清水川神社(東広島市八本松―安政二)、石打八幡神社(東広島市高屋町―安政五)の三社ある。すなわち、五十宿駅のうち、地元に住連石のあった宿駅は七宿駅程度しかなく、しかも三原、尾道は海に開けた町である。多くの注連石情報が旧山陽道の流れていたとは言い難い。

## 七 縁故情報

注連石のなかには、各藩の版図を越えて寄進されたものがあり、しかも寄進者の地元神社には当時注連石が建立されていない例もある。

江戸期において版図を越えて寄進があったと思われるものは次の八例であり、角柱形式の最初の注連石が建立された文政三年から三十余年のち、既に今治・広島・倉敷・岡山藩内で四十基ほどが建立されている時期での寄進である。なお、八例のうち、太字は、その時まで建立例がなかった地域や注連石の形式を示している。

藝州竹原 中村三平↓今治 大浜八幡神社(嘉永五)

藝州廣村 新谷屋源右エ門、呉庄村 宮太屋佐助↓松山中島 桑名神社(嘉永五)

江州 塚本久右衛門、阿州 藍屋嘉兵衛、大坂 木屋彌兵衛、京都 布屋彌助、尾道問屋 堀野屋政兵衛、山田屋儀助↓三原市本郷 本郷橋神社(安政四)

藝州廣島磨屋町 小倉屋吉三郎↓倉敷市尾原 尾原天津神社||丸柱(文久元)

阿州国 加賀屋平兵衛↓岡山市鮑浦 鮑浦素盞鳴神社||丸柱(文久二)

豫洲今治 深見利兵衛↓香川県琴平町 金刀比羅宮(慶応元)

東讃高府 鳥屋松之助、同 利兵衛ほか↓四国中央市 伊予三島神社(慶應元)

備中黒崎 恵美屋藤兵衛↓福山市鞆町 沼名前神社(慶應三)

藝州竹原の中村三平は、今治から竹原に養子に行っており、ふるさとの今治大浜八幡神社に寄進している。残りの七例は何れも、商い先での商売繁盛や金刀比羅宮での海上安全祈願のためと考えられる。

三原市本郷の本郷橋神社の例では、尾道問屋の堀野屋政兵衛ならびに山田屋儀助の商売仲間であ

る四人（塚本久右衛門は近江川並の麻問屋、藍屋嘉兵衛は恐らく藍商、布屋彌助も屋号から綿布関係の商人と考えられる）と共同して寄進したのであろう。この四人の出身地には注連石が建立されていないが、その後もそれらの地域には寄進・建立がなかった（徳島には数多くの注連石が建立されているが、最も古いものでも明治の半ば）ということは、自らの産土神に寄進するほどの価値を認めなかったのである。単なる商売上の付き合いからの寄進だったのであろうか。

倉敷市尾原の尾原天津神社の例では、藝州廣島磨屋町には注連石がないが、倉敷特有の丸柱を寄進している。岡山市の飽浦素盞鳴神社の阿州国加賀屋平兵衛も地元でない注連石を、「注連柱一対」と刻し、丸柱形式で寄進している。いずれも誰か地元の人々の知識と勧めによるものであろう。

一方、豫洲今治の深見利兵衛は金刀比羅宮（慶応元年）に寄進する前に今治伯方島の木浦神社（弘化四）に寄進している。

同じ領内でもこれらと同じような例が数多くあったに違いない。氏子仲間、株仲間、役付百姓仲間などによる多くの寄進例が見つけられるが、仲間内の誰かがもたらした情報や発案をもとに仲間での寄進となったのであろう。三原市沼田の小方島神社（嘉永五）の原儀平のように最初は一人での寄進し、次には仲間と組んで寄進（沼田神社、安政二年）した例もある。

また、松山中島の桑名神社と福山市の沼名前神社では、「世話人」や「世話方」、「取次」が介在している。彼らの役割は何であろうか、注連石情報をもたらし、寄進者の希望を神社側に伝え、役所に届け出、石工の手配などをしたのだろうか。

前出の御手洗の住吉神社や岩城島の岩城八幡神社などにおける全国各地からの多数の寄進はどのような経緯・経路で行われたのだろうか。既存の情報伝達路である街道・海路を経て伝わるという悠長なものではなく、伝手（つて）を求めて積極的に寄進を募っていったのではないだろうか。

この節の「縁故情報」という表題がこの八つの例に対して適切か否かは別として、この八例による注連石の寄進経緯を考えると、注連石の初期には社会一般の情報として伝わっていったのではなく、伊勢や金毘羅参詣などの講や歌詠み会などの世話人や仲間から他の講や会の仲間等へ、また商売仲間や私塾の仲間へ、伝えられていったと考えるのが合理的ではなからうか。その際には、海路を主体とした当時の国内交通路や飛脚による情報通信制度の普及、庶民階層における読み書き力の普及が大きく寄与していたはずである。もちろん、町や村における経済や社会情勢も安定し、民力も増していたはずである。

## 八、石材と石大工

注連石の建立には、石材の選別、石材加工、建て方技術を持つ石工（当時は石大工とも称し、棟梁（とうりょう）も居た）の存在も重要な条件である。すなわち、折れにくい柱の材料として花崗岩を豊富に抱えていた地域（備考①）において、石工が自らの営業内容として注連石の寄進を勧めて行っていたのではないかと、多少とも石工を通じて注連石が広まっていったのではないかとという疑念が出てくる。

図 2-8-1 に、江戸期百四十社の注連石と江戸期に建立された第二柱のうち石工名が刻された柱、併せて三十三柱の石工のうち、二柱以上

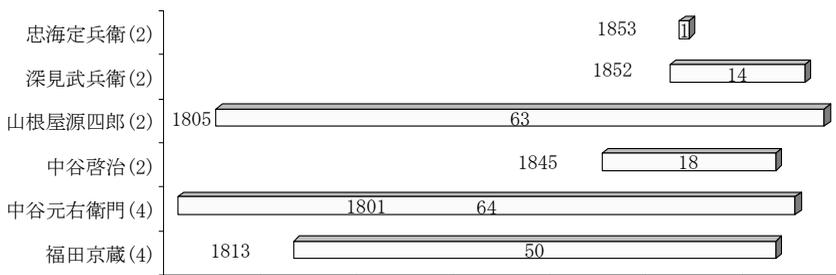


図 2-8-1 六人の石工の活動期間 (西暦年での開始時期と年数)

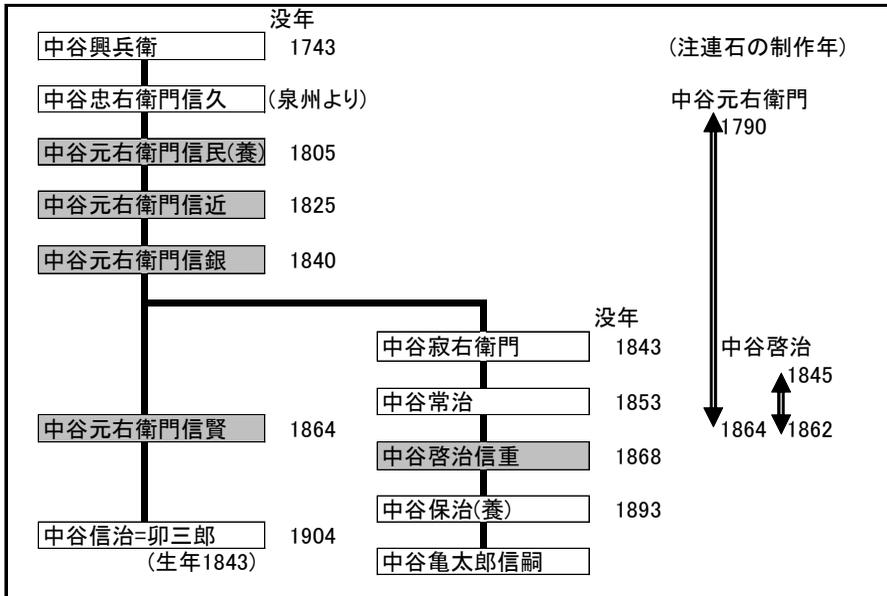
の建立に携わった六人の、活動開始時期と活動期間を示した。

中谷元右衛門を始め、三人の石工の活動期間が五十年あるいはそれを越えるが、弟子や家族が同じ名前を引き継いでいたと考えられる。石工名の次の数字は注連石の建立基数であり、活動期間が長いにもかかわらず建立基数が少ないが、彼らは注連石の建立だけでなく、鳥居、灯籠、狛犬などの制作も並行して行っていた。特に山根屋源四郎は狛犬が得意であったらしく、瀬戸内各地に作品が残っている。

六人の活動拠点は、山陽側で竹原忠海の定兵衛、尾道の山根屋源四郎の二人、ほかの四人は今治である。二柱以上の建立に携わった六人以外の石工の中にも忠海、尾道、今治を拠点にする者がいるが、居住地を記していない者が多く、全体の様相は判らない。

当時、尾道では石工が密集して住んでいた地域は「石屋町」と呼ばれており、『尾道商業会議所記念館第9回企画展示』の資料に「文政四(一八二二)年の尾道町の町割地図には、石屋源三郎、石屋五郎兵衛、石屋助四郎、石屋嘉右

図 2-8-2 今治石工 中谷家



エ門、石屋友八、石屋清三郎、石屋勘十郎などの名前がみえる。この地図には、虫喰(むしく)い部分もあり全てがわからないが、石屋源三郎抱、石屋嘉右エ門抱、石屋清三郎抱の家も数軒あり、石工職人が住んでいたものと思われる。」とある。

山根屋源四郎は、石屋茂左衛門や石屋勘十郎(右出の「尾路島居勘十郎」と同一人なら弘化三年に竹原の磯宮八幡の注連石も制作建立)、石屋要助とともに願主となって、天保六年に尾道の龜山人幡神社に第二柱となる柱を寄進している。石工が自ら寄進するのは、現代の見方では実績展示であり、営業活動の一環であるとも見える。

## 九、祈願文の流れ

注連石の注連石たる所以は、注連縄を展張する単なる一組の石柱だけでなく、注連縄を張って祈願するその内容を端的に表現した祈願文を刻み、石が朽ちるまで願いが叶い通せることを託しているものであると考える。

図2-9-1は、注連石の形式ごとの祈願文の様式割合である。丸柱では前述のように刻した文字が読みにくいいためか短文字

図 2-9-1 祈願文の様式割合

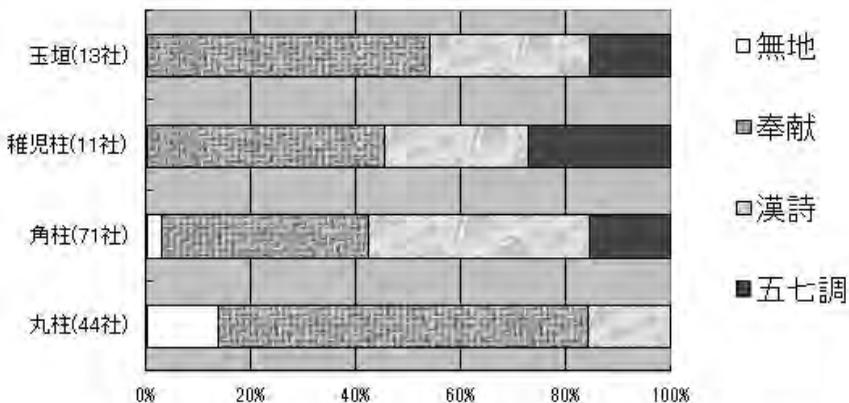
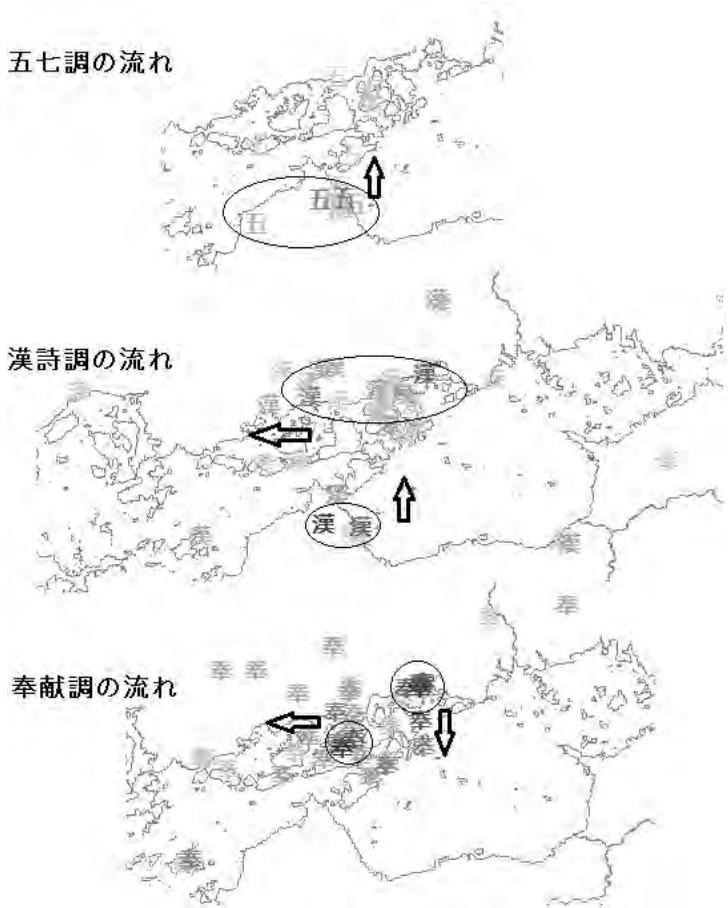


図 2-9-2 祈願文の流れ（角柱系、無地を除く）

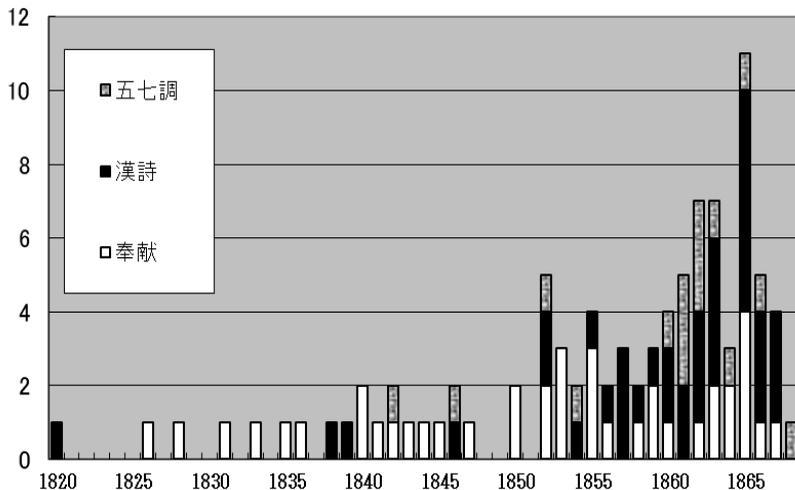
漢詩調が山陽側に流れ込んでいる。文政三年の三島神社から嘉永期まで三十五年間で五十二社の注連石があるが、漢詩調と五七調の祈願文を持つのは十五社で全体の三割に満たない。残りはほとんどが奉獻調であり、これは島嶼部から尾道・三原に、さらに山陽側の東西に流れている。



みになるが、稚児柱形式では祈願文も五七調と重厚華美になっている。図2-9-2では祈願文の様式を時代ごとに分けて分布を示した。すなわち多少の変則を許して、五七調の祈願文のものを「五」、漢詩調のものを「漢」、「奉獻」に類するものを「奉」として、寄進日の古いものから徐々に明るい色になっている。

今治は「漢」とともに「五」の発祥地でもある。芸予諸島を挟む地域では、今治側から五七調と

図 2-9-3 祈願文の様式推移（角柱系）



嘉永期までの五七調の祈願文はいずれも今治近辺にある。

・「千早振神裳受引微注連繩（ちはやぶる かみもうけひく みしめなわ） 長幾多免新也安計能玉垣（ながきためしや あけのたまがき）」和霊神社（今治市玉川町法界寺）

・「行末も限ハ志らず注連繩乎（ゆくすえも かぎりはしらず しめなわに） 君□ちと世登祈流神垣（きみ□ちとせと いのるかみがき）」三島神社（今治市上徳）

・「飛佐堅能月廼可都良越打止名毛（ひさかたのつきのかつらを うちしなも） 世耳可具者之幾加美曾古乃神（よにかぐわしき かみぞこのかみ）」（元歌は文献二の三）綱敷天満神社天満宮（今治市桜井）

・「う禮しくも松の梢に立寄りて久しく常に民を守らん 千早振る神の五十鈴のかわらにもめくる月日の影のさやけさ」國津比古命神社（北条市八反地）江戸期の残りの期間には十二社で五七調の注連石が寄進されており、これらは島嶼部にある。すなわち、この五七調の祈願文様式は、今治側からの情報伝搬であると考えても間違いはない。

図 2-9-3 は角柱系注連石の祈願文の様式を区分し推

移を示したものである(縦軸は神社数、横軸は西暦)。想像されるごとく、当初は「奉献」や「寄進年月」のものが主体であったが、後年度になるに連れて「漢詩」様式の割合が多くなっている。このような状況の中で文政三年(1820)の三島神社(今治市玉川町遊舟)「天下泰平 国家安全」は、形式のみならず、この祈願文においても出色であり貴重である。この三島神社の漢詩様式の注連石がなければ、初期の注連石の役割は単に注連縄を展張するための一對の石柱でしかなかった訳であり、瀬戸内地方で発祥した注連石を小さいながらも一つの文化として標榜しようにもできない状況になっていたと考える。

## 第二章の参考文献と備考

- ・ 文献二の一 上富良野高等学校郷土史研究会『上富良野における地神』
- ・ 文献二の二 藤沢晋『近世飛脚考』瀬戸内海研究(瀬戸内海総合研究会) 第八号に収録
- ・ 文献二の三 今治市立教育委員会 今治史談会資料(元歌は菅原道真十五歳元服の時、母が詠んだ歌。「ひさかたの月の桂も折るばかり 家の風をも吹かせてしがな」(拾遺和歌集八雑))
- ・ 注連石のある神社情報については次の資料も参考にした。  
『神社の標柱』二巻、(「建立発祥の地を求めて」、平成元年、溪水社) および『追録』、平成五年、共電社)、著者 篠原起昌

## 備考① 日本の花崗岩分布

(下図は、中津川市鉱物博物館のオンライン展示室資料より)

花崗岩(かこうがん)は緻密(ちみつ)で硬いことから、構造用石材として古くから用いられてきた。岩手、福島、新潟、富山、岐阜、愛知など花崗岩が優勢な地方があるが、初期の注連石のある瀬戸

内地方において顕著な分布を示している。

平安時代には讃岐の国から船で石材を京都に運んでいた（日本石材振興會『日本石材史』）。大坂城には小豆島から、靖国神社・明治神宮の大鳥居、日銀本店用材は岡山北木島から、出雲大社大鳥居や大阪心齋橋・京都四条大橋などは今治大島から供されている。近代になると、重い石材も重機で船や貨物車に積み下ろしが出来るため、花崗岩など構造物の建設・建立に支障はなくなった。



## 第三章 注連石に刻された人々

江戸期百四十社の寄進者のうち、文献などによりその生涯が判明した者について、注連石寄進順にその経緯や当時の社会の状況などについて分析する。その他の寄進者については巻末資料に略記した。

### 一、大肝煎 浮穴丑之丞俊富

文政三年に角柱系として最初の注連石を寄進した代表者として、浮穴丑之丞俊富を取り上げる。彼以外の寄進者、越智七良右衛門、渡邊庄蔵、氣田岩右衛門、村上善左衛門、山本馬之助、保木市弥右衛門、青野利右衛門についての情報は得られていない。特に、安政四年の右狛犬（左は浮穴丑之丞が寄進）の寄進者大肝煎渡邊庄蔵と氣田岩右衛門は市史などで紹介されていることが期待されたが、残念ながら見つけられなかった。

近年の三島神社の年祭記念石を見ると、ほとんどが地元の方々の苗字と一致する。このことから、この注連石は他所から持ってきたものでもないこともわかる。

浮穴家が関与する神社関係の記事を『今治郷土史』から総合すると、

① 当時庄屋を継いでいた八代与右衛門包俊が大病にかかったおり、大三島の大山祇神社の司（つかさ）菅弥九郎貞光の勧めで数度、宇和島にある和霊神社に参拝したところ全快したので、延享三（一七四六）年、村方四人が宇和島に行き、和霊社を先ず浮穴家の屋敷内に勧請し、のちに法界寺村氏神であった三島神社に遷座した。



図 3-1-1 法界寺三島神社の注連石（文政三年）、図 1-2-7 も参照

②寛政十一（一七九九）年四月二十五日、十代平兵衛俊包が願主となって、和霊社を三島社より桑坂谷（現在地か）に遷座。

③享和元（一八〇一）年四月二十五日（十一代丑之丞が庄屋役の時）、今治藩主定剛公より和霊社に石華表寄付があり（現在、神社入り口、道路を挟んだ所に「源定剛、享和元年辛酉歳四月吉旦」と刻された立派な石鳥居の一部が残る）。

④文政三年 三島社に越智七良右衛門らと注連石寄進

⑤天保十二（一八四一）年五月「当社発願主 庄屋 浮穴丑之丞」が和霊社の石壇を落成、帯刀様（藩主の弟）お通り、その後藩主の家族の参詣が始まる。

現存する和霊神社の社殿がいつ頃のものか不明だが、天保期の石壇については、浮穴丑之丞以外にも多くの寄進者があったことが記念石からわかる。浮穴丑之丞が和霊神社の発願主として建立にどの程度まで関与していたかは不明である。

和霊神社の神徳に頼ることを勧めた大山祇神社司菅家と浮穴家との関係について『玉川町誌』に貴重な資料が掲載されている。少し長いが以下に引用する。

「法界寺村庄屋浮穴家に身を寄せた菅長好  
菅長好は、文化九年（一八一二）大三島大山祇神社上司

菅長愛の長男に生まれた。十一歳の時備中に行き、藤井高尚（吉備津宮祠官藤井高久の子、本居宣長門下の高弟）に学び、のち伊勢の本居（宣長）塾に入った。さらに江戸に出て、平田篤胤の子鉄胤について皇学を研さんし、その後塙保己一の子忠瑤にも師事した。尊皇攘夷の志厚く、常に憂国の志士と交わり、東奔西走した。

嘉永五年（一八五二）から安政二年（一八五五）まで、常陸土浦の碩学色川三郎兵衛三中翁の塾にいた。そのため、安政元年（一八五四）正月ペリーが二度目に浦賀に来て、開国の確答を求めた時、長好は土浦から浦賀に行つて、米船の行動をつぶさに見た。

そのころ詠んだ歌に、

太平の眠りをさます上喜撰

たった四杯で 夜も寝られず

というのがある。

文久三年（一八六二）伊予の三輪田元綱・江戸の師岡節斎ほか一味十二名が、京都等持院にある足利尊氏・義詮・義満の木像の首を斬り、三条河原にさらして、倒幕の意をほのめかした。このとき、長好は幕府の追求を逃れて伊予に帰り、菩提寺と和霊神社の縁で今治法界寺村庄屋浮穴家に身を寄せた。滞在中は裏の隠居部屋に起居していた。その間、彼は江戸その他中央の情報をつぶして百姓たちに知らせた。（以下略）（菅長好については、備考①で補足）

文政三年に三島神社の注連石が寄進されたとき長好は八歳前後であるから、直接に三島神社の注連石寄進に関わつた訳ではなく、長好の浮穴家への居候も、年代から見て丑之噺の次の十二代桂次郎俊明の時代である。

しかし、今治城下からかなり離れた村社で、この時代の国家的課題の「天下泰平、国家安全」という祈願文のある注連石、そしてこの三島神社の次に古い大三島大山祇神社の注連石（文政九年の建立、寄進者は大三島宮浦の菅長右衛門と菅大之進愛積、いずれも越智島十七ヶ村の大庄屋）が長好の出郷

の社にあるということとは、和霊神社を勧請した七代俊倫の頃には菅家と親交があり、同じ大庄屋として、国や地域の今後に種々懸念を有するようになっていたからと考えるがどうだろうか。

藩政時代の農村行政の組織は、領主―郡奉行―代官―庄屋・組頭・長百姓（合わせて村方三役、それぞれは名称は地域によって異なる）―（五人組織）―戸主（土地を持つ本百姓）が基本であり、大庄屋はさらに数村の取りまとめの責任を負わされていた。

浮穴家では五代平兵衛俊宗の代から庄屋役を担ってきたが、時折他村の庄屋を兼ね後見役になっている。また宗門改役も果たし、十一代は大肝煎、十二代は大庄屋、十三代は大庄屋格になっていた。

庄屋の役割としては、基本的には当時の行政単位となっていた村の納税と自治である。一般に代官は郷中には入らず、庄屋は村の自立・経営全てに責任を持たされていたが、それをこなせる体力、知力は勿論、地域の状況を把握し問題を解決しようとする意欲、そして地元から尊敬・信頼される人柄を備えていなければならなかった。

庄屋の一般的な業務としては、代官所や勘定所からの布達類の周知（毎月）、年貢の上納・水利灌漑、耕作指導、普請の監督、戸籍の管理、村民の訴訟や不動産売買質入等の管理、華美・博奕・不審者の取り締まり、行方不明者の探索。村内の経済及び殖産、窮民の救済、宗門改め（文久四年の宗門役所からの申し渡し書では毎月実施）、他国への往来手形の発行などがあったが、これらの他にも藩や代官所との多くの係りあいがあり、庄屋を村長、庄屋宅を村役場とするような組織形態・執務態勢であった。

このほか地域ごとにイノシシ狩り、竹伐、萱払、山の御手入、溝渠・道路・河川・渡り橋の修繕のための労役の提供や費用負担があり、結局これらの計画や手配、年貢の計量・収納・貯蔵・運搬なども庄屋の担当であった。このため図②のように庄屋には下役が多く付いていた。

浮穴家は備考②にあるように六町歩の田を持つ郷士から百姓なったとのことであるが、この六町歩

郡役所以下の地方組織		
役職名	役務など	給米など
(代官4) 帳元・手代	北・南・島・三島 帳簿記録・雑用	100-120石 (実質25-30)
大庄屋 (数名)	数ヶ村行政の統括	
庄屋 (以下原則村ごと)	村行政百般	村石高百石で4俵、4百石まで百石につき2俵増など、他に所有地の税の一部免除
組頭	庄屋補佐	庄屋給の1/10+役免+日当
作奉行	農事指導と作柄調査	僅少
役帳付	村内諸費用の出入記録	
入用方	村内諸費用の出入運用	
相封役	年貢米の管理	組頭などによる輪番
俵目付	年貢米の俵の実物管理	
升起	年貢米の秤量管理	升起 = 0.03石
小走・状持	庄屋の小使	1.5石
元立預	年貢に関する帳票保管	
五人組頭	五人組内での庄屋補佐	
中継役	牛馬の売買の世話役	
郷夫役	予備兵役	
火消・洪水番		
御感番役		

図 3-1-2 今治藩組織 (今治市史など)

の水田を所有する庄屋として以下に米収入を計算してみる。

米の収量は肥料・水利や日当たり、地味によって異なる。また、六町歩の水田を少数の牛馬と人力で耕作するには十数名が必要と考えられ、この程度の大百姓となると一部は小作に出すか、あるいは小作人を雇用していたのではないだろうか。この場合は当然小作料などの出費が必要となる。

これらを勘案して実収を玄米換算で一反あたり一石とすると、六町歩の田からは六十石の収量となる。さらに裏作の収穫は非常に重要である。畑については年貢率が低く、ここで綿や菜種、大豆、サトウキビ、たばこなどの換金作物の栽培が盛んであった。今治藩では殖産の策の一つとして、櫛(ハゼ)の栽培も奨励されていた。

庄屋は、村の石高に依じて支給される給米の外に、庄屋所有の田畑の年貢を免除される特権(役免)がある。今治藩の庄屋給米は、担当する村の石高百石までが五俵、四百石まで百石に付き二俵増しの計算である。法界寺村の石高を(村史から)三百五十七石として計算すると、庄屋給米は九俵となる。役免も法界寺村の規模であれば二十石が年貢免税の対象となり、六十石から二十

石を除いた四十石が藩納する年貢計算の対象となる。

さらに、郡役所の費用、役付百姓の給米費など「今の県税、市町村税に該当する（今治市史）中遣米」負担があるが税率は定かでない。今治藩においては、年貢と併せた場合の百姓の取り分は二割（八公二民、ただし実生産量より低い見積高が計算対象）と言われている。水田の裏作が可能で、また経済作物が作付けできる地域では八公二民といっても、裏作を含めた全収穫の八割がもって行かれるわけではなかった。

庄屋浮穴家の米作のみを対象とした概算収入は、収量六十石に給米九俵を加え年貢（四十石の六割三分強）と中遣米（年貢と合わせ八割と仮定）を差し引くと二十八・六石（四斗俵で七十一俵余）となり、今治藩の下士族の平均よりは上の収入があった（今治藩士の俸禄は図1-33）。

一方、庄屋なり大庄屋役の役務勉勵のうえに、度重なる藩への御用金や差上米、村方難渋者への救遣米の供出などのほか、和霊神社への藩主家族の参拝時の接待などを勤めている。

十一代丑之齋が三島神社に注連石を寄進した年（文政三年）の御触書がある。その内容は百姓たるものの心掛けから始まり、父母孝行、相互扶助、礼儀、外来者への対応、遊興賭け事の禁止のほか、「元来百姓の身分は芟（草）をもつて髪をくくり、足中（踵の部分がない草履）を以て履物とし、僊服僊食（粗末な服と食）に身を養い、薦筵（むしろ）の上に住居し、衣服は男女とも襟なし、袖口羽織笠の紐に至るまで一切木綿たるべく候」といった申し付けがなされている。また、婚礼、仏事、葬式の内容、年始の挨拶、普請の手伝い御礼の仕方や、子供の遊び道具や遊び相手など事細かい指示がなされている。裏返して読めば、当時の世相がわかるものになっていた。

幕府や各藩を支える米穀経済の担い手である百姓の一生を、米穀の生産拡大のみに集中させるために、この御触書に添うような生活を強いていた。天候不順や病虫害による飢饉が頻発し、医療状況も極端に悪い状況であったが、江戸中期頃から木綿、藍、櫛（ハゼ）、菜種、サトウキビなどの生産とこれらを原料とした家内工業が発展していた。米穀経済が基盤の藩財政は一層困窮し、藩士・庶民へ

の締め付けと一方で殖産が奨励された。米穀経済の支え役であった農民においても生活は向上し、少なくとも瀬戸内各藩の自作農以上の農民においては、この御触書にあるような実態ではなかったようである。米穀のほか商品作物を生産できる田畑資産と能力を持っていた百姓は、過剰搾取されなければ経済的に強い立場であったはずである。

確かに物資の乏しい時代ではあったが、御触書などを見ても従来の藩令が守られず、体制を維持するために次々に念押しがなされて来た。例えば隣の松山藩での規則であるが、祭礼時の酒食の振舞いについて、文政十二（一八二九）年には「親類のほか寄り合ひしないこと」となっていたが、安政五（一八五八）年には「来りかがりの者にとどめ、賄いは定式の蒸し寿司、吸物、肴二種に限ること」と大幅に緩和されている（『愛媛県史』）。

この松山藩領の『岩城島の歴史』（岩城村郷土史編集委員会）には、文化五年に庄屋知右衛門が、八日間にわたり俵の庄屋継目披露宴を催した記事が載せられている。島中のものを招待したほか、当日出漁中の漁師、さらに隣の大三島の村役人は別途宴をもっているし、関係役人にご挨拶を繰り返している。その時の料理は、組頭や長者には本膳に坪飯、平らに酒の肴十三種、吸い物四つという豪華なもの、一般村人には雑煮・餅とも八品・肴五種というご馳走であつたらしい。

文政十二年の御触書はこのような状況を踏まえたものだったのであろうが、安政五年頃には想像以上の贅沢がなされていただろう。なお、小さな島でも庄屋になれば一代の間にこの程度の費用は回収できるものだったこともわかる。

村の大庄屋・庄屋役として諸役をこなしながら、浮穴家では歌詠みが一つの余裕ある楽しみであった。当時今治では、藩医であった半井梧菴（文化十年生）が宇和島、松山、大洲、新谷、西条、小松、三島、今治などと、瀬戸内海を挟んだ尾道を拠点に会費制により、歌の指導や出版の取り次ぎを組織的に行っていた（どのような連絡網を活用していたか、興味のあるところである。）

『ひなのてふり』（嘉永七年および安政四年の二編、『今治郷土史』より）は梧菴がまとめた歌集で

あるが、併せて七百四十三名が三千二百二十首を収納している。

この第二編に「法界寺村 浮穴丑之烝妻」が「好子」として紹介されている。その作品は例えば、海士の子も袖ふりはらへてしら雪にまかふ波間の若菜をやつむをしみても月は山辺に入かたのあきかせ寒く夜そ更にける

また、浮穴家に伝わる漢詩集があり、浮穴俊徳、(十二代佳次郎) 俊明の作が載っている。

「題 客夜聞砧

秋風吹木場 断続夜分明 旅館帰心切 関山曉月傾

孤館繁霜月明 虫鳴寂々故園情 秋風秋夜殘燈下 臥聽通宵搗衣声」

庄屋浮穴家には家族でこのような詩歌を楽しむ余裕があった。代を重ね、勉強にも楽しみを置いてきた結果であろう。庄屋家族とはいえ身分制の厳しく、また飽食の現在とは異なり衣食さえも乏しいと言われて来た江戸末期においても、現代以上に心豊かな生活を送っていた階層が存在していたことが読み取れる。

幕末、西欧列強の日本への接近が数多く見られる状況の中、幕府はこれら事実を伏せるとともに開国要求に対する回答の先延ばし・異国船打払令発令などの因循姑息・荒唐無稽な施策を採り続けた。天保の改革などによっても、なお幕府権力の衰退が進む一方、農村においては綿織物などの家内工業の進展によって財力を蓄えた「富農」が生まれてきた。これに伴い、社会の意識も変わり、例えば、土佐藩では天保十二(一八四一)年に、細木庵常を中心として「天保庄屋同盟」が密に結成された。彼らは将軍も大名も庄屋も同じ天皇の臣であると唱え、この庄屋同盟の精神が土佐藩における勤王運動に引き継がれていったといわれている。

浮穴丑之烝が三島神社に注連石を寄進する文政三年頃には、現実の行き詰まった幕藩体制の将来、異国船の渡来への対応等についての海防・開国論が沸騰しており、浮穴丑之烝はこうした情報に接して、自らも熟考していたのではないだろうか。しかし、役人と一般百姓の間に立って、自村を実際

に経営して行かねばならない庄屋という立場は、自説を唱え行動することはなほだ困難であった。ただ、このような時代背景を念頭に置いて読むと、地方藩の内のこの落ち着いた山あいの小さな社まで、

国の今後を心配するような状況が押し寄せ、そして、それに真剣に対応しようとしていた階層がいたことがわかる。

備考① 菅長好についての補足

・引用文中の平田篤胤の子(養子) 鉄胤は宇和島新谷藩の出身。

・太平の歌は「太平之ねむけをさます上喜撰 たった四はいて夜るもねられず」が元歌であって師の色川三中将が詠んだという説もある。(神奈川新聞 2010/7/6 の、横須賀市が発行する研究誌『開国史研究第10号』についての報道、および横須賀市報道発表資料(2010年7月1日(木))

・大佛次郎は『天皇の世紀(朝日新聞社)』の中で、足利尊氏の木像梟首事件の際に「伊予大三島の神職菅原右京なども、学習院に建白書を出して、彼等の忠義の志を憐察し過激の所行、文勢の無礼は宥典に処せられ早々大赦仰せ出されたいと述べた」と記している。すなわち、彼は直接この木像梟首を行った訳ではなかったようである。

・尾道の廻船問屋の竹内隼太は、勤王方に対して下関の白石正一郎らと戦費の調達を行うと共に、頼久太郎(頼山陽 1781-1832)、梁川星巖(1789-1858)、高野長英(1804-1850)など多くの志士等と交わりを持っていた。その長男竹内要助(天保三年生れ、文久三年の三条実美ら七卿落ちの際、長門までの舟を手配した人物)が、「余と相共に皇室に勤め国難に殉ぜし諸有志中に於いて最も厚き人々の筆頭においたのが菅長好であった(『新編尾道市史』より)。居候中の長好にはこの竹内要助からも、京都・江戸の政情に関する情報もたらされていたと考えられる。

備考② 浮穴家由来(『今治郷土史』 和霊社由来記より)

「浮穴先祖は松山より浪人いたし 道前中山越へ参り候所 宮崎御城主中川山城守様朝倉山鹿狩遊びなされ候て、手負猪出候に付 使い心得ある者遣されべく間なく手負猪某（それがし）弓鏝にて仕留め 右に付其元は何国と御尋にて委細申上候ところ、逗留仕まつり候様にと仰付られ候て 法界寺村御田地六町下げ置かれ、御客分の郷土に仰付られ住居いたし 其後中川家御落去の後百姓と相成り 又其以後重兵衛之代より庄屋役仰付られ、代々嫡子故相統致之所、右与衛門病氣にて血脈絶候の処を和霊大明神之御神徳にて快氣いたし血脈相統候」

## 二、浜旦那 松浦総次郎真章、財間庫三郎通悟

松浦総次郎真章（松浦屋惣次郎とも）は、文政十一（一八二八）年正月に尾道市向島町の厳島神社に、山陽側としては初めてとなる注連石（既出 図1-14）を寄進しており、彼はこの頃尾道市の向島周辺に展開されていた塩田の一部を所有していたらしく、文政九年頃に塩田の就業についての取り決め、「富浜之分 塩浜業体規則」を十名の富浜同業者間で押印している（文献三の二の『資料編近世一』）。

この後、弘化五年には尾道の豪商橋本氏（屋号は灰屋。天保四年に尾道龜山八幡神社に図1-15の注連石を寄進している）に向島西側の元禄時代に開発された津部田塩田を売却している（広島県立文書館『橋本家文書』）が、嘉永末から安政期には全国休浜集会に富浜塩田（向島塩田の中の最大規模の塩田、図3-2-1の中央に位置する塩田）の代表者として出席している。

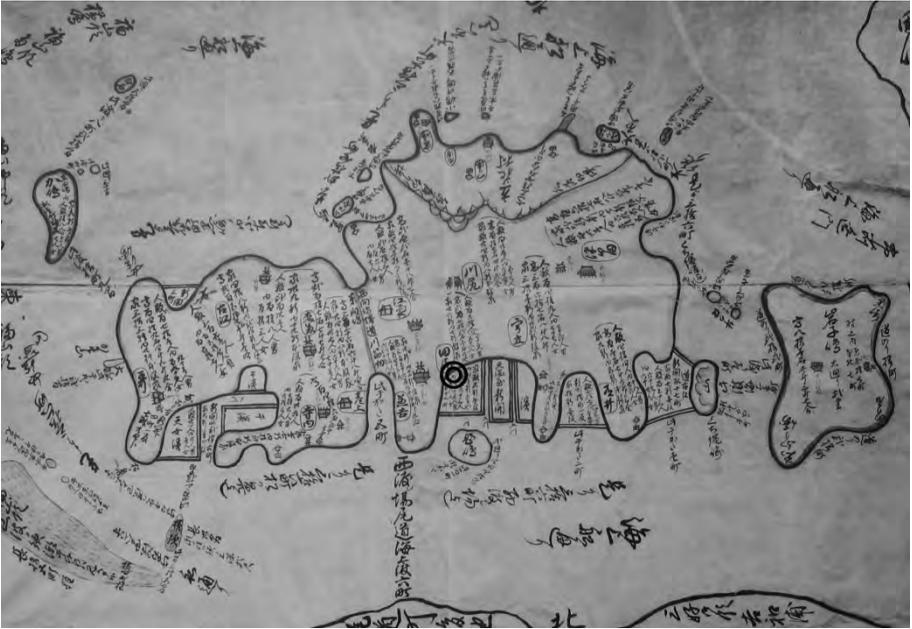


図 3-2-1 元禄四年向島・岩子島絵図面、北は下。尾道側の入り江は全て塩田のように見える（図中◎印が巖島神社、隣が富浜、前は歌島、津部田塩田は島の南西側）

この富浜塩田は広島藩お抱え商人天満屋治兵衛（二代および三代目）が藩の援助を受け、延宝元（一六七三）年から五年にかけて埋築した塩田であり、巖島神社も治兵衛が富浜塩田守護のため延宝八年に富浜塩田のすぐ隣に創設したもので、当初は富浜明神と称した。巖島神社内には天和二（一六八二）年に没した天満屋二代目浄友の墓もある。天満屋は最盛期には約三十町歩の塩浜を経営していたが、文政頃にはこれら塩浜の売却に動いていたらしい（以上および図3-2-1は文献三の三による）。

松浦総次郎は、当然この巖島神社の由来と天満屋の経営状況を知った上での寄進だったのだろう。恐らくこの注連石寄進時には富浜塩田の一部を所有していて、そして注連石寄進の目的は、後述のように塩浜繁栄だったのだろうと想定される。そして注連石寄進からおおよそ三十年経った全国休浜集会に富浜塩田代表での出席ということ、富浜塩田における総次郎の所有塩田がかなりな割合になっていたということであ

ろう(図3-2)。しかし、松浦総次郎はこれ以降、尾道近辺の歴史に出てこない。財間庫三郎通悟(都穂屋が屋号)は、尾道市吉和西元町の吉和八幡神社に天保七年二月注連石を寄進している。彼も、文政六年から嘉永七年まで数多くの休浜集会に吉和浜代表で参加していることから、相当規模の塩田の経営を続けていたと想定される。

向島に塩田が開発される以前、すでに安芸の国では慶安二(一六四九)年頃から竹原塩田百町歩、次いで寛文二(一六六二)年頃松永塩田四十町歩、さらに生口島や大崎上島においても塩田が開発されていた。当時の塩田開発は(運上金のある)地域産業として各藩の奨励を受けていたが、生産過剰の状況の中でどのように経営を安定させ持続してゆくかの課題を抱えており、前出の文献三の二によれば、宝暦末(宝暦十三年一七六三年)頃の製塩量は三百五十万石(うち、瀬戸内十州が二百九十九万石)、そして人口は庶民二千六百万人、武士百九十三万人。一人一年一斗(約15kg、漬け物用もあり全てが摂取される訳ではないが、一人一日当たり約40g)の消費とすれば全国で二百七十九万石となり、すでにこの頃七十万石、20%の過剰生産であった。

図 3-2-2 十州塩浜会議への出席状況(文献三の二の「資料編 近世二」から、竹原浜の三平は後述)

開催年	開催場所	高浜	吉和浜	竹原浜
文化15	1818 厳島		都穂屋克三郎	
文政2	1819 瑜伽山			
文政4	1821 瑜伽山		都穂屋克三郎	
文政6	1823 瑜伽山		都穂屋庫三郎	
文政7	1824 厳島		仲間役庫三郎	
文政8	1825 瑜伽山		仲間役庫三郎	
文政9	1826 (高浜浜業規則)	松浦屋惣次郎	---	---
文政11	1828 厳島		都穂屋庫三郎	
文政12	1829 瑜伽山		庫三郎	
天保2	1831 (芸備集会)		庫三郎	仲間役三平
天保3	1832 厳島		庫三郎	三平
天保12	1841 瑜伽山		財間庫三郎	
弘化2	1845 瑜伽山		庫三郎	
嘉永4	1851 瑜伽山			
嘉永5	1852 厳島		(飛脚)	
嘉永6	1853 瑜伽山		庫三郎	
嘉永7	1854 厳島	惣治郎	庫三郎	
安政2	1855 瑜伽山			
安政3	1856 丸亀	松浦屋久兵衛		中村三平
安政4	1857 厳島	松浦屋惣次郎	(高田嶋三郎)	
安政5	1858 瑜伽山		(高田嶋三郎)	
安政7	1860 瑜伽山	松浦屋惣次郎		中村三平
万延2	1861 厳島			中村三平

休浜集会は、塩の価格維持・生産費の削減と品質向上のため冬期の休業（休浜）を申し合わせるものであるが、情報交換手段に乏しく、藩内規制が厳しいこの封建時代に、浜主においては廃業に至るかも知れない、また藩にとつても運上金にも影響する生産調整の協定をどのようにして纏めていったのだろうか。

宝暦以前は瀬戸内の塩浜が百五十軒ほどあったが宝暦・明和・安永期には倍増するような状況の下、芸州瀬戸田浜の三原屋貞右衛門が休浜を提唱し、安芸・備後両国の塩業者間を遊説し、のち伊予を加えた三州の四浜において、休浜が始まった。

貞右衛門は宝暦十三（一七六三）年五月十六日に瀬戸田浜を出発、十六日に備中勇崎浜に着き、賛成を取り付けている。次いで児島、宇野、赤穂、阿波、讃岐、伊予を廻った。この結果が宝暦十三年の三州における休浜同盟となったが、休浜は徹底せずついには塩価の下落を招いただけでなく休浜同盟自体も崩壊してしまった。

だが塩の価格維持は必須であり、防州三田尻鶴浜の浜人田中藤六（豊後屋）によって第二次休浜同盟が提唱された。田中藤六の『塩浜大仕組二付他国経廻録』によると、明和八（一七七一）年、三十一浜を遊説し、尾道における休浜大集会を司会して帰国するまで約一か月の日時を要している（以上、前出の文献三の二による）。この尾道における第一回塩浜会議には、備後・伊予・安芸・周防の四ヶ国八浜が参加したが、最頻期には毎年開催され、幕末には十州（四ヶ国の他、播磨・備前・備中・讃岐・備後・長門）の塩田のほとんどが休浜同盟に加わっていた。

田中藤六が「大仕組」に成功したのは、藩を説得してまず防州から実施し実績を示してから他国に徳漣（しょうよう）して行ったからと言われており、また、一か月で三十一浜に説き、休浜大集会まで漕ぎ着けたのは、防長二国での状況が広く知られるようになっていたのではないだろうか。即ち、あらかじめ申し合わせた単純な情報しか伝達できない狼煙・旗振りを除けば、徒歩や飛脚・船便が情報通信の唯一手段でしかなかった時代にでも、必要な情報は広域といえどもきちんと収集され伝達さ

図 3-2-3 竹原塩田一軒前経営収支変遷表

		明暦元年	享保19年	明和8年	文化14～文政4(平均)	嘉永2年	文久3年
		1655年	1734年	1771年	1817-1821年	1849年	1863年
収入	出来塩(俵)	5,529	3,300	2,500	2,545	2,200	5,904
	俵升量	1斗5升俵			5斗俵		
	代銀(匁)	3,634	9,303	7,380	8,132	12,100	66,338
支出(匁)	年貢・運上銀ほか	660	600	675	903	200	1,058
	浜子賃銀・飯米代	542	3,040	2,730	3,342	2,860	7,960
	燃料費	1,450	4,000	3,500	3,268	4,620	18,761
	材料・消費費	90	1,200	1,739	1,404	2,160	14,070
	小計	2,742	8,840	8,644	8,917	9,840	41,848
利銀(匁)	利銀	892	463	▲ 1,264	▲ 785	2,260	24,490
備考	ア、米1石の代銀(匁)	44	66	59	55	80	124
	イ、1町歩当たり収量(5斗俵)	2,800	4,005		3,095		
	ウ、(計算年)	明暦元年	享保18年		文政2		
	エ、塩田1町歩当たり利銀(匁)	1,506	562	---	▲ 955	---	---
	オ、米作時の1町歩粗利益(匁) (1反4俵×新田7公3民として)	176	264	---	220	---	---

出典 日本塩業大系 近世(稿) 備考アまでは、表2-4「竹原塩田一軒前経営収支変遷表」

明和8年では既に「休浜替持法」実施

備考イ、ウは、表1-21「竹原塩田の1町歩当たり収量(5斗俵)の推移」

備考エ、オは、本表上の計算値、塩田築造費、水田開墾費を含まず

れ熟されていた訳である。

財間庫三郎が出席した天保三年の厳島での集会には、阿州、播州、予州、備後、芸州、備後、防州の七州から十浜が参加し、各浜での操業休止日数を定めると共に、「塩ならびに石炭相場時々相互に通しあう」を申し合わせている。

塩相場はともかく石炭相場を連絡しあうのは、十八世紀中頃には塩の生産費の半分を燃料費が占めるとともに、薪が塩田において鹹水(かんすい)を煮詰める燃料として使われ、家庭等における薪不足が深刻になった状況から、薪から石炭への燃料転換が進み石炭相場情報が重要であった。

石炭焚技術自体は元禄末期ごろまでには北九州の勝浦・津屋崎(福津市)で開発されていたが、伝播し始めたのは塩田経営が苦しくなった十八世紀中頃以降となり、十九世紀初めの化政期に急拡大していった。これは薪の生産・販売に携わっていた地域からの(薪の需要が減るといふ)反発があり、情報伝播があっても普及には時間が掛かった。

図 3-2-3 では、竹原塩田一軒前(おおよそ一・五町歩)の経営収支を示すが、松浦総次郎、財間庫三郎が注連石を寄進した文政十一年、天保七年は塩田経

宮の非常に苦しい時にあつたことがわかる。

松浦総次郎真章、財間庫三郎通悟が寄進した注連石についての直接的な資料は見いだせていない。祈願文も単純である。注連石の情報をどのように得ていたかも判らない。しかし彼らが神社崇敬の上で、どのような意図を乗せたのか背景はわかる。

他の塩田関係者が寄進した注連石の祈願文を見てみる。

天保十年に今治市伯方島の喜多浦八幡に「一」の「鳥居老基 注連石老對」の寄進記念碑に併せ、鳥居と注連石を寄進した赤瀬忠造と赤瀬金七は（岡山県笠岡市の）北木島で採石業を行っていた。北木島周辺は享保八年には既に「切石・野面石（自然石を割ったもの）」が出荷されていたという記録（文献三の四）があり、塩田築堤用にも適していた考えられる。

天保中頃には喜多浦八幡神社周辺の干拓・新田開発が行われており多量の石材が必要であり、赤瀬忠造は北木島から出身地である伯方島の干拓用に石材を供給し、できあがった頃に喜多浦八幡神社に鳥居と注連石を寄進したとも考えられる。赤瀬忠造と金七は工事の完成を祝うとともに、故郷に錦を飾ったのであろうが、注連石には祈願文が刻されていない。

尾道市瀬戸町沢の沢八幡神社（万延元年八月）は、佐武武右衛門忠□、葺屋直平時□、西原庄蔵益精、竹内嘉左衛門義が寄進。

西原庄蔵益精（他の三名も塩田関係者と思われるが詳細不明）については、「鷺浦村大字向田ノ浦扇浜ハ同字上ノ浜塩田ト字和靈石島トノ海面距離南部約三百間北部約二百六十間水深干潮時ニ於テ五百石積以下船舶通航自在ナリシ箇所ヲ時ノ庄屋西原庄蔵氏公共事業ニ頗ル熱心ニシテ村民ノ生計上塩田ノ有利ナルヲ慮リ茲ニ塩田ノ築調事業ヲ奮起シ浅野藩主ノ許可ヲ得テ天保三年正月十五日工ヲ起シ爾後種々ノ災害ニ遭遇セシコトアルモ苦心慘憺不倦不憊能ク百難ヲ排斥シテ終ニ天保五年正月工ヲ終ヘタリ当時地盤ヲ七浜ニ分割シ今仍ホ原状ニ依リ業ヲ執レリ」（文献三の五）のように、自力開田を成功させた。

その祈願文は神の下での人の生き方を宣揚する「精誠有感樂以富」、「恭敬攸格壽而寧」（「天を感じさせる誠さえあれば、楽しんで富むことができる。至る所つつしみ敬うことができれば、長命にしてやすらかな人生を送れる」と解釈するのであるうか）としており、塩田開発の苦勞が報われた、成功者としての誇りが感じられる。

玉野市田井の田井八幡神社（文久三年八月）は、いずれも「木の崎塩田」の開発者で名主や組頭（児島郡誌、玉野市史、田井村誌による）の井上五郎左衛門業敬、岩田清三郎有隣、宮田在之助善利、宮田清左衛門本義の寄進である（なお寄進者筆頭は八幡神社社司）。彼らは丸柱の右柱に「天下泰平（表）塩濱繁栄（裏）」、左柱に「国家安全（表）五穀成就（裏）」を刻している。当然ながら当時の塩田経営者にとって「塩濱繁栄」は必死な願いであっただろう。

### 三、棕浦廻船主

天保六年九月、因島棕浦の棕浦良神社に玉垣親柱形式の注連石を、石井新蔵、石井七郎兵衛、石井七三郎、石井仁兵衛、青木万右衛門が共同して寄進している。

『因島市史』や『棕浦の千石船（文献三の七）』によれば、かれら廻船中は、文化三年に讃岐の多度津港に金比羅灯籠を寄進し、文化十年には近くの明徳寺に大般若経を勧進し、文政四年三月には大坂・住吉大社の社頭の一对の灯籠を寄進している。堺の住吉大社の向かって右側の灯籠寄進者の中には「中屋万右衛門」、「新屋新蔵」、「新屋仁兵衛」、「新屋七三郎」、「新屋七郎兵衛」の名がある。石井家の屋号は「新屋」、青木家は「中屋」だった。左側灯籠の寄進者の中には文政十三年に図1-2-12の裏石門を寄進した木谷浦の廻船主元屋万助と栄屋久蔵の名も見える。すなわち、因島と安芸

津などの廻船主がまとまって寄進したことになる（これもどのように情報交換し纏めたのだろうか）。  
椋浦良神社の注連石の祈願文は左右とも「奉寄進」だが、境内の狛犬（山根源四郎作）台座には「船中安全」とある。

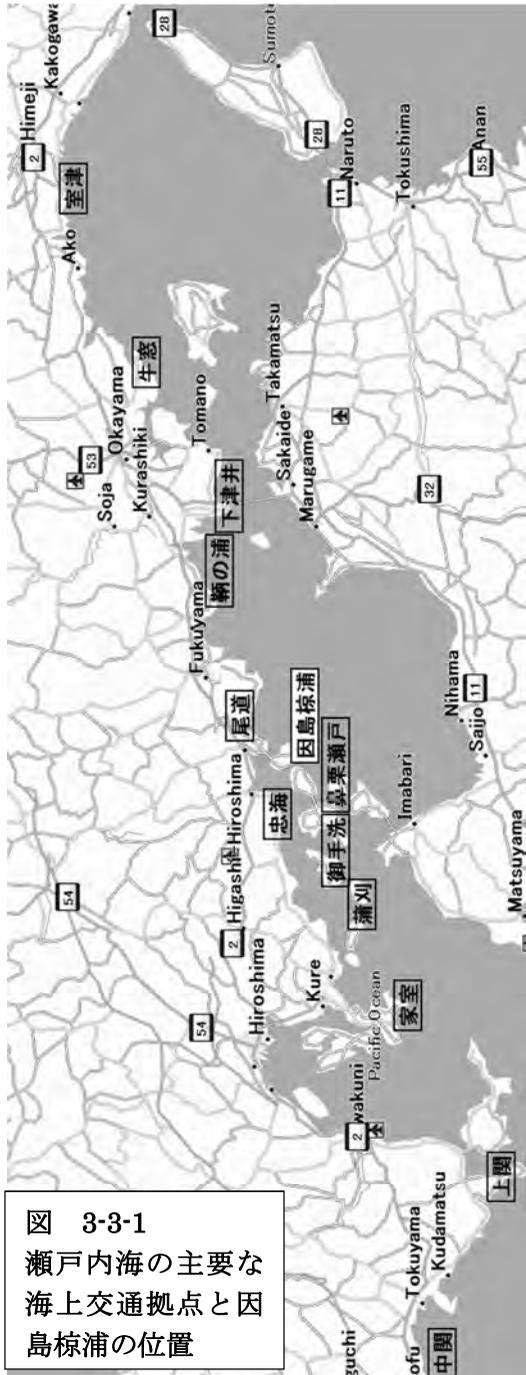
すなわち、かれらは廻船主という生業から、神仏の加護を願い各地の寺社に各種の寄進をしていた訳で、注連石寄進の目的は「船中安全」祈願であろうが、注連石という寄進方法を誰から、どこから得ていたかということが興味深い点である。『椋浦の千石船』に記載の「椋浦廻船年表」には、「天保六年 良神社玉垣寄進」とあり、二十七隻の船名を奉納したとある。

因島は図 3-3-1 に見るように、瀬戸内航路の中、西風の当たらない地形という立地条件を活かし、江戸後期には廻船業が盛んであった。因島の東部の小さな入り江に椋浦集落があるが、現在では昔の千石船を係留したような構築物は残っていない。

文政八年編纂の「芸藩通誌」では、「廣七町餘、表十三町餘（「廣」は東西の、「表」は南北の長さ）、南西山を負ひ、東は海に面ふ、民産船運を主とし、農業はただ婦女のみ、また隣村より客作するあり」と紹介されており、廻船業が盛んで、船持ちと水主（かこ）の家族を中心に百八十軒がこの浦に住み、全体で十五町歩の畑をこれら家族と隣村の者とで耕作しているような地区だった。

瀬戸内では早くから操船に巧みな島民がいて、豊臣秀吉は、天下統一への戦の都度、兵船をもって参戦し兵士や物資の輸送に協力した塩飽水軍の功績に対し、塩飽領一二五〇石を船方六五〇人に領知させる旨の朱印状を与え、徳川家康も関ヶ原の戦の後に朱印状を出し、引き続きその領有を認めた。

塩飽の船主らは幕府や諸藩の大坂への廻米を独占して担当していたが、寛文十二（一六七二）年、河村瑞賢が出羽国の米を江戸に運ぶべく西廻り航路を開くなど国内航路の開発が進むと、各地で廻船業を営む者が出てきた。西廻り航路など航海距離が長い航路に対して輸送効率の高い千石船が投入され、その千石船の所有と運行に大きな資本力が必要になって来る中で、享保六（一七二一）年に幕府が廻米の塩飽廻船への特命を止めると塩飽の運航権は資本力のある大坂の廻船問屋に奪われてしまっ



た（備考①）。

元禄の頃、椋浦廻船はすでに百石船を所有していたらしいが、大坂の廻船問屋の下に入り、当初は借り船、次第に自前の千石船による廻船業を興していったと言われている（文献三の八）。

十七世紀の中頃には、相当の事業規模となっていたのであろう地元の椋浦良神社の再建、椋浦金蔵寺再興がなされている（椋浦廻船年表）。

しかし、前出文政八年の『芸藩通誌』では、すでに椋浦金蔵寺は「金蔵寺跡」と記されている。それでも文政八年当時の因島各地の船籍数は

- ・ 椋浦、千五百石積以下 三十五隻

・三庄（椋浦の南、弓削瀬戸寄り）、千二百石積以下 七十六隻  
・大浜（椋浦の北、布刈瀬戸寄り）、五十石積以下 二十一隻  
・土生（長崎瀬戸側）、五百石積以下 八十六隻  
という内容で、椋浦は外洋を長距離航行するに適した大型船を中心に所有していたが、一方金蔵寺を維持できる余裕がなかった。

文政・天保期において注連石を寄進した面々の持ち船は、（『因島市史』による）、

・新蔵——千五百六十石積十八人乗り（別な資料では天保四年に、二十七、十八反帆各一隻、なお帆の広さの単位である「反」と積載量の単位「石」の間には単純な比例関係ではないようで、一反当たり六十から八十石に相当する）

・七郎兵衛——千五百石積十八人乗り（同、二十四反帆二隻）

・七三郎——千七百五十五石積十八人乗り（同、二十七、三十五、二十五反帆各一隻）

・仁兵衛——不明（同、二十六、二十五反帆各一隻）

・万右衛門——千四百四十石積十七人乗り、千四百七十石積十七人乗り

当時、千石船一隻の建造費がおおよそ千数百両（淡路島出身の高田屋嘉兵衛が寛政末に購入した千五百石船が千五百から二千両、文久の頃になると千石船一隻二千両）、年間維持費が四、五十両、しかし北前船運行一年目で建造費を償却してしまうほどの利益があった。（文献三の九）

この通りであれば椋浦廻船は莫大な利益を上げていたし、寺社寄進などの負担は問題にならなかったであろう。だが、

・寛延四年 儀兵衛船（千二百石船らしい） 室津で遭難、儀兵衛はこの後に廃業。

・天保三年 青木伴次郎船（二十三反帆十二人乗り） 能登沖で漂流

・天保四年 榮新屋の平作船（二十五反帆） 島原で難船（程度不明）

と事故と廃業が続き、

・天保十三年 奇しくも、本新屋の神社丸と東新屋の虎幸丸とが博多湾口で衝突・沈没、二十八人死  
亡

ここに至って、椋浦廻船は大坂の船問屋の下請けなどになり果て、弘化期には椋浦の千石船は全消滅してしまった。

繁栄期の蓄財もなく、廻船再興のための頼母子講を藩に願い出たが許可されず、木綿織開業のための資金として三百石もらったが失敗に終わった。嘉永五年に因島中庄（村上水軍城があった地域）の八幡神社（慶応元年の注連石がある中庄能固原八幡神社か）の屋根葺き替えがあり、椋浦へ七百二十八匁の割り当てがあったが五年年賦にしたらほど椋浦地区は衰退していた。この頃までは石井家が因島全体の廻船頭取を務めていたが、三庄村の大庄屋宮地家に移つたらしい。それでも安政五年頃には、讃岐金比羅の燈明堂に石井七郎兵衛、石井七三郎ほか十名で奉納額を納めている。

これらの経緯を見ると、天保六年九月に石井新蔵らが玉垣と注連石を寄進したときには（持ち船は、玉垣に船名を奉納した二十七隻）、船の遭難が続き、千五百石積以下、三十五隻を所有していた椋浦廻船の全盛期は過ぎていたようである。遭難事故が続いたにせよ、なぜ急激に椋浦廻船は衰退したのだろうか。

前出のように、一隻千両の償却が一年でできるほどの儲けは単なる海運業ではなく、蝦夷や奥羽において江戸・大坂・瀬戸内などで売れそうな産物を見つけ、仕入れ、輸送し、他地で販売するという買積船方式、さらには蝦夷における場所請制度により、漁場浜での一切の交易権の獲得により実現できた。例えば文献三の九の「酒谷家」の船では、大阪から蝦夷への航海では百五両余しか荒利益がないが、蝦夷から大阪へでは九百三十二両余の儲けがあった。船中費用を差し引いて八百三十一両余の純利益を得ている（北陸北前船資料館の展示資料より）。高田屋嘉兵衛などは、さらに蝦夷地の航路や漁場の開発を行うなど、仕入れ先の地域開発まで手がけることによって莫大な富を得ることに成功していた。

椋浦廻船の営業内容や状況がどのようなものだったろうか。現酒田市飛島の鈴木家扱廻船一覽（国立歴史民俗博物館所蔵）では、天保十四年二月から閏九月までの間の入港舟数が百十三隻、このうち十三隻が瀬戸内海中央部の淡路島から三田尻までの十二隻であるが、椋浦の地名はなく、淡路と安芸が四、椋浦の南に位置する三庄から二隻寄港している。

天保四年の椋浦廻船の運上銀は反帆一反に付き一匁と少ないこと、文献三の七、八に書かれた遭難地点では外洋が少ないことから、椋浦廻船はもっぱら利益の少ない廻米や石炭輸送など競争の激しい内航の海運業が中心だったと考えられる。

因島市史には、広島藩の蔵米輸送賃は、尾道から大坂まで百石に付き三石（数匁）、広島から大坂まで同三石七升とあり、また筑前からは問屋の口銭を引くと五石四升になるとある。そして「筑前、豊後などの北九州などの御城米輸送は、石井家文書には非常に沢山の記録をのこしている」ことからやはり利幅の大きい北国産物の開発・販売額は少なかつたのではないだろうか。この頃、瀬戸内各地では綿花の栽培が盛んになり、この肥料として干鰻（ほしか）が多量に消費されていたが、これらなどの開発・販売は担当していなかったのだろう。

急激な衰退は、手持ち資金の少ない事業の拡張期に遭難が続いたことにもよるのであろうか。椋浦廻船では地元の寺社への寄進の他には、住吉大社への灯籠、公家の徳大寺へ融資（宝暦年中）程度で、前出の木谷浦の元屋万助のように一万両の軍資金を融資、また高田屋嘉兵衛のように（財産没収も目的として）幕府の取りつぶしにあったというような話も伝わっていない。むしろ因島市史には、船体の売却例が数例載せられている。

全盛期だったはずの文化四年には、はやくも質草として千四百石積で諸道具一切付いて十二貫匁、一貫匁に付き月十五匁の利子（年利一八％）、天保三年には売却例として、千六百石積、三年もの、諸道具一切付いて四十貫五百匁（七十五両程度）がある。さらに、天保五年に三隻、五千三百石、十年に二隻三千四百石の質入れがあり、文化から天保期において早くも、その経営は綱渡りだった。



彼らの椋浦良神社への寄進目的は「船中安全」祈願としても外れてはいないであろう。注連石という寄進方法を誰から、どこから得ていたかということについては判らない。しかし、当時としては芸予海峡という情報の流れのまっただ中で活動していたことになる。

#### 備考①

幕府の御用船方として繁栄していた塩飽諸島は、江戸中期に四百二十七隻の船を持ち三千四百六十人の水主（かこ）で運航していた（塩飽勤番所の展示資料より）。一船当たりの水主数が八人程度であることから、内航船が中心だったことがわかる。

塩飽諸島では幕府の廻米方針が変わった後、培った船大工の技倆でもって各地の寺社建築を担当するなど、島外への出稼ぎで生活を維持していた。また万延元（一八六〇）年、太平洋を横断しアメリカに渡った咸臨丸の水夫は大半が塩飽水主だったという。

しかし、明治維新前後の新旧島民間での争議の勃発などにより、島は衰退をはじめた。

## 四、大鍛冶屋 善兵衛

天保十一年十二月に尾道の良神社に注連石を連名で寄進している。祈願文は「奉寄進」、屋号と名前を刻しており、「戒村ひや 伊兵衛」（右柱）ならびに「大鍛冶屋 善兵衛」（左柱）である。

尾道では、現在の庄原市の道後山辺りで採れる砂鉄を使った刀剣の製造が中世頃から始まっていたらしい。道後山辺りを含め中国山地で採れる砂鉄や原料鉄は瀬戸内側に流れる河川を利用して、備前、備後にも供給され、ここでも鍛冶製品が製造され、特に、備前長船から備後三原の間には多くの刀鍛

図3-4-1 4爪碇（北海道江差の海揚がり品、近くでは尾道酢の瓶も揚がっている--金沢大「青森県むつ市・北海道松前町・上ノ国町・江差町・函館市の水中文化遺産」より）



冶が活躍していた（現国宝・重文指定の刀剣の半数は備前・備中の産と言われる。（岡山県立博物館長橋本康夫氏の講演より。））

原料鉄は、岡山の高梁川を下り玉島を経由して大坂にも運ばれていた。

さらに、広島藩では十八世紀初頭から藩営鉄山が稼働しており、現在の山県郡などの山間地で採取した砂鉄を大阪まで出荷していた（文献三の六）。

すなわち尾道の鍛冶屋にとっては、三原、鞆などに競争相手がいるとともに、次第に大坂商人を通じて原料と製品の売買をしなければならぬ状況にもなっていた。これらの鍛冶場と差別化を図るのは目前を通る船の碇程度しか無く、他は地元で使う農具や生活用品だったのではなからうか。

尾道の鍛冶屋も、徳川期以前は刀鍛冶で名を成していたらしい。徳川期の鍛冶屋数は、寛永十五（一六三九）年頃二十二軒、享保八（一七二三）年に三十九軒、文化二（一八〇五）年に三十五軒、文政五（一八二二）年には三十八軒（『新修尾道市史』）であり、軒数から見ると尾道の鍛冶業は享保期ごろから飽和状態にあったと言える（鍛冶屋の状況については、文献四の二参照）。

「戎村ひや 伊兵衛」が尾道市史に登場するのは文政五年のみであるが、「大鍛冶屋善兵衛」は文政元年の嘆願書の筆頭に「大かしや 善兵衛」、嘉永元年には鍛冶屋代表八名のこれも筆頭で書名している。また、善兵

衛は、安政三年に「鍛冶職惣代」、慶応二年には「鍛冶頭取」を称していた。すなわち、尾道の鍛冶業の厳しいときの世話役だった。

『新修尾道市史』に載っている鍛冶関係の文書は、いずれも経営の苦境を物語るものばかりである。伊兵衛と善兵衛を含め三十八名が署名している文政五年八月の町年寄、庄屋、組頭宛の嘆願書を見ると当時の状況がよくわかる。

「往古より鍛冶職一統へ御定法おおせつけなされ有難く相守り居り申し候えども、積年と申し、多人数の仲間共の中には、心得違い候者も出来つかまつり、師弟の中堅め等も兎角流合に相成り、銘々の得て勝手に落ち安く、これにより近年にても寛政七年又は文化二年にも、先規之通り又々改めておおせつけなされ御恩の程重々有難く仕合せに存じ奉り候、（一部略）、近来は時勢につれ一統衰微に成り行き時節とは申しながら、困究仕り居り申し候。然るところ近頃同郡之内三成村、白江村、畑村、市村辺、又は因島の内所々新鍛冶の者出来つかまつり、中には御他領の鍛冶より業前（わざまえ）相い習い、御他領之者を師匠と相い唱え、又は何も師匠と申し訳合も御座無く、類儘（たぐいまれ）有の言語同断の儀に存じ奉り候。（途中略）急度御差留め遣しなされ下され候らば、莫大の御慈悲有り難くしあわせに存じ奉り候。此段恐れながら書付を以つて一統連印敷事申上候。」

この文書の中で言及している寛政七年の規則は、鍛冶炭の尾道からの積み出し禁止、他所への出稼ぎ禁止、客が細工物を持参しても引き留め禁止、細工物の値段を守ること、新たに鍛冶を始める者は師匠から願ひ出ることなどで、鍛冶業の状況は寛政七年も文化二年も似たようなものであったが、業界内での申し合わせ自体、その業界自体の衰退を示すものであった。

このような状況の中での、天保十一年注連石の寄進である。「奉寄進」としか無いが、祈願したいことは沢山あったであろう。

良神社の境内には鍛冶屋の神を祭った金山彦神社がある。この金山彦神社の鳥居は「其阿弥甚蔵」の寄進であり、甚蔵は尾道を代表する刀鍛冶の末裔で、文政元年には善兵衛と共に碇の価格について

図 3-4-2 [上図]良神社の注連石（この社の海側に鍛冶屋町があった）  
[下図]境内の金山彦神社（鳥居は「其阿弥甚蔵」の寄進）



の嘆願書を提出している。善兵衛は鍛冶職の中心として甚蔵とともに金山彦神社の維持にも力を注いでいたのではないかと想像される。

『（豪商）橋本家文書』（広島県立文書館）には、この後も善兵衛が鍛冶業界のための金策に奔走していた状況が示されている。

・安政三年十二月 乍恐奉歎上口上之覚（鍛冶職難渋につき拝借銀歎願）鍛冶職惣代大鍛冶屋善兵衛・土屋伊八

・慶応二年  
十一月晦  
鍛冶手間中  
取替小内九  
十人余歎書  
借用（鍛冶  
職手間働さ  
渡世難渋に  
つき拝借金  
願・拝借証  
文）鍛冶頭  
取大かしや  
善兵衛他二  
名

## 五、河野水軍の末裔 清水九右衛門家

天保十三年、最初に詠歌を刻した注連石(図 3-5-1)を寄進した人物である、清水九右衛門は、前出の浮穴丑之唄が発願したこの和霊神社以外にも町屋三島神社、多伎神社にも詠歌形式の注連石を寄進している。ただし、清水九右衛門と称して寄進しているが記名方法が異なるので詳細に記してみる。

(図 3-5-1)

まず「町屋村 清水九右衛門」であるが、天保十年と天保十三年ともに同じ行年九十歳として寄進していることである。行年とは、死んだ者がこの世に生きていた年数(広辞苑)とするなら、三年違ってもいずれも行年九十歳と記するのはおかしくない。誰かが九右衛門に代わって死後寄進している

図 3-5-1 清水九右衛門の寄進  
(今治市内)

寄進年					寄進者					神社名					寄進物					形式									
					西暦																								
文政十丁亥四月					1827					当村 清水九右衛門森和					(町谷)三島神社					灯笼									
天保十己亥歳					1839					町屋村 清水九右衛門 行年九十歳					(古谷)多伎神社					灯笼									
天保十三年壬寅三月吉日					1842					町屋村 清水九右衛門 行年九十歳					(法界寺)和霊神社					注連石					詠歌				
文久二年壬戌四月吉日					1862					清水九右衛門森寶					(町谷)三島神社					注連石					詠歌				
元治元年甲子正月吉日					1864					清水九右衛門森寶 清水重左衛門森秀					(古谷)多伎神社					注連石					詠歌				

こととなる。

前図 3-1-1 の中だけで考えると、「清水九右衛門森和」は「町屋村 清水九右衛門」とは同一人で、天保十年と天保十三年の寄進は既に亡くなっている九右衛門森和に代わり九右衛門森寶が行ったとしても矛盾はない。

その九右衛門森寶は、(前述の様に、着工日か竣工日か不明だが)多伎神社への注連石寄進のすぐ後の元治元年三月十六日に没している(今治市の歎喜寺にある九右衛門森寶の墓誌より)。

法界寺和霊神社の注連石寄進は九右衛門森和の遺志だったかも知れないが、詠歌形式として寄進したのは九右衛門森寶であり、彼は町谷の三島神社と古谷の多伎神社にも詠歌形式の注連石を寄進した。すなわち詠歌形式の注連石寄進は九右衛門森寶が始めたと考えても良いだろう。

九右衛門森寶が寄進した三社の注連石の祈願文、すなわち詠歌は次のものである。

① 和霊神社

「千早振神裳受引微注連繩 長幾多免新也安計能玉垣」(千早振神もうけひくみしめ繩、長き例しやあけの玉垣)

② 町谷三島神社

「三奈人のいの流古、路毛古と王里尔 曾武可ぬ三ちを神やうくら武」(みな人のいのる心もことわり、そむかぬ道を神やうくらむ)

③ 多伎神社

「比久志免能万代かけて濁りなき 瀧能みや社をあふかさらめや長世」(引くしめの万代かけて濁りなき、瀧の宮社をあふかさらめや長世)

万葉仮名を用いた、流れるごとく見事な文字が並んでいるが、誰が読み、誰が揮毫したのでろうか。

①和霊神社の注連石、すなわち最初の詠歌形式注連石の歌は、宝永四(一七〇七)年に長府藩の第三代藩主毛利綱元が編纂した「七石集」の中に、毛利藩目付・御近習御横目役、百五十石の長井角兵

図 3-5-2 和霊神社の注連石  
 (左柱一部「幾多免新也安計」)  
 石工 中谷元右衛門



め今治城を海岸から離れた地に移すための調査に向き、八月、再度京都へ赴く、というような激務をこなしながら、前出の半井梧菴の「ひなのてふり」に数多くの歌を投稿している。家老職の久松彦兵衛長世の歌を多伎神社の注連石に記した

衛実親が詠んだ「千早振神のうけひくみしめ縄、なかきや世々の例ならまし」が元歌だろうか。

② 町谷三島神社の歌は、鎌倉後期の歌人・藤原為守(一二六五〜一三二八)の手による「玉葉集」収録のもののものである。

③ 多伎神社の歌では、「長世」の部分が字余りのように見えるが、当時の今治藩家老久松長世の作であるという(『今治郷土史』)。

鎌倉時代の歌人の歌や長府藩主が編纂したとはいえ百年以上前の歌集がどのようにしてこの今治藩の庶民まで広まっていたのだろうか。

多伎神社の歌の長世は、安政六年二月家老に就任し、文久三年には正月江戸参勤から帰着、三月兵制改革を命じられ「火攻全軍録之書」をまとめ七百拾九名の配備を実施。すぐに京都へ出船、四月帰

着。異国船渡来のため

のはどういふ経緯だろうか。半井梧菴が著した「愛媛面影」に次のような記述がある。「川上巖 多伎神社より十町ばかり奥なる山上に在り、早するとき此の巖をくすぶれば必ず雨を得、よりて俗に薫岩という。おのれ一とせ久松長世ぬしと越智郡七社詣でしけるときの道記あり（以下略）」。久松長世は半井梧菴とともに多伎神社に詣でていたことがこの記述からわかるが、この時に詠んだ歌がこの注連石に刻まれた歌だろうか、それとも注連石寄進のために特別に依頼されて作った歌だろうか。

想像するに、半井梧菴の斡旋もあって、①と②の歌は、久松彦兵衛長世が注連石に刻するにふさわしい歌として、いろいろな歌集から探し出し、また③は自ら注連石用につくり、清水九右衛門森寶に提供したのではないか。それは、久松彦兵衛長世と清水九右衛門森寶とが、半井梧菴の歌詠み会の高位にして懇意な同人であったから実現したのではないか。そして家老職であったがゆえに、久松彦兵衛長世は多くの歌集を見ることが出来たのではないか。

しかし、今治の郷土史をつぶさに調べてみても、清水九右衛門たる人物が特定できない。

この多伎神社よりさらに奥の山上に鷹取山城跡があり、この鷹取山城については、『伊豫温故録』に「古谷村の西方鷹取山上にあり、正岡紀伊守経長居る。経長曾て河野氏に叛す。河野氏、重見、来島等にこれを討しむ。経長謝罪して軍門に降る。天正十三年、小早川と戦ひ落城す。此村内清水姓のもの鷹取祭と称し、今に至り正岡氏の霊を崇祀せり。」とある。

「清水姓のもの」については『朝倉村誌』にあり、まとめて記すと以下のようである。

「水軍で有名な河野家の一族河野康孝の長男経孝は所領正岡庄を継ぎ正岡氏を名乗り鷹取城主となった。二男孝門は所領清水庄の庄名を採って清水氏を名乗ったが、清水家の後継が不在となった時、河野本家から清水右衛門尉越智通俊を迎え、鷹取城主正岡紀伊守経長を盛り立て、小早川勢に対抗した。しかし、天正十三年小早川勢により鷹取城が落城。清水通俊は正岡の妻子を守っていたが、河野本家が藝州竹原で途絶えた天正十五年に清水通俊も自刃。清水一族は新谷・古谷方面に逃れ帰農した。清水通俊は古谷の竹林寺に祀られている。」

図 3-5-3 今治市内の清水九右衛門関連場所



竹林寺近くの清水通俊の後裔に当たるといふ方の話では「清水一族は町谷にも別れ住んだという話が残っている」とのことから、町屋三島神社近くの歎喜寺に墓がある清水九右衛門森寶は清水右衛門尉越智通俊の子孫であったと考えても矛盾はない。

清水九右衛門森寶がどのような生業を持っていたか不明だが、血筋が重要視された時代、多伎神社を奉賛し、他社にも種々寄進していたことからみて経済的には恵まれた状況にあり、また、自らも詩をたしなみ、半井梧菴などの紹介もあつたであろうが、時の家老とともに詩作に興ずることができる社会的地位もある家柄だったのであろう。

今治藩では四代藩主定基（一七五九年没）が和歌を好み、後の家老江島為親（一七八八年没）は藩内に多くの弟子を持つほどになっていた。この江島為親に次いで活躍したのが前述の半井梧菴である。そしてこの半井梧菴の『ひなのてふり』

を通して文政五年頃に活躍したのが前出の浮穴丑之熊妻好子、多伎神社神主沼崎誠則、沼崎誠則に嫁した為子、そして沼崎誠則の母幾子たちであり、沼崎家においても「幾子誠則為子和歌集」が編纂されているほど歌詠みが盛んであった。歌会の同人としての家老が藩内の庶民とともに歌作りを楽しむすなわち封建下といえども文化面においては、身分と社会的地位の差を超えた活動ができる時代だった。

## 六、富商 宅間屋利兵衛、深見利兵衛正廣

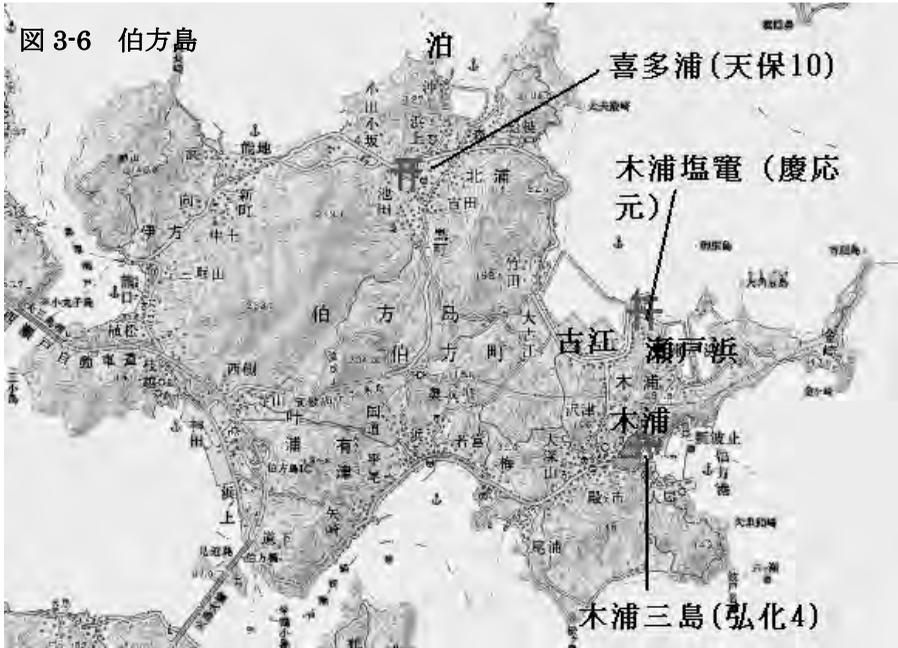
宅間屋利兵衛は弘化四（一八四七）年四月に今治市伯方町木浦の木浦三島神社に、深見利兵衛正廣は慶応元年秋に香川県琴平町の金刀比羅宮に（図一七〇）、それぞれ注連石を寄進しているが、同一人物である。

『今治郷土史』の深見家家譜を参考にその経歴を記すと、和歌山で浪人をしていた初代与三兵衛が今治に来て商売を始め、利兵衛は四代目であるが、二代、三代目については大した記述はない。

利兵衛の項では最初に、「度々御用金仰せ付けられ差し出し、且つ差上金等も仕り、為に御賞美御札式苗字帯刀、御紋附御上下並御衣類、御曲輪内（丸の内）挽下駄提灯御合印御免、御料理被下等被仰付候」とあり、後述のように、それまで商っていた「総（かせ）糸替」商を天保八年に「綿替」商に発展させ、この成功により、経済的・社会的地位は高くなっていたと考えられる（「総糸替」と「綿替」は後述）。

弘化元年十月三日には、「伯方島木浦村古江浜へ、塩田開拓之御見込有之、地所総而為御検分、御

図 3-6 伯方島



家老服部和泉正弘様、岡部直記直約様、御中老岡本太郎左衛門親修様、御出船御附、灘御用人町田所左衛門武和様、大目附小泉三郎右衛門宜融様、郡奉行堀江七太夫正義様、御目附岡崎幸右衛門要直様、  
勘定御目付水谷勇太和道様、御用聴深見利兵衛正広、鯨船二艘へ乗組、出張立網為致、海岸築留之模様、且役所建方地所等御取究、且瀬戸浜塩田御見分の上、五日今治へ御帰着」とある。二泊三日の出張である。

伯方島では、すでに寛政六（一七九四）年に木浦、文政二（一八一九）年に瀬戸浜の塩田開発が行われていた。また、喜多浦八幡神社周辺の干拓・新田開発も行われていて、赤瀬林造らがここに北木島の石を供給していたらしいのは前出の通りである。このたび開発しようとしている古江浜は、瀬戸浜の隣りに位置する。（図3-6の）

弘化三年四月廿七日には（願い出ていた）泊方島木浦村古江塩田の開拓を仰せ付けられ、砂入れを始めた。御用聴深見利兵衛正広はこの検分に家老服部伊織正らとともに泊方島に渡り、三十日に今治に戻っている。三泊四日の旅となった。

前出『豫州越智郡木浦村年代記』の弘化四年の記事に、「此年氏社玉垣出来ル、今治ヨリ石工慶治参申候、下職三人参申候」とある。木浦三島神社の玉垣と注連石の寄進年月は「弘化四稔丁未夏四月吉祥日」、石工は「城下石工 中谷啓治」である。この頃、利兵衛はたびたび泊方島に来て、工事の進捗を見ていたはずであり、その完遂を祈念して玉垣ならびに注連石を寄進したのであろう。ただ、その祈願文は「奉謹建、瑞廣前」でしかない。注連石の建立数はこの頃すでに三十基近くになっており、石工にとっても神社寄進の新しい姿になっていったと考えられ、中谷啓治にとっても隣り島の弓削神社に次いで二基目の作品となっていた。

家譜の記事に戻るが、嘉永五年二月十五日にも築立の見分のために、家老戸塚助太夫政美らとともに伯方島に渡っており、今回は御用聴塩田掛り深見利兵衛正広として、一泊三日の出張である。

嘉永六年には、「異国船渡来付、御費用不少候付、御船幕地朝鮮木綿五十反差上候処、為御賞美御紋附御上下被下候」とあり、千石船に用いるなら二隻分の帆布木綿を送った。利兵衛は塩田開発に手を貸しながら、後述のように、手広く木綿商を営んでいたことから木綿生地という発想になったのであろう。

古江塩田の開拓は万延元年に完成した。「万延元庚申年八月十九日、木浦村古江塩田落成、為見分、御家老席出席久松監物長世（多伎神社の注連石の詠歌の作者）様御出張、御附添郡奉行井上七左衛門豊威様、勘定御目附塩田水谷権兵衛和道様、御用聴塩田掛り深見利兵衛正広、鯨船ニテ出張」

この古江塩田について『伯方町誌』は「天保の頃（一八三〇〜四四）、今治町の木綿商深見利兵衛が古江を通ったとき、塩田に適当な土地であると考え、時の郡奉行井上七左衛門、大目附堀江七太夫を介して、今治藩主に献策し、弘化元年（一八四四）に、御家老服部外記や、岡部直記が古江に来て、岩城の立網持の漁師を呼びよせて、竿を入れ見分した。海面が広遠で築止の見当が立ちにくかったが二十三浜を見分した。

弘化二年（一八四五）二月、古江長崎より竹田まで沖通りへ松杭打ちをして開発に着手したが、その

時代は今治藩の財政も苦しくて、開拓の資金に困り、これを遂行することができず、一時事業を中止することになった。そこで利兵衛は累代の木綿商を犠牲にして、藩下の木綿売買を藩の専売事業として領民を督促し大いに製織させ、その利益の一部を以って藩債を償却する方法講じ、また東奔西走して藩債の募集に当たったが容易にまとまらなかった。しかし、深見利兵衛の努力とあっせんで、大阪の富商、天王寺屋五兵衛（蔵元）、殿村平右衛門等三名と、堺商人二名の計五名から一万五千兩を借り入れた。」と記している。

町誌の別の頁には、「深見利兵衛の努力によって、塩田の築造工事を再開し、万延二年十月十一日、十有余年の年月を経て、三十七町九反十六歩の塩田を完成させることができた。これらの塩田の築造は、藩財政に大きく貢献したが、時既に遅く、崩壊期にあつた藩財政を支えることはできず、廃藩後は、個人に売却されることになった。しかし、これらの塩田の築造は、伯方島では「世紀の大事業」であり、それに関連する燃料や製品の輸送の売買等の産業も発達し、付近の人々には、浜子としての副収入を与え、伯方島の人々に与えた影響は大きい。」とある。

彼の功績のもう一つが、現在今治の名産品となっている「今治タオル」の出発となる木綿業を普及させたことである。愛媛県史や今治市史を総合すると、今治における木綿業発達の経緯は次のようである。

今治地方では、享保期に柳瀬忠造（異論もある）らの小幅木綿製造販売により綿業が発達し、天明期には河内・安芸・豊後と並ぶ綿業地となっていた。

文政期には、砂田文治が（実綿を渡し、紡いだ糸を買う）「認（かせ）糸替」を始めており、この認糸商を共に営んでいた深見利兵衛がこれをさらに進め、天保八年に「綿替」を始めた。この綿替は、実綿と白木綿布を交換するという意味であり、実綿五百匁を農家の婦女子等に渡し、彼女らは、綿の実を取り除き（おおよそ二百匁となった綿を）綿打屋に渡し（繊維を柔らかくし繊維の方向を整えた）「篠巻綿」に加工してもらう。これを手車で糸にするが、一日で七〜八十匁ほどの作業量になった。

これに糊を引き、商人から借りた織り機にかけ一〜二日で二反の白木綿布（一反百匁が当時の規定）にして商人に渡す。結局労働のみの提供で、材料と機械機は商人から提供されるので、資本がない者も就業できる問屋制家内工業となっていた。二反のうち半分の一反分は労賃として貰え、これは当時の金額で一朱半（一朱は十六分の一匁）となり、農家の婦女子にとつては貴重な現金収入であった（ただし、白木綿にするのに十日程度かかった）。

深見利兵衛以外に七、八名の商人が参入した結果、天保十四年から嘉永六年の間では、今治で生産された白木綿は年産二十五から三十万反になった（一反Ⅱ一朱半で計算すると二万五千両余ほか）。綿替木綿は生地が堅牢で実用的であったので、大坂市場で大いに評価されたが、そのうち粗製濫造となり万延から文久期には窮地に至り、藩が御用商人を間に置いた専売制を取り、回復をはかっていた（専売制への経緯については伯方町誌の記述と異なる）。

深見利兵衛が古江塩田が塩田地として適地であることを藩に提案していたのは、利兵衛が認糸商から綿替商に事業内容を改革していた頃であったろうか。古江塩田の工事費捻出のために大坂商人と掛け合い、一万五千両の資金調達に成功して埋築を再開したのは、今治における綿替商の第一人者となっていた頃であろう。

富商深見利兵衛の歴史はさらに続く。

・安政二年ごろ、砂田喜久助、布屋又兵衛と一緒に城下に庶民のための心学塾「新民舎」を設立していたものを大島に移設する。

・安政六年九月、江戸小川町猿楽町の今治藩上屋敷普請につき、錢札三十貫目差し上げる

・文久元年、手船玉繁丸へ乗り組み、江戸表へ出府、藩主定保公に御書院において御目見仰せ付けられた折り、金三百両差し上げる

・同年十二月、去冬以来の米価沸騰につき、町方並近辺困窮者へ米銭施し

・文久二年、御用聴五人へ借入金三千両仰せ付けられ、金六百両上納、五人とも向後御米売払方の差

配仰せ付けられる

・文久三年八月、国産木綿差配方仰せ付けられる

・元治元年六月、昨年の海岸防備の莫大な入費用のため、金百両差し上げ、且つ銅物類数品差し出し

・同年八月、御借入金五百両上納

・同年十月、長州征伐御出陣に付き、金三千両を錢札に引き替え仰せ付けられる

・慶応元年秋に香川県琴平町の金刀比羅宮に「威靈呵護國家隆盛、精敬亨感海陸順寧」なる祈願文の稚児柱付き注連石を寄進。文は深見家の出郷である紀州の人、長州城晋になる。

正確な意味は分からないが、「國家隆盛」と「海陸順寧」は利兵衛のこの頃の願いであったであろう、まさにそのような活躍をしていた。

この長州城晋は安政二年に利兵衛の生前墓の碑文をも書いているが人物の詳細や利兵衛との交際状況については不明である（文献三の十）。

・深見利兵衛は明治四年には今治町総代として今治を去る藩主に対して送別状を送った。

## 七、浜庄屋 中村三平



図 3-7-1 晩年の住居「咬菜舎」(竹原市本町)

嘉永五年歳在壬子八月穀旦に、今治市大浜の大浜八幡神社に「神之所臨徳存無疆、民之所仰惠頼嘉祥」の祈願文を持つ注連石を寄進しており、注連石の裏面には「維成先考河上林蔵勝盛之志、男藝州竹原中村三平緩謹立（緩の意味不明）」さらに側面に「本府今治弟河上為蔵興勝並任事」とある（先考とは亡父のこと。任事は、願い事が意のままに叶うこと）。

河上林蔵勝盛は屋号河上屋の十一代目で嘉永二年九月没。先祖は帰農し、寛永以前から今治町方で商売をしていた。河上屋十二代目は、林蔵の嫡子である熊蔵勝吉であり、天保二年二月に親より早く没している。そして十三代目の喜一（初め為蔵と称した）興勝は十一代目林蔵勝盛の三男で十二代の養嗣子となって十三代を継いだ。（以上、『今治郷土史』の「河上林蔵勝盛家譜」による）

すなわち、河上林蔵勝盛の次男三平は亡父の遺志により注連石を寄進し、弟である河上為蔵興勝の健勝と願い事の成就を祈念した。本人三平は文化六年に生まれ、二十一歳（文政十二年と考えられる）の時、遠く瀬戸内海を隔てた竹原の久井屋中村家の（夫婦）養子となっていった。

注連石を寄進した嘉永五年に三平は五十二歳になっていたことになる。実父は三年前に死去し、兄熊蔵は三平が養子に行った翌年に没しており、弟為蔵が河上家を継いでいた。大浜八幡神社の境内に立って、思うところ多かつたと思う。明治十六年に七十五歳で没した彼の晩年の言葉に、「檀箸一全（紫檀あるいは黒檀の箸一揃）文政丑といへる年の春慈親の賜ふ所なほそこなひ（損ない）侍らず生涯の具たるが如し、明治卯とし（明治十一年、古希か）の今日まで日々にちふる五十年なりければ物の名におきてよめるひなうた、『朝夕のもの喰ふたひにたらちねのみ蔭をあふくはしと社（こそ）なれ』」（『安藝竹原郷賢祠の記』文献三の十一）があり、「文政丑といへる年」とは彼が養子となった文政十二年であろう。その年から晩年まで、四半世紀前になくなった実家の親の恩を謝し続ける姿勢には時代とは言え誠に恐れ入る。

彼の生業については、塩浜庄屋（天保六年）ならびに、町庄屋（天保九年）からは割庄屋格（天保十一年）、慶応元年には抜群精勤により町年寄同格となり、一方、天保二年から慶応二年の間の諸国

図 3-8-2 郷賢祠（竹原市本町）



塩浜集會に芸州竹原浜（文政八年頃に七十二軒）の代表で出席している（前出図3-22）。

三平がこれら諸職を依願免職したのは明治三年であり、天保二年からでも四十年間、竹原塩業の諸役を務めていた。前出『竹原郷賢祠の記』の旧版には「長算及曆術、善劍槍拳法、為郡村吏前後四十五年、小民服之、官屢賞之」とあるが、「郡村吏前後四十五年」の内容は、前述の町役や塩浜庄屋を指すのであろう。

竹原市史には彼の文化面の活動について多くの記述がある。（以下要約）

「中村三里、通称三平、諱仲栗、号祇山。塩浜庄屋となつたが、幼少より学を好み、儒学・和算・鎗劍・詩文・和歌・書などあらゆるものに長じていた。

維新後、竹原文教の再興と弊風一新を志し、明治二年郷学設立の伺書を出し、また自ら新刊発行の書籍を購入し、洋学を学ぶなど率先して文明開化の実をあげようとした。明治五年の学制頒布後、照蓮寺をもってかりに勸学小社と称し、広島の人奥董作を招いて子弟に英語を教授させ、さらに従来の寺子屋を長生寺の一堂に統合して、薫陶館と称し、自ら子弟教育の任に当つた。これが竹原小学校の前身である。

三里は、子孫に対し家を守り、自ら実行すべき心得を実にこまごまと書き残している。家を継ぐべき孫に対し、「今暫時遊学志願も有之哉に相聞候へども、文学は孝悌を学び修身齊家の道を熟知躬行のため学事にて、家計を立る訳にも有之間敷候」。竹原町人の学問への関心の示し方を伝統的に受け継いでいるといふべきであろう。

なお引用した『竹原郷賢祠の記』の中の「郷賢祠」は、文政十年、藩校教授であり郡代官である頼杏坪（頼山陽の叔父）による創始である。頼杏坪は儒学の教えを政治面で実践しようとした人で、過去の失われゆく上層町人を中心とした文化的伝統を確認しておく記念碑をつくることであつたと思われる。当初二十人の竹原文化人を奉っていたが明治中期に創立者の頼杏坪と次いで明治末期に中村三里が追祀された。

注連石という小さな文化ではあるが、それでもつて江戸の終わりに、瀬戸内海を隔てた今治と竹原をつないだ中村三平がいた。

第三章の参考文献（この第三章の内容は各市町村史など以下の文献から得られたものである。内容をそのまま引用した場合などにはその文献名を掲げたが、内容をまとめて参考とした場合などは断りを入っていない所がある。）

文献三の一、引用・参考とした市町村史

『今治郷土史』 昭和六十二年七月発行、発行者 今治市長 岡島一夫

『今治市史』 昭和十八年三月二十五日発行、発行者 今治市役所

『玉川町誌』 昭和五十九年九月発行、発行者 玉川町

『朝倉村誌』 昭和十八年発行、発行者 朝倉町

『愛媛県史』 昭和五十七年から六十四年発行 発行者 愛媛県

『因島市史』 昭和四十三年三月発行、発行 因島市史編集委員会

『兒島郡誌』 大正四年九月発行、著作者 私立兒島郡教育會

『玉野市史』 昭和四十五年発行、玉野市史編纂委員会編

『田井村誌』 （兒島郡田井村誌） 大正六年六月発行 井上五一ほか

『倉敷市史』 昭和四十八年十二月発行、編著者 永山卯三郎

『新修倉敷市史』 平成元々十三三年発行、編集 倉敷市史研究会

『竹原市史』 昭和三十八〜四十七年発行、発行者 竹原市役所

文献三の二 『日本塩業大系』、昭和五十七年三月発行、編集・発行 日本専売公社

文献三の三 『備後向島・岩子島史』、昭和十三年十月発行、著者・発行者 菅原守

文献三の四 『北木を語る』 平成八年十一月発行、編集・発行 元氣ユニオン北木

文献三の五 『瀬戸内塩田の所有形態』、平成五年二月発行、著者 重見之雄、

文献三の六 『文政天保期広島藩々営鉄山の一考察』 芸備地方史研究昭和三十七年六月号

文献三の七 『椋浦の千石船』、因島市教育委員会

文献三の八 『千石船椋之浦』、平成十二年三月発行、著者 平澤文人、発行者 因島市文化財協会

文献三の九 『江戸時代 船と航路の歴史』、昭和四十六年二月発行、著者 横倉辰次

文献三の十 『深見正広と今治綿業』、今治史談（昭和五十三年二月二十四日）、竹本千万吉

文献三の十一 『安藝竹原郷賢祠の記』（増補改訂版）、平成十五年一月発行、監修 村上 弑、

編著 加藤俊彦。

## 第四章 小文化の広まり

### 一、注連石文化を支えた人々

米穀経済にたよる幕府・諸藩は財政維持のため、何事についても規律厳しく、注連石の建立や灯籠の設置についても、それなりに権力ある者や集団でなければ容易でなかったらしい。

今治藩では、『文政六年五月、藩主ヨリ御簾組へ達之覚書』の中に、

「一、寺社鳥居新規ハ勿論、立替タリトモ願事

一、寺社道之付替石壇等願事」

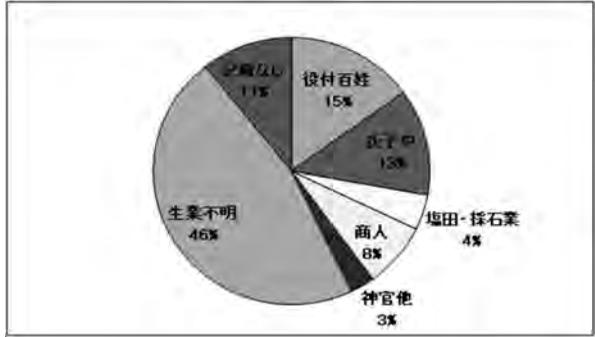
と何事も役所に願い出ることを求めていた。

讃岐の金毘羅さんの例（文獻一の人）だが、世話人の中嶋屋 長七が、「恐れながら奉願上口上之覚、一、笠石とも総高さ壹丈六尺五寸（途中略）、石の鳥居、右は丸亀御領阿波嶋庄屋徳右衛門、御當山へ御立願いが御座候につき、此度御願申し上げ、建て申したく由御座候、数年私方を常宿にして熟懇に候、何とぞ御願い申しあげてくれ候様にと申し参り候、右願いの通り仰せ付けなされ下され候はば、有り難く存じ奉り候 以上 内町中嶋屋 長七 安永十年丑四月十六日 組頭 嘉原治殿」

と、組頭にお願いしている。

江戸期の注連石百四十社での寄進者は、庄屋・肝煎・名主・組頭などの役付百姓、商人、塩田経営者のほか、地元の氏子中などである。この百四十社を寄進者（組織・団体であればその代表）でもって分けると「㊦㊦」のようになり、生業等が判明した約四割の中では、役付百姓や地元氏子など地元民が寄進したものが多い。

図 4-1-1 寄進者の分類



寄進においては、寄進講などによらず個人あるいは少数人で行う場合には当然相当の費用も必要であった。『藤井此蔵一生記』（文献一の七）には、安政三年、地元の井田八幡神社に彼が寄進した注連石と石橋の費用が併せて五百匁（神社への礼金等が含まれているか否か不明）と記されている。金一両と銀一匁の価値は変動するため正確な換算は困難だが、この頃の金一両を銀七十匁とすると、此蔵の井田八幡への寄進高はおおよそ七両となる。此蔵が井田八幡へ寄進した注連石（図 4-1-2）は立派なもので、これに（現在確認できないが、周辺の状況からみておそらく小さな）石橋を加えた約七両から想定して、当時の注連石の寄進に掛かる費用は四、五両と想定される。

次に当時の各階層の経済状況を調べる。

まず武士階級の状況について今治藩を例にとる。

宝暦十（一七六〇）年頃

の藩の年貢収入は五万六千俵（この頃は一俵四斗五升換算＝二万五千二百石）、これに対して宝暦十年の支出内

訳は

- ・ 山里様・上方合力（給料相当か）、御新造様合力 四  
千七百十四俵
- ・ 雑穀代、郷中諸費用、打込米、役米（千二百十一俵）  
三千八百五十五俵



図 4-1-2 此蔵寄進の注連石

- 藩士俸禄（上士 八十二名 一万千七百八十七俵、下士 三百三十名 一万千三百十四俵）合わせて二万三千百俵。

- 大賄方渡扶持 八千五百五十俵

- 江戸、大坂・今治、江戸御旅費用 一万八千二百俵（二俵二十五匁で銀に両替）

- 運上金が四十五貫匁あり、これが残余となった。（以上、『愛媛県史』資料編 第三章今治藩 第一節）

次に、嘉永四年頃の人件費は図4-1-3（『今治市史』よりまとめる）から一万六百七十石となるが、宝暦十年とは互いに相対する項目がないので比較が難しく、相当の推定でもって行う。また、嘉永頃の藩収入は、年代が少しずれるが元治元年から明治元年までの平均収入（『今治市史』の値、税金を含む）二万二千七百石余を採用する。

すなわち人件費項目として宝暦十年では藩士俸禄、大賄方渡扶持、役米を取り、嘉永四年では給人物成米・給人扶持米、無足切米・無足扶持米、下通切米・下通扶持米を合わせた。

このように計算した結果、人件費は、宝暦十年頃に一万四千七百九十石、嘉永頃では一万六百七十石となり、年貢収入に対する割合はそれぞれ59%、47%となる。

ごく大まかに言えば年貢収入の

図 4-1-3 今治藩組織と俸禄

中央組織		
役職例	身分	平均実俸禄
家老 奉行 大目付	士族(上士) 98[82]人	89[144]俵
目付 書役 勘定役 普請奉行 代官 大船頭 山奉行 吟味役	士族(下士) 328[330]人	26.5[34.3]俵
手代 小役人 町同心 足輕 中間 下男 小使	御奉公人（世襲 と一代限あり） 675人{元禄 4=1691では424 名}	13.7俵 (参考=1人1日5 合消費すると、 年4.5俵必要)
合計	約1,100人	約10,670石
全般は今治市史・今治郷土史(嘉永4=1851)、 □内は愛媛県史(宝暦10=1760)による。		

半分は藩主の家計と藩の経営に、残り半分は上士・下士・奉公人の人件費だったといえる。ただ、庄屋給や土木工事などへの労務提供は百姓負担のように、収入と人件費の捕捉(ほそく)範囲が現在とは異なるので、たとえば現在の都道府県の人件費率などと比べることはできない。

飢饉(ききん)や不作で年貢が五分の一しかなかった年もある一方、米経済から貨幣経済に変わり、諸物価が上がり、藩内の災害復旧工事や幕府からの負担要求も強くなってゆく中で、藩の維持のためには俸禄を下げざるを得なかったのだろうが、図々(こ)の奉公人級の武士の生活はまさに「食べるに汲汲としていた」であろう。

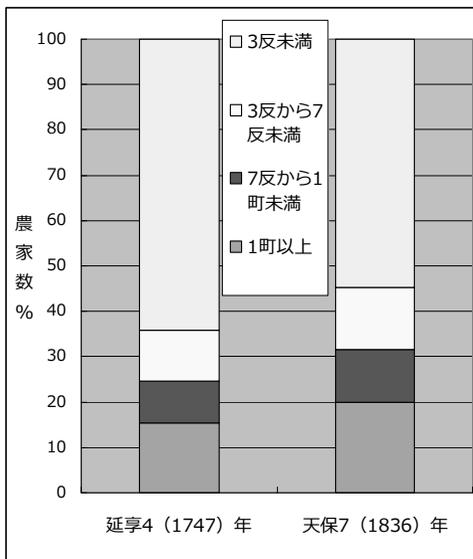
元禄十一(一六九八)年に版図と草高が三万八千六百石に確定してから十五年も経たない正徳二(一七一一)年には、早くも百石につき三十俵の(13.5%)引米がなされているような今治藩であった。その後も何度か引米があったようで、結局、今治藩士のなかでも注連石寄進が出来る余裕のある階層は、せいぜい百人程度の上士層であったであろう。

工商民の生活はどうだったであろうか。

『藤井此蔵一生記』の此蔵は大工であり、二十三歳の頃には大工棟梁を務めていたから、有能な大工だったと想像される。その上、天保四年二十六歳の時藤井家九代目を継ぎ、両親からごくわずかの田畑と百両余りを受け継いでいる。

年代は不明だが、今治藩に納める運上金は、上大工は年三十六日出役するとして年三十六匁、上鍛冶屋が同じく年三十六日で二十八匁、下鍛冶屋でも年十四匁四分となっていた。収入に対する運上金の割合が不明だが、例えば藤井此蔵と同じ大工棟梁の場合で税率一割(「歩一運上」と言われる)と仮定したとき、年三十六日の出役で収入は三百六十匁、金貨換算で五く六両、米換算で五く六石。大工道具程度の資本で費用があまり掛からないことから、大工仕事だけで家族は養えただろうが、親からもらった百両もの金額は他所への出稼ぎ大工や、田畑を持つならばその耕作等もしなければ貯まらない。なお、此蔵自身は(投資目的の)穀物商にも手を広げていたらしい。

図 4-1-4 井門村の耕作規模推移



此蔵に家督を譲った両親は四十二ヶ月余に及ぶ全国行脚により、七百三十六カ所へ納経帳を納めたという。貨幣経済が発達してゆく世の中、地方においても金銭収入のある有能な商人・職人はそれなりの金銭の蓄えが出来ていたとみられる。

貨幣経済の担い手であった商人は、注連石以外にも多くの寺社への寄進をしていることは、第二章でふれた。

元治元年八月、今治藩が異国船対策費用として、市中および郷中から軍用金借り入れを行っている。この時には、市中（富商が中心か）二十七人から平均三百六十両、計九千七百両、郷中（庄屋が中心か）五十人から平均七十両、計三千五百三十五両集まった。

当時の商人の財産には雲泥の差があり、例えば右の軍用金についても千両抛出したのが二人いた。寺社への寄進実態から見ても、注連石程度の寄進が出来る商人は地方においても随所に存在したといえる。

当時人口の九割を占めていたといわれる百姓の経済水準はどうだろうか。

今治の隣、現在の松山市井門町（当時の浮穴郡井門村、農家数百軒ほど、現在は平坦で水の便が良い地域）の農家の経営規模とその推移（図4-1-3、元の資料は『松山市史』）を見ると延享四年から約九十年間に規模の集約化が進んでいることがわかる。

天保七年で見ると、半数以上が三反以下の零細農家であり、兼業や小作（小作料は一反につき一俵が相場だったらしい）、出稼ぎがなければ苦しい生活だったであろう。百姓一人が自力で耕作できる面積は二反程

度といわれる。西日本の場合、夫婦二人で三反の自作地で年貢を出した後の米の量は一〜二石、これは換金して農具や家族の衣服・魚や嗜好(しこう)品の購入で消える。結局裏作の麦や雑穀が主食とならざるを得ない。自活の最低限度だろう。

この図にはないが、延享四年には一町歩以上の農家が十三軒あり、その内訳は、大庄屋(この住宅は現在、重要文化財として残る)、その分家、庄屋、組頭二軒、長百姓五軒、不明二軒であり、これらの農家は備考①の例からみても、毎年数両から十数両の蓄財ができたであろう。

この(地味の恵まれたであろう)地域の農家の耕作面積からみると、三割程度の農家は寄進講に参画するのが可能な家計だったと考えられる。

しかし、第二章三の廻船主、石井家のあった棕浦地区では、前述のように遭難事故をきっかけに地区が衰退期にあった嘉永五年(恐らくこの頃の生業は、島の周りでの漁業と十五町歩の畑の隣村の者との共同耕作だった)、近くの地区の八幡神社の屋根葺き替え寄進七百二十八匁の割り当てを五年年賦にしてもらったほどだった。嘉永二年には家数が百八十軒程度、これでもって計算すると一軒当たり四匁の寄進をする余裕がなかったことになる。廻船業が順調な頃は何でもなかった寺社への寄進だが、零細な半農半漁村となってしまう頃では地区全体まとまっても相応の寄進が出来なかった。

今治藩では天保九年には「極貧民救済法」が制定されていて、屋敷用の土地は持っているが、一、二、三反の小作農しかしていない農家およびこれら以下の農家を対象に、その家族の内の十歳未満の者などに、毎年十二月より四月まで一人一日当たり米一合を支給していた。

浮穴丑之噺らが最初の注連石を寄進した文政三年に出された触書(前出)があり、「鄉村之義はわけても質素を第一の儀、毎度仰せ出だされそうらえども、近来華美の風儀に移り、まま無益の売物これあり様相聞候、近年豊作相続そうらへば、自心の緩みにもこれあるべく、此処にていよいよ凶年の難儀を思い出し、其手当心掛平生儉約を専とし、渡世のいとなみ肝要に候、(以下略)とある。

恐らく良くても図や一画のような家(国の重要文化財、しかし、太平洋戦後もこのような住居は珍し

くなかった)に住んで、草で髪を束ね、足裏前半分しかない草草履を履き、粗末な服と食でもって、ひたすらに農耕に励むことを当時の為政者は百姓本意の筋と考えていたのだろうか。身分の低い百姓が、自分たちの組織内の奉公人らの生活水準を超えるのは、自らの治政能力のまずさを明白にされるようでは許せなかったのではないだろうか。しかし資本力のある百姓は、近年の豊作もありこの触書からは想像出来ない余裕ある生活を営んでいて、図4-10のような現代に通じる立派な住居を持つ庄屋階層もいた(これも国の重要文化財に指定されている。江戸時代の上層農民の住居にはこの図のような立派なものも多い)。

今治藩では、三代領主の時代から新田や塩田の開発に力を注ぐとともに甘藷(かんしょ)栽培の導入をはかる一方、税率を低く維持し、市中および郷中有力者などからの借り入れ、藩士の俸禄(ほうろく)の切り下げなどを行ってきた結果、何度かの飢饉があったものの、他所に比べ農民の困窮度は緩かったようで、その結果、人口の増加もあった。

例えば、宝暦七(一七五七)年には、日本全体の人口が二千六百万人(防災科学技術研究所)に対し、今治藩では五万五千人『玉川町誌』、

東北地方南部のある村では四百四十人(人類学者西丸震哉、文献四の一のグラフを読み取り)天保十三(一八四二)年にはこれが二千七百万人と、

六万四千七百人と、

二百三十人になっている。

この八十五年間の人口増加率は、日本全体が四%弱増、

今治藩では二十八%増

東北地方南部のある村では四十八%減となっている

(この村の人口が安定して増加傾向となり、宝暦七年の四百四十人までに回復するのは大正期)。  
江戸時代、百姓は作った米は年貢に取られ、粟・ヒエ・豆・芋(西日本)に命を頼らざるを得ない生



図 4-1-5 18 世紀初期の古式間取りの農家（香川県 細川家住宅、 国の重文）6.5 間×3 間の建物の 4 割弱が土間。天井なし。囲炉裏のある部屋は土間の高さにモミ殻を盛った上にムシロ敷き、奥の座敷は 1 尺程度高くした竹床の上にムシロを並べている。居住者がどの程度の階層の農民だったかは不明。

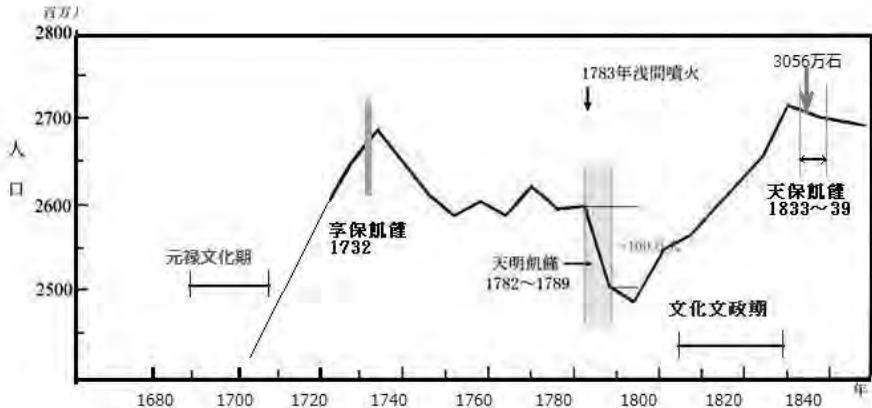
図 4-1-6 庄屋の屋敷(尾道市向島 吉原家主屋 国の重文)、  
 寛永十二(1635)年の再建、この外に約半分の規模の納屋と大蔵(天  
 保十一年 国の重文)がある。重文指定の庄屋屋敷としては全国的に  
 見てもかなりの規模で、建設年代が古く貴重。「イモツボ」は、甘藷  
 を蓄えるための地下庫。様式・規模は戦前の大規模農家とほぼ同様



活を強いられていたとよく言われてきた。飢饉の時はそうだったかも知れない。しかし例えば天保五年、米の生産高（三千五十六万石）は、国民（二千六十四万人、いずれも岩波書店『地方史研究必携』より）あたり一人一石（一日五合食すると、年一・五石。加工米用を除いた一人当たりの消費量が最大だった昭和三十七年でも年八斗）を越えており、酒造や種粃に回す量を考慮しても、国民のかんりの階層まで米食でなければ米が余ってしまいう計算になる。

この時期、日本全体でも図4-1-7に見るように、農業生産や家内工業の発達などによって生活が安定し、人口が増え始め、新しい文化が生まれていった。

窮乏していたと言われる農村においても、連歌・（農村）歌舞伎・浄瑠璃（じょうるり）・豪勢な神社の祭りなどもみられた。経済・文化両面でいろいろな蓄積があった。明治維新以降の飛躍が実現できたのではなからうか。幕末になるが、タウンゼント・ハリスが安政四（一八五七）年、大統領親書を將軍に手渡すために下田から江戸に向かう途中、神奈川で庶民がハリス一行の見物に立つのを見て、「彼らは皆よく肥（こ）え、身なりもよく、幸福そうである。一見したところ、富者も貧者もない。これが恐らく人民の本当の幸福の姿というものなのだろう



(人口は、1721年以前は社会工学研究所など、以降は防災科学研究所による)

図 4-1-7 人口の推移と飢饉・文化の興隆・米の出来高

私は時として、日本を開国して外国の影響をうけさせることが、果たしてこの人々の普遍的な幸福を増進する所以であるか、どうか、疑わしくなる。私は質素と正直の黄金時代を、いずれの他の国におけるよりも、より多く日本において見出す。生命と財産の安全、一般の人々の質素と満足とは、現在の日本の顕著な姿であるように思われる。」と『ハリスの日記』（坂田精一著）に記していた。

明治六年からの地租改正は、「幕末期の全国貢租額の平均取率三公七民を算式化した地価百分の三をもつて地租とする」（文献三の一）方式だったが、実際にはかなりの税率になったのである。う、全国に多くの騒擾（そうらん）が起こった。

備考① 百姓家の収支例

東広島市黒瀬の土井家（役付百姓）では天明七年から明治期に至る百年間にわたり家作帳が書き残されており、これを広島大の後藤陽一氏が『安芸国土井家作帳の研究（一九七七年九月、広島近世史研究会発行）』にて発表されている。下表に主要部をまとめた。

土井家は、百年間にわたる家作帳からみても代々の篤農家だった。米麦以外に多くの商品作物を作付けし、一町前後の田畑から年貢の残りがそのまま利益として残る経営を実践していた。

年代	文化5(1808)	文政3(1820)	嘉永5(1852)	
経営反別 (田/畑、反)	6.3/0.3	7.6/0.7	11.0/0.8	
收穫	玄米 (石)	9.41	14.37	26.825
	麦 (石)	7	6.26	11.87
	その他作物	茶	茶・綿・甘 諸・そば・豆	茶・綿・甘 諸・豆・粟
支出等	公課 (石)	5.3747	9.164	11.856
	食料 (石)	8.0353	8.012	12.386
	労賃・牛馬費(匁)	18	184.5	459.4
	種・肥料・農具費(匁)	118	216	462
販売益	米(匁)	180.0	240.0	1000.0
	麦(匁)	63.0	150.0	487.5
	茶(匁)	35.0	35.0	42.0
	実綿(匁)		289.5	230.0
貨幣収支(匁)	142.0	314.0	838.1	

## 二、注連石の広まった地方の文化

天保十二年三月に門弟とともに倉敷市福田町福田の福田天満に丸柱形式の注連石を寄進している岡部義輔長眞は、『福田町史』に、「岡部義惣兵衛長眞、寛政九（一七九七）年四月福田に生まれ明治二年五月十八日に七十二才で没。幼い頃から学問を好んで、福田に高教堂と号する私塾を開きましたが、近郷十八ヶ村から門人多数が集まり教えを受けたということ。蔵書は箆笥七杯に達して近隣にその比をみないほどでした。」という紹介記事がある。

岡山藩では、寛文八（一六六八）年に庶民（実質は役付百姓の子弟など）を対象とした教育機関として「郡中手習所」が百二十九カ所設置され、庄屋を教師として、七から二十三歳、二千二百余人の子弟が学び、藩も六百二十石の補助をしていたが、藩財政の窮状により九年後に廃止された。

明治になってからの資料だが、『児島郡誌』に児島郡内の寺子屋がまとめられている。江戸期の寺子屋だけを取ってみても、文化九年には早くも岡部義惣兵衛の「高教堂」が開かれ、続く文政期に三カ所、天保期に三カ所、弘化・嘉永の十年間に十三カ所、安政から慶応の十五年間に三十四カ所、合計五十四カ所の寺子屋が設けられた。これらにおいて教える教師の身分と数は、士族六名、農十二、商五、平民九、医三、僧二、神官十四、浪人一名と広い。

岡部義惣兵衛の「高教堂」では、教師二人で男児九十名、女児三十名を抱えていた。注連石の寄進者に「同門弟中」とあるのは、義惣兵衛の弟子や教え子のことであろう。教えたのは習字、寛政九年の生まれから計算すると十五歳頃に開塾、没した明治二年まで五十七年間開講していたらしい。とすれば寺子屋が一生の生業だったかもしれないが、どこで何時、人に教えるまでの知識・技量を持つようになっていたのだろうか。

一般に当時の寺子屋の経営はほとんど奉仕に近く、自活できる者でなければ維持できなかつた。『今

『治郷土史』によると、今治にも明治初めに四十四カ所の寺子屋があり、士族・農・平民・医・僧・神官・浪人のほか修験者も塾主となっており、その謝礼は「盆正月に薄謝」「節句などに食物・物品」「盆暮れに任意の包金」などから「月謝 米一升に銭一銭」などであった。物にも不自由な時代、やはりともに助け合い、努力していくことが基本の社会であった。

今治藩では領民向けに、松山藩から講師田中一如を招き(石田梅岩の)石門心学を説かせ、さらに藩士丹下光亮を田中一如の門人とし心学の修行をさせた。丹下光亮は京大坂・松山で足かけ三年学び、弘化四年から島嶼(とうしよ)部を含め藩内各地を講話して廻った。このための学舎「新民舎」を作ったのが、前出の深見利兵衛らである。

さらにより高等教育を担当する私塾も数多く、当時の役付百姓達(自ら寺子屋で教える者もおり)はこれらを利用し歴史や作詩を習っていた。また、倉敷福田村においても幕府の昌平黌の塾長にもなった鴨井熊山が天保三年に「黒山楼」を開いている。(備考①)

この鴨井熊山の略歴からも、当時は、地方の片田舎に生まれても、どこまでも、いつまでも精力的に新しい知識を求めて行く者がいたし、またそれぞれの地方にもこれら向学者の欲求に応えられる知識者がいたことがわかる。

庶民層でも前出の藤井此蔵は、九歳で「いろは手本」、十歳から十四歳までは近くの寺の和尚から手習いを受けている。此蔵はその後大工見習い、大工、大工棟梁となったが知識欲旺盛で「日本書紀」や『海国兵談』なども読んでいる(『海国兵談』は寛政の改革によって絶版とされ、林子平の没後に『精校海国兵談』として再び刊行されたものを安政六年に此蔵が読んだということだろう)。

注連石の祈願文では、祝詞、和歌、漢籍などから引いたもの、あるいは元歌などを参考としたものが多く、地方においてもこれらに通暁するものが少なくなかったことになる。

「近世後期の日本では、『日本』を単位とするナショナルリズムの基礎条件も生まれつつあった。その核となったのは、手紙を交わし、書物や情報を交換する知的なネットワークである。これは庶民の場合

は商業網を基礎に形成された。各地の上層庶民は遠近の商取引の相手と趣味や学問の上でも交際し、しばしば姻戚(いんせき)関係も結んだ。彼らは地元知的なサークルを創り、そこに全国を回遊する知識人を招いて書画会などを催した。中には塾を建て、各地から学生を集めた者もある。「放送大学教材『19世紀日本の歴史』(文献四の二)の四の4、「知的ネットワークの形成 身分と地域を超えて」より) 今治の半井梧菴の歌詠みの会、倉敷の鴨井熊山の塾は、地方における身分を超えた知的なネットワークの核となっていた。

#### 第四章の参考文献と備考

- ・ 文献四の一、西丸震哉『ネコと魚の出会い』角川書店、昭和55年4月30日
- ・ 文献四の二、放送大学教材『19世紀日本の歴史』(放送大学教育振興会 2000年3月)内の「4 近世後期の構造(三)社会結合」、執筆担当は三谷博 東大大学院教授

#### 備考① 鴨井熊山(福田町史より要約)

「通称耕太郎、十歳の時、内田彦右衛門(備後国知和村の庄屋)について四書五経を学び、十三才の時に鶴鶴春斎(不明)の門に入り詩を習い、十六才の時岡田藩の陶関山(漢学者 小笠原流礼法・甲州流軍学)の門人となり、文政五年二十才の時、備後神辺の菅茶山の塾で五年間研鑽(けんさん)をつみ、文政十年江戸に出て昌平校にはいり古賀侗庵(老中阿部正弘の協力者)に師事。この間父病気のため帰郷しましたが、二十七才の二月再び昌平校に入り在学四年塾長に選ばれました。天保三年十月帰郷し村塾黒山楼を開いて子弟に教授したのは三十才でした。三十四才の時結婚し、三十七才の時藩主池田徳明公(天城藩)に招かれて天城孝堂で『孟子』を講じました。四十才になっても伊予の近藤篤山(朱子学者)に学ぶほど学問にはげみました。」

## おわりに

本書(初版)をまとめ上げた頃、国の登録文化財(建造物)に、初めて注連石が指定されることとなった(文化庁、平成25年7月19日「登録有形文化財(建造物)の登録について」の報道発表による)。指定される「注連柱」については、巻末資料三に紹介したが、「注連柱」なるものが一般的に知られたものだったこと、注連石も文化財の範疇に入ると認められたこと、そしてこの「注連柱」の特徴が「独特な形式の注連柱」であるというように注連石にも種々の形式があつて、形式にも価値があることを教えてくれたものでした。

文政三(1820)年に寄進された今治法界寺三島神社の袖垣、祈願文付きの注連石が、角柱系注連石の中で最も古いにもかかわらず注連石の完成された姿であると考えられることから、どこかにもつと初期の形式があるのではないか、ウェブ上への紹介記事掲載などによつて、もつと古い形式などについて何か情報が得られるのではないか、倉敷近辺の丸柱形式の発展過程についても教えてくれるかも知れないという期待があつたが、初版から四年余り、残念ながらこの間得られた情報はあきませんでした。そこで、この最終報でもつて、筆者としての最終結論ということにしました。

この最終報をまとめるにあつて、うやむやにしていた山梨県の武田八幡神社の注連石について、再度の調査を行つて得た情報を書き込みました。さらに、初版にあつた、いくつかの個所の推論不足、こじつけ、冗長すぎる表現、多くの単純な誤りを修正しましたが、まだ多くの要修正の個所が残っています。

本書の編集は、Micro soft 社の Office を用いて行いました。販売開始から相当の年数がたつていますが、これらでの邦文縦書きの編集は大変にやりづらく、多大の時間を要しました。

初版に付けていたデータベースや参考資料の CD-ROM は、Micro soft 社の Windows のバージョンが 10

と大きく変わり、そのままでは種々不具合が生じる恐れがあります。筆者はこれらをWindows10用に再構築するツールと技術を持ちませんので、この最終報には添付しておりません。

## 謝辞

愛媛県今治市中央図書館の飯野さん、野口さん、史談会の芥川さん、木原さん、宇高さん、尾道図書館の力石さん、また敢えてお名前は記しませんがこの地域にお住まいの三名の方々から、種々の資料や情報を頂き内容を深めることができました。厚くお礼を申し上げます。

なかでも野口さんにはいろいろと相談にのっていただくとともに、終始励ましをいただき、お陰でこの報告書をまとめることができたといっても過言ではなく深く感謝を申し上げます。

巻末資料

一、江戸期の注連石のある神社

現在 百四十社、寄進年が古い順に記載、角柱系と円柱系を分けて表示している。  
表の後に、寄進者のうち、特定できたのではないかと考えた方々についての紹介記事を載せた。

角柱系

名称	住所	石柱	左柱	建立年	形式	寄進者
1 法界寺三島神社	今治市玉川町法界寺	天下泰平	国家安全	文政三辰年九月吉日	袖垣付き	浮穴丑之噺(大庄屋)、越智七良右衛門、渡邊庄藏、氣田岩右衛門、村上善左衛門、山本馬之助、保木市弥右衛門、青野利右衛門
2 大山祇神社	越智郡大三島町宮浦	(内側)瑞廣前	(内側)瑞廣前	文政九丙戌年	稚児柱付き	菅長右衛門林口、菅大之進愛積
3 厳島神社	尾道市向島町	瑞廣前	瑞廣前	文政十一年歲次戊子正月吉日	袖垣付き	松浦総次郎真章
4 井田八幡神社	今治市上浦町井口	奉獻 御宝前(再建)	奉獻 御宝前	天保二卯年八月吉日	独立角柱	舛田屋清重、河野晴方
5 龜山(久保)八幡神社	尾道市西久保	無地(内側に左右玉垣奉獻 天保四季癸巳正月吉展)	無地(内側に左右玉垣奉獻 天保四季癸巳正月吉展)	天保四季癸巳正月吉展	玉垣親柱	橋本氏、龜山氏
6 椋浦良神社	尾道市因島椋浦町	奉寄進	奉寄進	天保六乙未九月吉日	玉垣親柱	石井新藏、石井七郎兵衛、石井七三郎、石井仁兵衛、青木万右衛門

18 山脇神社	17 大見八幡宮	16 忠海八幡神社	15 法界寺和靈神社	14 吉備津神社	13 廣田神社	12 長江良神社	11 忽那島八幡神社	10 喜多浦八幡神社	9 龜森八幡神社	8 網敷天満宮風呂明神社	7 吉和八幡神社
尾道市東久保	今治市大三島町大見	竹原市忠海中町	今治市玉川町法界寺	尾道市東土堂町	倉敷市藤戸町有城	尾道市長江1丁目	松山市中島大浦	今治市伯方町北浦	尾道市向東町	今治市志島ヶ原	尾道市吉和西元町
奉寄進	奉寄進	奉寄進	千早振神裳受引微注連縄	奉寄進	(無地)	奉寄進	奉寄進	(無地)	聖經治國頼帝力	人如是愛敬則神又	瑞廣前
奉寄進(昭和に再建)	奉寄進	天保十三年壬寅九月吉日	長幾多免新也安計能玉垣	奉寄進	(無地)	奉寄進	奉寄進	(無地)	廣祀報神見民心	咲歛而宜守安穩	瑞廣前
天保十五甲辰年	天保十四癸卯八月吉展日	天保十三年壬寅九月吉日	天保十三年壬寅三月吉日	天保十二辛巳(丑の間違い)十月吉日	天保十二辛丑年九月	天保十一年庚子十二月吉日	天保十一年庚子歲三月吉日	天保十年	天保十季己亥九月	天保九戊戌五月	天保七年丙申春二月吉日
独立角柱(記載無し)	玉垣親柱 岩田屋萬兵衛	独立角柱 松葉屋貞兵衛	袖垣付き 町屋村 清水九右衛門	玉垣親柱 縞屋和助、壽志屋萬次郎	独立角柱 中島豊重	玉垣親柱 戎村ひや 伊兵衛、大鍛治屋 善兵衛	玉垣親柱 六ヶ村惣産子	独立角柱	独立角柱 菅重平□(尸に立)為、三好利助光章	独立角柱 泉屋磯次、泉屋官治	独立角柱 財間庫三郎通悟

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
桑名神社	大浜八幡神社	盛八幡神社	綱敷天満神社 天満宮	細八幡神社	諸山積大明神	木浦三島神社	上徳三島神社	磯宮八幡神社	弓削神社
松山市中島栗井	今治市大浜3丁目	今治市上浦町盛	今治市桜井1丁目	三原市大和町大草	今治市大三島町浦戸	今治市伯方町木浦	今治市上徳	竹原市竹原	越智郡上島町弓削
奉寄進 海上安全 (現在は、左右とも 神社側、表は無地)	神之所臨徳存無彊	奉廣前	ひさかたのつきのか つらをうちしなも	奉寄進	奉寄進	奉謹建	行末も限八志らず注 連縄乎	於穆神聖上下蒙福	奉新建
千時嘉永五壬子八月吉 祥日	民之所仰惠頼嘉祥	奉廣前	よにかぐはしきかみぞ このかみ	奉寄進	御寶前	瑞廣前	君□ちと世登祈る神垣	長享利貞永世無極	瑞廣前
嘉永五壬子八月吉 祥日	嘉永五年歳在壬子 八月穀旦	嘉永五季子五月吉 日	嘉永五壬子歳春三 月吉旦	嘉永三庚戌暮□成 就日	嘉永三庚戌八月吉 日	弘化四稔丁未夏四 月吉祥日	弘化三年歳在丙午 三月	弘化二稔乙巳四月 吉日	
玉垣親柱	稚児柱付	独立角柱	独立角柱	独立角柱	稚児柱付	独立角柱	独立角柱	独立角柱	稚児柱付
藝州廣村新谷屋源右エ 門 吳庄村宮太屋佐助	藝州竹原 中村三平緩	庄屋文右衛門ほか	当村産子中	行成氏	中庄屋小笠原大三郎、組 頭伊平、同芳右衛門、 本屋丹藏、中屋藤吉、 池	宅間屋利兵衛ほか	越智三治	本邑 竹鶴伴造尚雅	中村吉明

39 甌(こしき)天 満宮	38 重井八幡神社	37 尾形神社	36 沼田神社	35 清水川神社	34 國津比古命神社	33 府中八幡神社	32 宇津神社	31 矢掛若宮八幡神 社	30 古社八幡神社	29 小片島神社
三原市本郷町下 北方	尾道市因島重井	窪今治市吉海町宮	三原市沼田東町 本市	東広島市八本松 東5丁目	北条市八反地	府中市出口町	呉市豊町大長	矢掛町江良	大崎上島町東野	三原市沼田東町 方島
神聖攸蹕有若靈場維 口(甌の異体字)與 井威靈无疆	遠服八荒續武功於先 皇	奉寄進	奉獻天真柱	奉獻	う禮しくも松の梢に 立寄りて久しく常に 民を守らん	清浄為先	奉寄附瑞廣前	奉獻	珍津	小片島宮瑞廣前
休祥日至民富物殷壽域 樂土享祀忒芬	始教六経輝文德於後生 月吉祥日	御宝前	奉獻地真柱	奉獻	千早振る神の五十鈴の かわらにもめくる月日 の影のさやけさ	専心神珠	願主 嘉永六稔癸丑八月穀旦	石壇	廣前	小片島宮瑞廣前
安政3 / 9	安政貳季乙卯秋九 月吉祥日	吉日	安政二年乙卯六月	安政二年乙卯二月 吉日	嘉永7 / 8	嘉永七年庚寅八月	嘉永六稔癸丑八月 穀旦	吉日 嘉永六癸丑年四月	吉日 嘉永六癸丑年正月	嘉永五年壬子八月 吉日
独立角柱	独立角柱	稚兒柱付 き	独立角柱	独立角柱	稚兒柱付 き	独立角柱	玉垣親柱	独立角柱	独立角柱	独立角柱
杉野長平直作ほか	村上美作郎頼延、柏原嘉 太、秀直、柏原貞八、正 秀、柏原禎三郎勝正	加賀屋庄兵衛、幸助、藤 五郎、圓藏、紋藏	惣定村 貞丸和平通徳、 原儀平知胤	庄屋嘉平、中曾庄吉	米屋嘉太郎、重見夾次、 大内左一郎ほか	町村屋金右エ門	山田屋伊三郎	(記載無し)	古江 中森屋柳正、三津 九助、石灯籠組	原儀平知胤

49 田中神社	48 総都八幡神社	47 神山八幡神社	46 瀬戸八幡神社	45 石打八幡神社	44 宮原八幡宮	43 皇后神社	42 瀧神社	41 本郷橋神社	40 幸崎神社
今治市吉海町本所	竹原市新庄町	東広島市安芸津町三津	今治市上浦町瀬戸	東広島市高屋町	尾道市瀬戸田町宮原	竹原市須波西町	四国中央市中曾根町	三原市本郷町本郷	三原市幸崎町
千早振神之美牟漏爾 引注(内側)	奉寄進	靈威明著萬世口極	宇豆能	奉寄進	靈威焯鑠無偏無黨	(国家静謐 (4字抹消))	神之拔且不可度思	神徳永不磨	奉寄進
連能萬代画天伊者不神 葉(内側)	奉寄進	貞石賢剛千載不礪	大廣前	(無地)	貞石堅硬不磨不朽	萬穀豐饒里民快樂	苟豊正丞介尔景福	民心之所嚮	奉寄進
安政7 / 3	安政六年乙未八月吉日	安政六歲次己未五月穀旦	安政六己未歲三月吉展日	安政五歲午晚秋	安政五年戊午季春	安政四年丁巳季臘月吉旦	安政四丁巳年夷則吉日	安政4 / 4	安政3 / 11
稚兒柱付 時	独立角柱 (記載無し)	独立角柱 (記載無し)	独立角柱 (記載無し)	独立角柱 四日市辰野屋	独立角柱 竹内嘉左衛門、二反島藤平、俵屋儀左衛門ほか	独立角柱 (記載無し)	独立角柱 下組惣若連中	独立角柱 江州塚本久右衛門、阿州藍屋嘉兵衛、大坂木屋彌兵衛、京都布屋彌助、尾道問屋堀野屋政兵衛、山田屋儀助	独立角柱 若松屋彦吉、川口屋靜八、新屋彦三郎、川嶋屋元助、中新屋辰四
藤木屋利左衛門是									

59 町谷三島神社	58 石清水八幡神社	57 小浦八幡神社	56 高根島八幡神社	55 萩野原神社	54 中野荒木神社	53 福田天満宮	52 沢八幡宮	51 中条八幡神社	50 生口神社
今治市町谷	今治市玉川町八幡	三原市鷺浦町	尾道市瀬戸田町高根	尾道市瀬戸田町萩291	尾道市瀬戸田町中野	尾道市瀬戸田町福田	尾道市瀬戸田町沢	福山市神辺町西中条	尾道市瀬戸田町瀬戸田
みな人のいのる心もことわりに	(解説中) / 千早振農 神能己牟漏手曳注連	神威増光國家清寧(再建)	千早振神之心袁南五米受波	天神國社遠祝豆叙	為於惡顯地則皇帝誅之	梅八飛櫻八枯流菅原耶	精誠有感樂以富	奉寄進玉垣同族方中	天保定爾俾爾馘穀
そむかぬ道を神やうくらん	(解説中) / 萬代可計 天與盤不榘葉	村内鞏固諸作豊登	八十之禍事南爾登能賀礼武	我葦原能國者治留	為於惡茲中則鬼神罰之	深久叙頼武神能誓以遠	恭敬攸格壽而寧	奉寄進玉垣同族方中	德勝不祥仁除百禍
文久二壬戌四月吉日	文久二壬戌四月吉日	文久紀元辛酉十一月吉日	文久元 / 8	万延2 / 3	萬延二年辛酉正月	萬延二年辛酉正月	萬延元年庚申秋八月	万延元 / 3 (柱に記載なし、神社調査を採用)	安政7 / 3
独立角柱	袖垣付き	独立角柱	独立角柱	独立角柱	独立角柱	独立角柱	独立角柱	独立角柱	独立角柱
清水九右衛門森寶	益田政晴 / 益田松之助直道 山本良迪貞亮	藤井豊八、御畑傳藏	横道熊三郎、寺畑弥八ほか	稲角保太郎、田坂丈吉	林村 河合傳藏	中屋文助、山本屋善助、油屋兼藏、川本屋□助	佐武式右衛門忠□、莫屋直平時□、西原庄藏益精、竹内嘉左衛門義□	玉垣同族方中	萬治屋清兵衛

71 小野神社	70 龜山八幡神社	69 垂水天満宮	68 中野八幡神社	67 長谷神社	66 室原神社	65 糸崎神社	64 巖島大明神	63 市恵美須神社	62 賀茂神社	61 吹揚神社	60 下鴨神社
府中市元町	三原市鷺浦町向 田野浦	尾道市瀬戸田町 垂水	大崎上島町中野	三原市長谷町	呉市豊浜町豊島	三原市糸崎	尾道市向島町岩 子島	竹原市田万里町	竹原市東野	今治市吹揚公園	竹原市下野町
以清浄為先（再建）	八幡宮（詠歌あり）	都府樓纒看瓦色觀音 寺只聽鐘聲	奉寄付	天真柱	一雙突立	四海昇平瑞垣榮	珍広前	福祿永世	自天降康豐年穰々	注連繩乃萬代黙弓祈 也	二柱屹乎表道
以正直為本（再建）	太廣前（詠歌あり）	中懐好逐孤雲去外物相 逢満月迎	瑞廣前	地真柱	永表祠門	皇圖鞏固頼神力	珍広前	有餘無窮	來假來饗降福無疆	我日本之國迺榮乎	群黎肅然起敬
文久三亥年	文久三癸亥年十一 月吉展	文久3 / 10	文久三癸亥九月吉 旦	文久3 / 7	文久三年癸亥五月 吉日	文久三癸亥歲五月 吉日	文久2 / 12	文久二壬戌孟冬	文久2 / 8	文久二壬戌夏穀旦	文久二年歲次壬戌 夏五月穀旦
独立角柱	独立角柱 （記載無し）	独立角柱 （記載無し）	独立角柱	独立角柱 （記載無し）	独立角柱 （記載無し）	独立角柱	独立角柱	玉垣親柱 （記載無し）	独立角柱 （記載無し）	稚兒柱付 き	独立角柱
府中 笹屋佐兵衛			大石屋重平、有田屋喜兵 玄 玄座積兵衛ほか			三原城東町 能地屋仲兵 衛	注屋房三郎、組頭要平、 長百姓藤右衛門			朝倉屋□□□、新屋安 治、讃岐屋□右衛門ほか 多数	当村種村立齋

83 新宮神社	82 大歳神社	81 姫子島神社	80 中庄能箇原八幡神社	79 明日八幡神社	78 伊予三島神社	77 木浦塩竈神社	76 廿日市天満	75 須賀神社	74 名荷神社	73 東八幡神社	72 多伎神社
呉市仁方本町	呉市仁方大歳町	今治市関前岡村	尾道市因島中庄	今治市大三島町 明日	三島市三島宮川	今治市伯方町木浦	廿日市市廿日市 2丁目	今治市湯ノ浦	尾道市瀬戸田町 茗荷	尾道市向東町	今治市古谷
奉	奉	威以理四海	本朝文武之祖	奉寄進	奉一天太平	奉寄進	天地明察	人間私語天聞若雷	産土天満宮	東八幡宮	比久志免能万代かけ て濁りなき
献	献	徳以握萬民	異城降下之宗	奉寄進	献萬民快樂	御寶前	鬼神章矣	暗室虧心神目如電	奉獻瑞廣前	寓都廣前	瀧能みや社をあふかさ らめや長世
慶應元乙丑九月	吉展 慶應元年乙丑九月	月吉 慶應元年乙丑秋八月	良展 慶應紀元乙丑八月	吉日 慶應元乙丑年八月	日 慶應元年丑五月吉	慶應元 / 5	元治乙丑五月	元治二年次乙丑三月 月吉日	吉祥日 元治元甲子季九月	元治紀元甲子正秋	吉旦 元治元年甲子正月
独立角柱	独立角柱	独立角柱	独立角柱	独立角柱	独立角柱	稚児柱付 き	独立角柱	稚児柱付 き	独立角柱	独立角柱	独立角柱
井村屋久次郎、高松屋満次郎ほか	谷屋外ほか	富村 伊豫屋初五郎、男嘉太郎	(記載無し)	左近出新地町 楠屋平治郎	東讃高府 鳥屋松之助、同利兵衛ほか	木浦 白石喜市	榑原親安	当村若連中	濱田屋甚五兵衛、向井屋万太郎	尾道 鷗屋清藏、塩屋安兵衛、大原 西屋伊三平	清水九右衛門森寶、清水重左衛門森秀

94 沼名前(ぬなく ま)神社	93 生名八幡神社	92 鳩崎八幡神社	91 床浦神社	90 金毘羅神社	89 御袖天満神社	88 中島天満神社	87 岩城八幡神社	86 宮ヶ崎八幡神社	85 速津佐神社	84 金刀比羅宮
福山市鞆町	越智郡上島町生 名	呉市蒲刈町田戸	竹原市忠海床浦	今治市朝倉下	尾道市長江1丁 目	松山市宮野	越智郡上島町岩 城	今治市宮ヶ崎	呉市豊浜町大浜	仲多度郡琴平町
天不言而信萬民以服	長生安楽富貴萬栄	奉寄進宇津乃大前	威靈朗著雲仍蕃□	神與南山之不齋共久	精誠感致欽若之機負 齊	奉獻	至誠感神	高市の郷冠山	阿米能美波志羅	威靈呵護國家隆盛
神不怒而威百衆以畏	明神在上何頼不或	願主名 慶應三年丁卯九月吉日	祠寓儼然山翠嵯□	徳將東海之無測競満	冥報来榛孔照之鑑無掩	奉獻	明德惟馨	八幡大神の宮前(読み 方は現地案内板によ る)	玖邇能美波志羅	精敬亨感海陸順寧
慶応三丁卯十二月	慶応三年丁卯十一 月吉日	慶應三年丁卯九月 吉日	慶應三年丁卯正月 吉日	慶応二丙寅歳二月	慶応2 / 1 2	慶応二丙虎九月吉 日	慶応二年丙寅五月 吉日	慶応二丙虎三月吉 祥日	慶應紀元稔乙丑十 一月下流	慶応紀元歳次乙丑 季秋之月穀旦
独立角柱	独立角柱	独立角柱	独立角柱	袖垣付き	独立角柱	独立角柱	独立角柱	独立角柱	独立角柱	稚児柱付 き
寄進者一備中黒崎 恵美 屋瓶兵衛 同 左見 大 黒屋甚蔵	庄屋村上寛治興祥、組頭 芳平、同三之助ほか	崔野屋三郎七	江戸屋新七郎	当所 越智貞右衛門	廣島 平野屋武平	福嶋屋弁治、小谷屋滋 藏、亀田屋□平ほか	寄進者 三浦為忠	両若連中	下河内庄之助ほか	豫洲 今治深見利兵衛

## 丸柱系

10 清田神社	9 鴻八幡神社	8 有城御崎神社	7 福田天満神社	6 濱田神社	5 田土浦坐神社	4 粒江天津神社	3 瑜伽神社	2 本庄八幡神社	1 由加神社	95 小丸居神社
倉敷市曾原	町 倉敷市児島下之	倉敷市有城	田 倉敷市福田町福	新田 倉敷市福田町古	倉敷市下津井田	倉敷市粒江	岡山市門田本町	倉敷市児島通生	倉敷市児島由加	竹原市忠海町
嘉永元年	(無地)	弘化三年二月吉祥日	奉	奉寄進	天保十一年	順祥安寧	(無地)	文政十二巳年	(無地)	秋津峰神能治国成□
戊申五月	(無地)	(下部に願主名多数)	献	奉寄進	庚子六月	天保七年歲次丙申冬十有二月吉祥日	(無地)	六月吉日建之	(無地)	君静爾亭民茂安氣怡
嘉永元年戊申五月	弘化三年丙午六月	弘化三年二月吉祥日	天保十二年丑三月吉祥日	天保十一年庚子年六月吉展	天保十一年庚子六月	天保七年歲次丙申冬十有二月吉祥日	天保七丙申年六月	文政十二巳年六月吉日	文化四季龍□□丁卯五月吉辰	慶応第四歲在戊辰仲秋吉旦
丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	独立角柱
渡邊又吉	麴屋清太郎、新屋喜次郎	孫治郎、嘉藏、新太良	岡部義輔長眞、同門弟中	門田鐵五郎ほか多数名	岩津五良、那須林七	那多半治兵衛、岡山武田伴藏	丹波氏	吹上 隅友儀平	□木、岸本、尾崎	(記載無し)

22 新熊野神社	21 長御崎神社	20 興除神社	19 武田八幡神社	18 玉比咩神社	17 上之町素盞鳴神社	16 稗田八幡神社	15 木里神社	14 彦崎天神宮	13 小川神社	12 黒石荒神社	11 熊野神社
倉敷市沖	邊倉敷市真備町川	岡山市中畦	山梨県韮崎市山町北宮地	玉野市玉5丁目	倉敷市兒島上之町	倉敷市兒島稗田	兒島市下津井4丁目	岡山市灘崎町彦崎	倉敷市兒島小川町	倉敷市黒石	倉敷市林町
奉安政二年□□八月吉日	九月吉日	奉	(無地)	嘉永六年癸巳四月吉日	嘉永五年壬	為報賽奉建立之	天下泰平	奉寄進	天下泰平	嘉永二酉年	天下泰平
上願主名	嘉永七年	猷	(無地)	奉寄進	子九月吉日	嘉永五年壬子六月	国家安全	嘉永四歲辛亥九月吉日	国家安全	六月二十八日	国家安穩
安政二年□□八月吉日	嘉永七年九月吉日	嘉永七年甲寅九月吉日	嘉永六歲次癸丑秋八月吉日	嘉永六年癸巳四月吉日	嘉永五年壬子九月吉日	嘉永五年壬子六月	嘉永四歲辛亥十二月吉日	嘉永四歲辛亥九月吉日	嘉永二乙酉年八月十五日	嘉永二酉年六月二十八日	嘉永二乙酉年三月吉日
丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱
小野萬年	横町、美濃町	氏子中	前神主五位下对馬守藤原朝臣矢崎好貫	氏子中	柏野弥□郎ほか多数	植野孫三郎	魚屋清助	衛門 植松邑原善藏、原鉄□衛門 田邊源藏、大水源左衛門	鴨井與八郎、□野金七、西原□平ほか	永山厚幸、永山厚載	上浦田中

34 植松荒神社	33 上二万神社	32 鶴崎神社	31 尾原天津神社	30 藤戸素盞鳴神社	29 用吉天神社	28 早瀧比咩神社	27 西阿知熊野神社	26 浦田神社	25 上高末八幡神社	24 木華佐久耶比咩神社奥宮	23 片島神社
岡山市灘崎町植松	倉敷市真備町上二万	都窪郡早島町早島	倉敷市尾原	倉敷市藤戸町藤戸	玉野市用吉	玉野市滝	倉敷市西阿知	児島市福田町浦田	小田郡矢掛町上高末	倉敷市福江町福南山	倉敷市片島
文久二戊年八月吉祥日	奉	奉	奉文久元辛酉年十二月大吉祥日	奉	(無地)	安政五年	奉	(無地)	(無地)	安政四年	奉寄進
奉寄進	献	献	献 (寄進者名)	献萬延元申歳九月吉日	(無地)	九月二日	献(再建)	(無地)	(無地)	巳八月吉日	奉寄進
文久二戊年八月吉祥日	文久二壬戌春	文久二壬戌春	文久元辛酉年十二月大吉祥日	萬延元申歳九月吉日	安政五戊午年	安政五年九月二日	安政五戊年正月	安政四年丁巳十一月	安政四未巳年中秋	安政四年巳八月吉日	安政四年五月
丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱
氏子中	木谷要三〇〇、木谷重内高重	氏子中	藝州廣島磨屋町小倉屋吉三郎	氏子中	藤原一郎左衛門ほか	通生村三輪光都	中嶋邑 岩田屋弥左衛門	石屋谷 岡野千代松	長谷川信彰	福森以助、同又吉、三宅利太郎、森上多祐、	和泉屋霜吉、音羽屋其吉ほか

45 福田神社	44 西菌神社	43 窪八幡宮	42 箕島神社	41 槌ヶ原八幡神社	40 奥迫川熊野神社	39 田井八幡神社	38 富八幡・富御崎神社	37 中畝素盞鳴神社	36 鮑浦素盞鳴神社	35 迫川御崎神社
倉敷市北畝3丁目	倉敷市真備町市	岡山市久保	岡山市箕島	玉野市槌ヶ原	岡山市灘崎町奥迫川	玉野市田井	倉敷市玉島富	倉敷市中畝	岡山市鮑浦	岡山市灘崎町迫川
奉	一天泰平四海安康	天下泰平	奉	奉	奉 展 元治二丑四月吉	天下泰平(表)、塩濱繁榮(裏)	文久三年癸亥十月吉 展日 寄進者名	奉文久三年亥六月	奉寄附注連柱一基郡邑福来	奉 文久二戌年
献	風雨順時五穀豊穰(一+登)	国土安穩	献	献	献 願主名	国家安全(表)、五穀成就(裏)	当村産備前國児島郡興除村新田	上(寄進者)	施主寄進者名(再建)	献 八月吉良日
慶応三丁卯九月吉 展日	慶応二年仲秋	慶応二年五月	慶応元歳在乙丑秋八月良展	慶應元年八月	元治二丑四月吉展	文久三癸亥	文久三年癸亥十月吉展日	文久三年亥六月	文久二壬戌九月吉且	文久二戌年八月吉良日
丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱	丸柱
氏子中	惣氏子中	石原土之介、武田喜左衛門ほか	(記載無し)	氏子中	立花喜十郎	社 左 有 宮 田 清 左 衛 門 本 義	社 左 衛 門 業 敬、 岩 田 清 三 郎 井 上 五 郎	郎 同 赤 松 榮 之 助、 赤 松 伝 三 郎	阿 州 国 加 賀 屋 平 兵 衛	氏子中

寄進者の人物情報Ⅱ（角／丸―番号「神社名」、人物情報。第三章記載の人物については省略、なお、出所を記載していない事項については、情報の信頼性は低い。）

角12「大山祇神社」、菅長右衛門Ⅱ文化9の頃の越智島Ⅱ村の大庄屋、菅大之進愛積Ⅱ文政9天保8同大庄屋。両名とも宮浦村Ⅰ（続伊予岩城島の歴史Ⅱ大三島町誌Ⅱ上浦町誌）

他の期間の大庄屋は、文政Ⅱ小笠原為右衛門（野々江村）、天保Ⅱ安政Ⅱ小笠原東平（野々江村）、安政9明治Ⅱ高橋市左衛門（宮浦村）

角14「井田八幡神社」、安政六年、藤井此蔵が施主となり、地元薬師寺に大般若経を奉納したときに、協力した舛田屋清十であろう。（藤井此蔵一生記Ⅱ安政9年）

角16「亀山八幡神社」、豪商橋本家Ⅱ灰屋Ⅱ久保町年寄。豪商亀山家Ⅱ土堂町の町年寄（嘉永Ⅱ安政Ⅱ）。尾道で橋本氏、亀山氏と並べてあれば、この両家しかない。

角10「喜多浦八幡神社」、赤瀬金七は明治二十八年設立の北木島石丁場組合設立委員の一人。北木島には明治六年頃渡る。（高梁川 卷Ⅱ8）

角13「廣田神社」、安次郎定正の子で、善次郎豊重といい、老名を壮翁九一郎と称した。中島本家を継ぎ、文政年間天城村名主を勤めた。福田新田の開墾に功があり、また興除新田や天城附近の新田の開墾についても、目論見をつくつて開墾の端緒を開いた。和歌を香川景樹の門人木下幸文に学び、また漢学や茶道にも通じていた。文久二年十二月二十二日七十一才で没した。（藤戸町史）

大庄屋の中島三郎四郎と中島富次郎は分家筋。

角一14「吉備津神社」、縞屋和助は木綿商。壽志屋萬次郎は、すしや万次郎、壽志屋万次郎として角灰屋と年賦証文のやりとりをしている。(橋本家文書P33)

角一19「弓削神社」、中村武兵衛吉明は下弓削第十一代の庄屋、和歌に長じ書も巧みだったという。弘化四年没(弓削町史)

角一20「礪宮八幡神社」、竹原の竹鶴家の本家の方だろうか。

角一23「諸山積大明神」、仁江小笠原氏は元禄二年(1689)まで伯方・弓削など今治藩の島方すべてを支配したが、以降は二分して大島のみとなった。

角一29「小片島神社」、原儀平知胤は嘉永三年頃の惣定村の与頭。沼田神社にも寄進。

角一34「國津比古命神社」、米屋(実質よろずや)であった米屋元蔵が享和三年に松山藩の御蔵米を売る御用役となり、後三軒に分家。仙太郎、嘉太郎、佐吉、それぞれに1.5-2.3町歩の田畑を持つ(風早地方史)。安芸忠海浜胡屋御客帳に稲荷丸にて「小羽(平子)イワシ」売りの記載あり。

角一38「重井八幡神社」、村上美作郎は庄屋、柏原禎三郎は、元治・慶応頃、重井村の組頭格。(因島町史)

角一41「本郷橋神社」、江州川並の塚本久右衛門は、東近江の麻問屋、讃岐金毘羅に灯籠一基奉納。

角一44「宮原八幡宮」、竹内嘉左衛門は沢八幡へも寄進。万延二年から明治五年の間、宮原村庄屋。

角一52「沢八幡宮」、西原庄蔵益精、「鷺浦村大字向田ノ浦扇浜ハ同字上ノ浜塩田ト字和靈石島トノ海面距離南部約三百間北部約二百六十間水深干潮時ニ於テ五百石積以下船舶通航自在ナリシ箇所ヲ時ノ庄屋西原庄蔵氏公共事業ニ頗ル熱心ニシテ村民ノ生計上塩田ノ有利ナルヲ慮リ愛ニ塩田ノ築調事業ヲ奮起シ浅野藩主ノ許可ヲ得テ天保三年正月十五日工ヲ起シ爾後種々ノ災害ニ遭遇セシコトアルモ苦心慘憺不倦不憊能ク百難ヲ排

斥シテ終二天保五年正月工ヲ終ヘタリ当時地盤ヲ七浜ニ分割シ今仍ホ原状ニ依リ業ヲ執レリ。」瀬戸内塩田の所有形態」―もとは塩業大系から

角155「萩野原神社」、稲角保太郎、明治四年萩村庄屋。安政の金の毘羅の燈明堂奉納小額に稲角保太郎がある

角158「石清水八幡神社」、益田道三郎政知は中寺村庄屋のほか他村庄屋後見、最終は大庄屋格となる。

角193「生名八幡神社」、安政六年に18歳で庄屋、以降庄屋。元治元年三原青木浜の新田開発。宇都宮竜山に師事し橙園と号する。

丸12「本庄八幡神社」、隅友儀平の寄進である。本庄八幡神社に近い下津井吹上にある四柱神社の玉垣を「隅友儀兵衛」が寄進している。さらに岡山藩家老池田氏（陣屋は倉敷市藤戸町天城）の「池田天城家土帳」に判形支配徒・八俵という役職とともに記載されている「隅友儀兵衛」という人物が居る（玉野市史、岡山県資料）。この三人が同一人物ならば、隅友儀平は末端ながらも武士（あるいは武士格扱いの商人だったかも知れない）である。

丸13「瑜伽神社」、岡山藩主池田家の家臣職歴情報である「諸職交替」で「丹羽氏」を検索してみると、「丹羽登、番頭、文政4. 2から天保7. 7、小仕置」が出てきた。また別の資料では、番頭（ばんがしら）について、「番方の大組（おおくみ）を預かり、相当職は家老の仕置職を補佐する中老、小仕置（こしおき）など」の高級職である。丹羽登は、1821-1836の間、格式は番頭、役職名は小仕置で禄高二千石であった。瑜伽神社の注連石の寄進日は天保七年六月である。番頭を辞する前の月、丹羽登が寄進したとしても矛盾はないようである。

丸15「田土浦坐神社」、岩津五良三良は天保九年から嘉永三年の間、田之浦村庄屋。那須林七は五人組頭。

(倉敷棟札「新庄八幡」倉敷市史18-1185)

丸17「福田天満神社」、岡部義輔長眞(平民)、福田町史に、『岡部義惣兵衛長眞、寛政九(一七九七)年四月福田に生まれ明治二年五月十八日に七十二才で没。幼い頃から学問を好んで、福田に高教堂と号する私塾を開きました。近郷十八ヶ村から門人多数が集まり教えを受けたということです。蔵書は箆笥七杯に達して近隣にその比をみないほどでした。』とある。

丸12「黒石荒神社」、永山善十郎厚幸、大庄屋で興除新田開発・福田新田開発建白者であった利右衛門厚徳の長女の婿養子、福田新田開墾をおこなう。天保八年大庄屋、嘉永五年名字帯刀、安政二年没。永山一郎厚載は厚幸の義弟。(倉敷市史(永山))

丸15「木里神社」、魚屋清助、別名赤星清蔵。本荘八幡宮祀官三輪光都の娘が「まだかな橋」近くに居宅を構えていた赤星清助の養女に入った。この家で下津井会議が開かれた(倉敷市史18)下津井地区歴史的景観調査報告など)

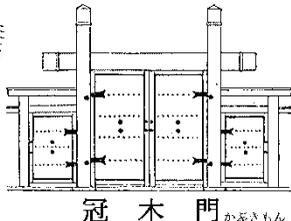
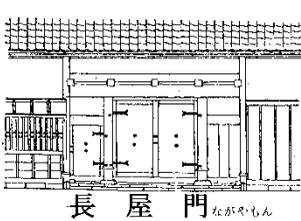
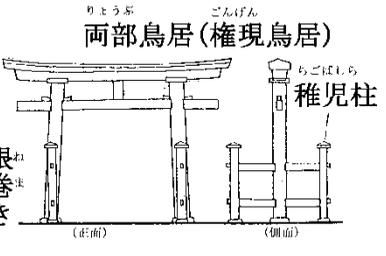
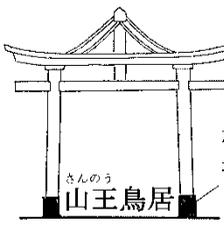
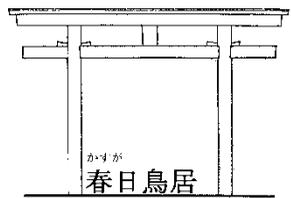
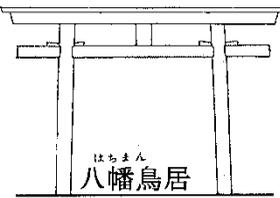
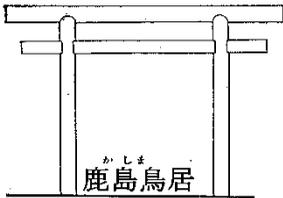
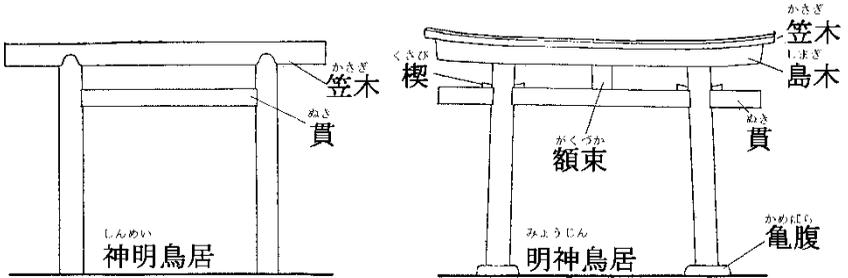
丸128「早瀧比咩神社」、丸12の本庄八幡の神官である三輪光都は安政五年九月、玉野市滝の早瀧比咩神社に丸柱形式注連石を寄進している。早瀧比咩神社とどのような関係にあったのか不明である。三輪光都は倉敷での勤王倒幕派の中心人物となっており、長州第二奇兵隊の立石孫一郎らの逃亡に助力している。そして、嘉永四年に児島下津井の木里神社へ「天下泰平 国家安全」の注連石を寄進した魚屋清助とは姻戚関係にあったらしい。これら三人は尊皇攘夷に対する思想上でのつながりがあったのだろうか。

丸139「田井八幡神社」、近土正直は本宮の神官、寺子屋も開いていた。他は木の崎塩田の開発者。井上五郎左衛門

業敬<sup>11</sup>名主(万延元)、  
 岩田清三郎有隣<sup>11</sup>名主  
 (万延元)、宮田在之助  
 善利<sup>11</sup>名主(万延元)、  
 宮田清左衛門本義<sup>11</sup>五人  
 組頭(文久元)。

二、鳥居と門

(各種資料から転記)



### 三、登録有形文化財（建造物）指定の注連石

#### 登録内容

名称

宮處八幡宮注連柱

所在地

高松市

建設年代

T 14

特徴等

独特な形式の注連柱

現地調査結果など

注連石写真

下図（左柱のみ撮影、樹木に覆われた右柱は左柱と対称）

祈願文

なし（裏面に寄進年月と寄進者名）

独特な形式

図1-4-1-1にない独特の形式である。

備考

この社には他に二対の注連石があり、最も社側が古く、明治14年（独立角柱、「如日之升」、「如月之恒」）、一つ手前が明治33年（独立角柱、「寿民之為蒙神而遠之、□家神挙如寿撫民也」）



# しめいし

—最終報—

平成三十年十一月発行（非売品）

著者・発行者 米野 悟（よねのさとる＝筆名）  
連絡先 shimeishi@hotmail.co.jp